



銚子市第2期 子ども・子育て支援事業計画



【令和2年度～令和6年度】

銚子で生まれ育ち良かったと思えるような
地域で支える「子育てのまちづくり」

令和2年3月
銚子市

はじめに

子どもたちは、未来を担う大切な存在です。しかしながら、核家族化の進行、地域のつながりの希薄化、また児童虐待の深刻化など、子育て家庭や子どもの育ちを取りまく環境は時代とともに変化しております。

今までの長時間労働に対する働き方改革が叫ばれ、子育て環境の変化や保育ニーズの多様化が進む中、地域や社会が子育て世代に寄り添うことにより、家庭における負担や不安、孤立感を和らげ、安心して子育てができる環境を整備することが重要となっています。



次の社会を担う子ども一人ひとりの人間性を育み、子どもの育ちと保護者の子育てを支援するにあたり、今回の「銚子市第2期子ども・子育て支援事業計画」は、新たな課題である子どもの貧困に対する計画を加え、令和2年度から令和6年度までの5年間に、本市が取り組む子育て支援の指針となるものとして策定しました。

『銚子で生まれ育ち良かったと思えるような 地域で支える「子育てのまちづくり」』を基本理念に子どもの成長と自立を支援し、本計画を推進していきますので、ご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました、銚子市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、ニーズ調査にご協力していただいた方々、パブリックコメントにご意見をいただきました市民の皆様に心よりお礼を申し上げます。

令和2年3月

銚子市長 越川 信一



目次



第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨.....	1
2	計画の法的根拠.....	2
3	計画の対象.....	2
4	計画の位置づけ.....	2
5	計画の期間.....	3
6	計画の策定体制.....	3
第2章	子ども・子育てを取り巻く現状	4
1	統計でみる本市の状況.....	4
2	市内の教育・保育施設等の状況.....	14
3	アンケート調査結果からみる子育て家庭の現状.....	20
第3章	計画の基本的な考え方	30
1	基本理念.....	30
2	基本方針.....	30
3	施策の体系.....	31
4	人口推計.....	32
5	子ども・子育て支援新制度の全体像.....	34
6	教育・保育提供区域の設定.....	35
第4章	教育・保育と子ども・子育て支援の充実	36
	基本施策1 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保	36
1	教育・保育事業の量の見込みと確保方策.....	36
2	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	40
3	子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制.....	50
第5章	次世代育成支援行動計画	52
	基本施策2 地域における子育て支援	52
1	子育てにおける相談・情報提供の充実.....	52
2	子育て支援ネットワークの強化.....	54
3	子育てに関わる経済的負担の軽減.....	55
4	子どもの健全育成.....	57

基本施策3 妊産婦及び乳幼児等の健康の確保及び推進	58
1 妊産婦・乳幼児に対する切れ目のない支援の充実.....	58
2 次世代の健康を育む保健サービスの充実.....	62
3 食育の推進.....	64
基本施策4 個性と創造性を育む教育の充実	66
1 家庭教育の充実.....	66
2 未就学児教育の充実.....	67
3 学校教育の充実.....	68
4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進.....	70
基本施策5 子育てしやすい生活環境の整備	71
1 良質な居住環境の確保	71
2 子どもたちの安全の確保.....	72
3 子どもの遊び場の整備	74
基本施策6 家庭生活と職業生活の両立の推進	75
1 家庭生活における男女共同参画の推進.....	75
2 子育てと仕事の両立支援の推進	76
基本施策7 援護を必要とする子育て家庭への支援	77
1 児童虐待防止対策の強化.....	77
2 障害のある子どもへの支援.....	80
3 ひとり親家庭等の自立支援.....	83
4 外国籍の子ども・家庭への支援	85
第6章 子どもの貧困対策推進計画	86
基本施策8 子どもの貧困対策の推進	86
1 計画の背景.....	86
2 基本理念	87
3 計画の期間.....	87
4 指標.....	88
5 子どもの貧困対策の方針.....	90
6 具体的施策.....	91

第7章 計画の推進に向けて	97
1 推進の体制.....	97
2 計画の達成状況の点検及び評価	97
資 料 編	98
1 計画策定の経緯.....	98
2 銚子市子ども・子育て会議条例	100
3 銚子市子ども・子育て会議委員名簿.....	102
4 用語解説.....	103

【計画書における元号表記について】

- 平成・令和の表記は、2019年5月1日以降は令和、それ以前は平成の表記として
います。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国の少子化は急速に進行しており、少子化が進行している理由として、子育てのための経済的負担や、仕事と子育ての両立に対する負担感があることが指摘されています。女性の社会進出に伴う低年齢からの保育ニーズの増大、核家族化の進行、地域のつながりの希薄化を背景に、子育てに対して不安を抱える保護者の増加など、子ども・子育てをめぐる家庭や地域の状況は変化し続けています。本市の平成31年4月1日現在の総人口は61,148人、そのうち18歳未満の子どもは6,443人で、平成27年の18歳未満の子ども(7,801人)と比べると1,358人の減少となっています。

国では、少子化対策として平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取り組みを進めてきましたが、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築するため、平成24年に「子ども・子育て関連3法」が制定され、「子ども・子育て支援新制度」では「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、(1)質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、(2)保育の量的確保、教育・保育の質の向上、(3)地域の子ども・子育て支援の充実に取り組むこととなっています。

また、平成29年には、「新しい経済政策パッケージ」が閣議決定し、「全世代型の社会保障」の一環として、令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が開始され、子育て世代の費用負担は大きく軽減されることとなりました。

さらには、総合的な放課後児童対策の推進、母子保健の充実、児童虐待防止対策の強化、子どもの貧困対策など、新たな課題に対する政策を示しています。

本市では、平成27年3月に策定した「銚子市第1期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有することを基本的認識とし、家庭は子どもにとって安全で安心できる場所であり、保護者との生活の中で成長を遂げる出発点であるとの認識の下、教育・保育や子育て支援に関する事業展開及び質の向上を図るとともに、家庭、学校、地域、職域などの社会のあらゆる場において、保護者に寄り添いながら、子どもの最善の利益が実現される社会を推進してきましたが、計画の期間が令和元年度に終了することから、これまで展開してきた施策・事業の評価を行うとともに、本市における子ども・子育て支援を取り巻く現状や課題等を踏まえ、新たに、令和2年度から令和6年度の5か年を計画期間とする「銚子市第2期子ども・子育て支援事業計画」を1期計画と同様に次世代育成支援行動計画と合わせるとともに、子どもの貧困対策推進計画とも一体的に策定し、子ども・子育て支援施策の充実を推進します。

2 計画の法的根拠

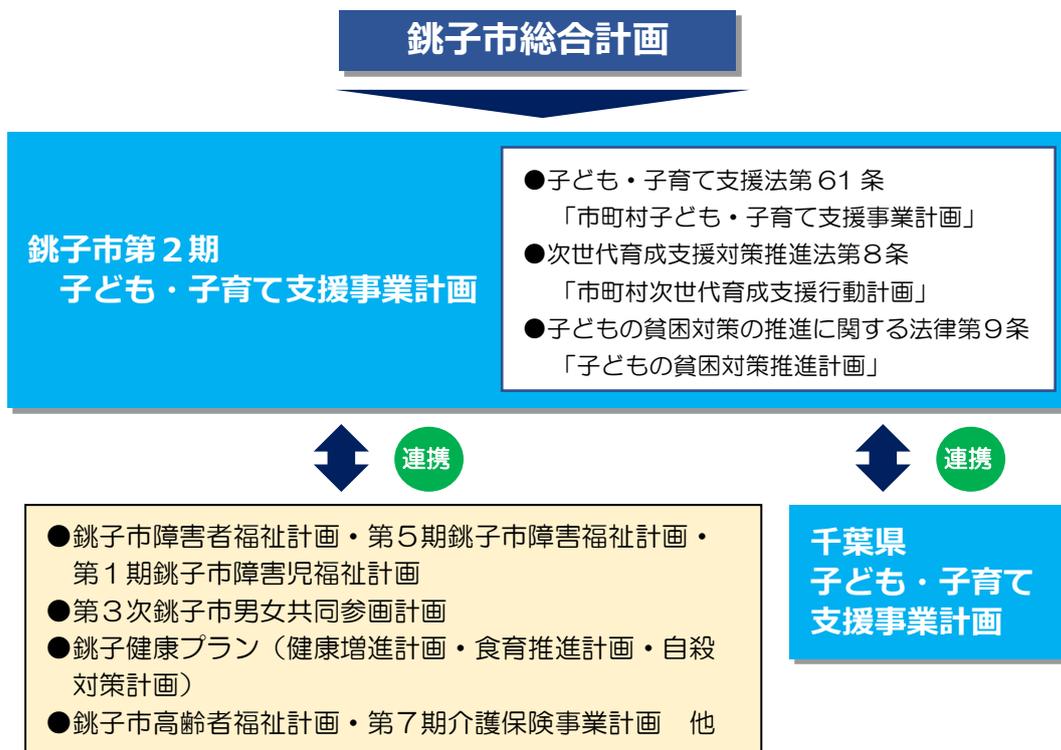
本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」、また、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく「市町村計画」を一体のものとして策定したものです。

3 計画の対象

本計画は、市内のすべての子どもとその家庭、地域住民、事業主を対象とし、「子ども」とは、児童福祉法第4条に基づき、おおむね18歳未満を対象とし、一部の事業については妊産婦を対象としています。

4 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「銚子市総合計画」をはじめ、「銚子市障害者福祉計画・第5期銚子市障害福祉計画・第1期銚子市障害児福祉計画」、「第3次銚子市男女共同参画計画」、「銚子健康プラン」等の関連する計画との整合性を図り策定しました。



5 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。

ただし、国や県の施策の動向や、社会情勢の変化などに応じて、必要に応じて見直しを行うこととします。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
<div style="background-color: #fff9c4; padding: 5px; border: 1px solid black;"> 銚子市第1期 子ども・子育て支援事業計画 </div>					<div style="background-color: #4db6ff; padding: 5px; border: 1px solid black;"> 銚子市第2期 子ども・子育て支援事業計画 </div>				
		中間年 見直し		見直し	必要により適宜見直し				

6 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議の設置

市では子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て会議」を設置していますが、子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、同会議の意見を聴くことになっていることから、同会議で計画内容の検討・審議を行いました。

(2) アンケート調査の実施

保護者の就労状況や子育ての実情、教育・保育や子育て支援に関するニーズを把握し、各事業のニーズ量の算出をはじめ、子育て関連施策の改善及び展開、充実を図ることを目的に、平成30年11月1日から平成30年12月11日を調査期間として実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

本計画に対する市民の意見を広く聴取するために、令和2年1月6日から令和2年1月31日の期間でパブリックコメントを実施し、寄せられた意見を考慮して最終的な計画案の取りまとめを行いました。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 統計でみる本市の状況

(1) 人口の状況

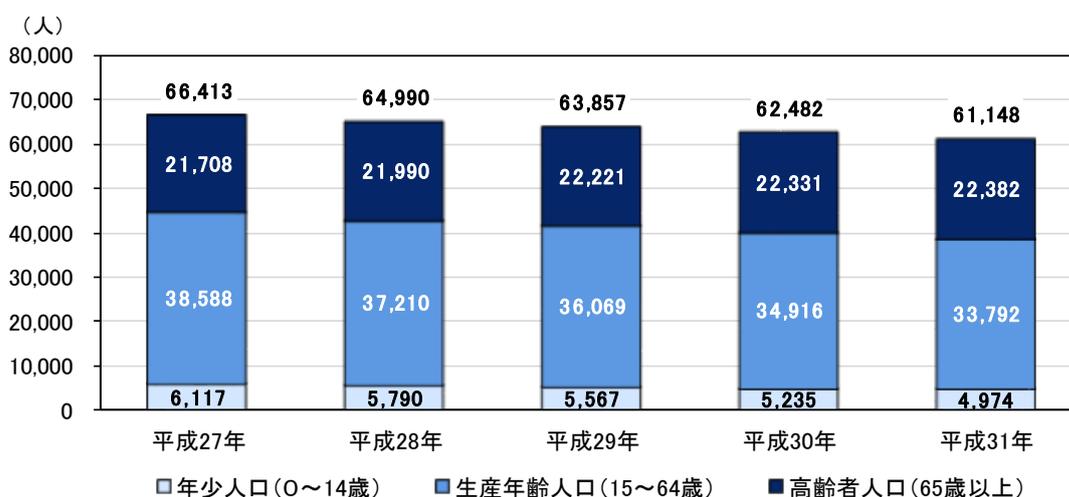
① 総人口と年齢3区分別人口の推移

本市の総人口は、減少傾向で推移し、平成31年で61,148人となっています。

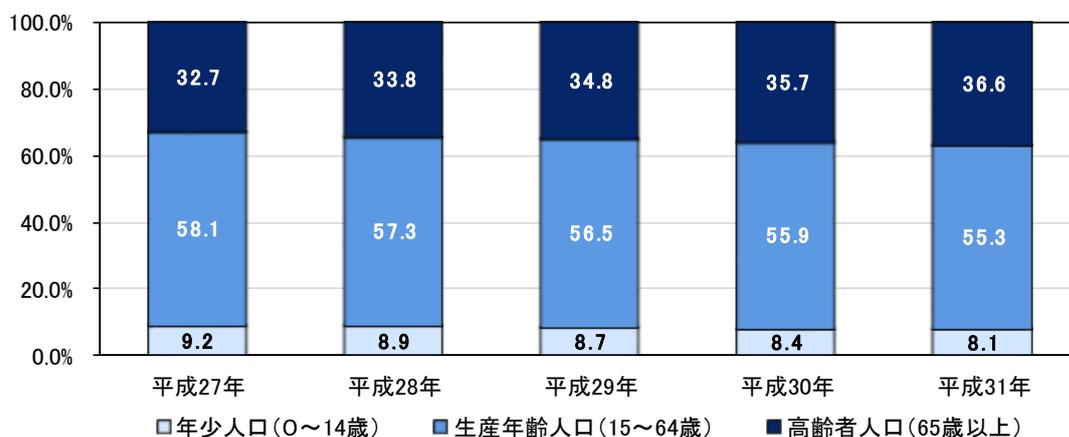
年齢3区分別人口の推移をみると、高齢者人口は増加傾向で推移している一方で、生産年齢人口及び年少人口は減少傾向で推移しています。

年齢3区分別人口の割合は、平成31年で年少人口が8.1%、生産年齢人口が55.3%、高齢者人口が36.6%となっています。

<総人口と年齢3区分別人口の推移>



<年齢3区分別人口の割合>

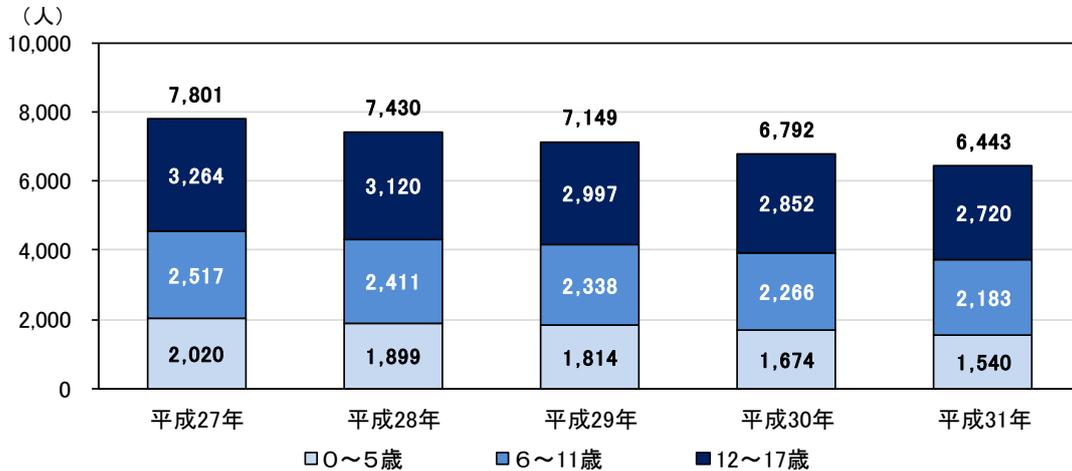


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

②18歳未満の子どもの推移

本市の18歳未満の子どもは、減少傾向で推移し、平成31年で6,443人となっています。平成27年の7,801人と比べて1,358人の減少となっています。

＜18歳未満の子どもの推移＞

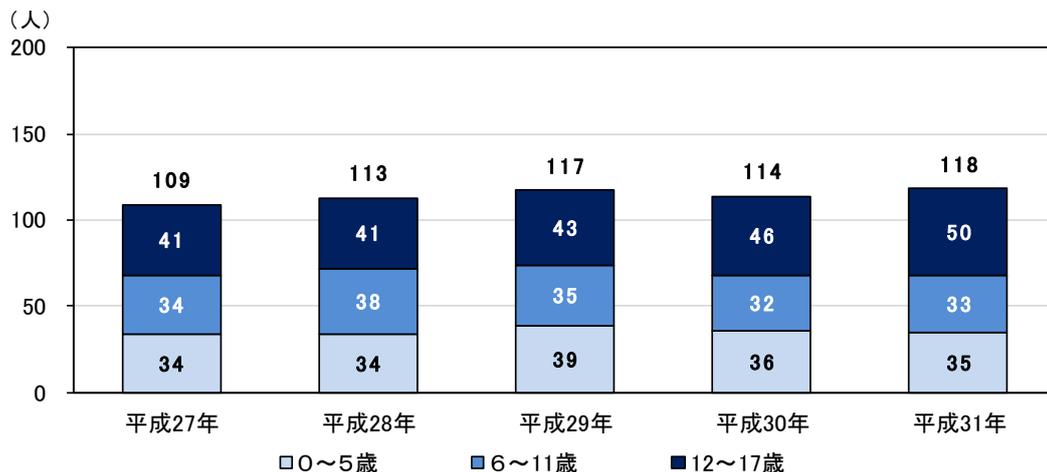


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

③外国籍の18歳未満の子どもの推移

本市の外国籍の18歳未満の子どもは、横ばいで推移し、平成31年で118人となっています。

＜外国籍の18歳未満の子どもの推移＞

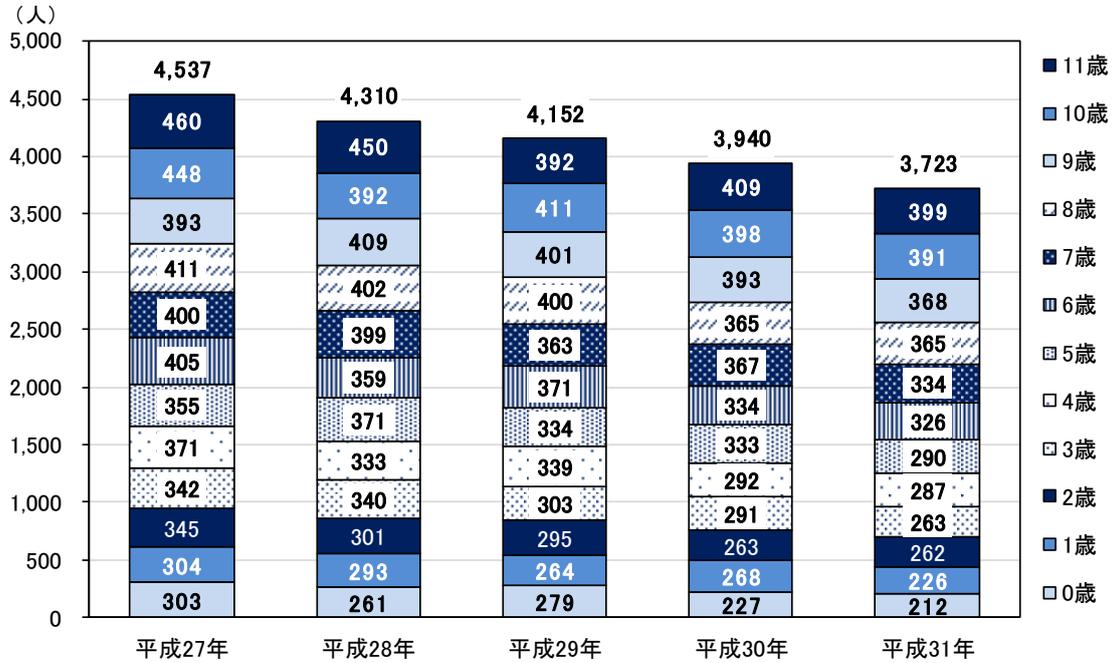


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

④11歳以下の子どもの推移

本市の11歳以下の子ども（就学前児童及び小学生）は、減少傾向で推移し、平成31年で3,723人となっています。平成27年の4,537人と比べて814人の減少で、内訳としては、就学前児童が480人、小学生が334人の減少となっています。

＜11歳以下の子どもの推移＞



(単位：人)

区分		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	増減 (平成27→31年)
就学前児童	0歳	303	261	279	227	212	△91
	1歳	304	293	264	268	226	△78
	2歳	345	301	295	263	262	△83
	3歳	342	340	303	291	263	△79
	4歳	371	333	339	292	287	△84
	5歳	355	371	334	333	290	△65
	小計	2,020	1,899	1,814	1,674	1,540	△480
小学生	6歳	405	359	371	334	326	△79
	7歳	400	399	363	367	334	△66
	8歳	411	402	400	365	365	△46
	9歳	393	409	401	393	368	△25
	10歳	448	392	411	398	391	△57
	11歳	460	450	392	409	399	△61
	小計	2,517	2,411	2,338	2,266	2,183	△334
合計	4,537	4,310	4,152	3,940	3,723	△814	

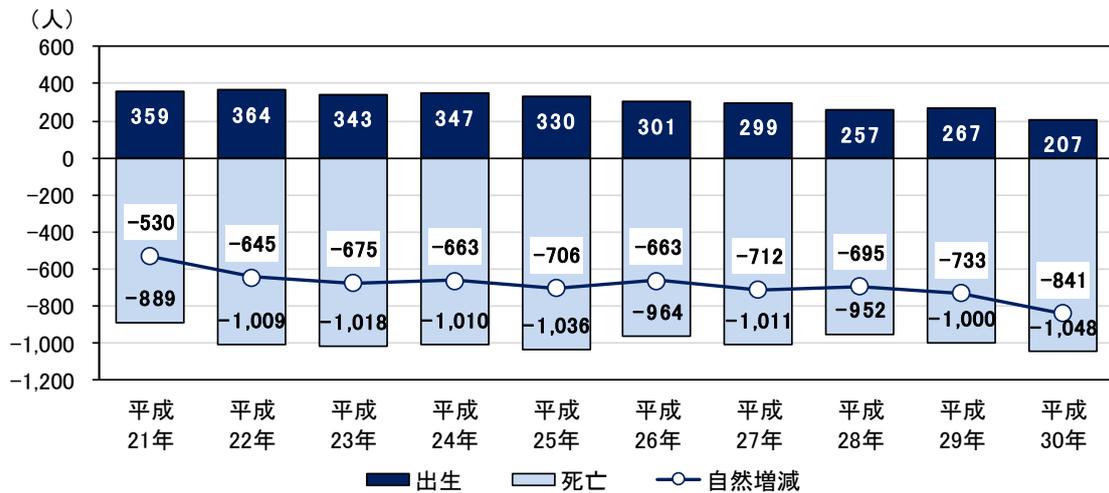
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 自然動態・社会動態の推移

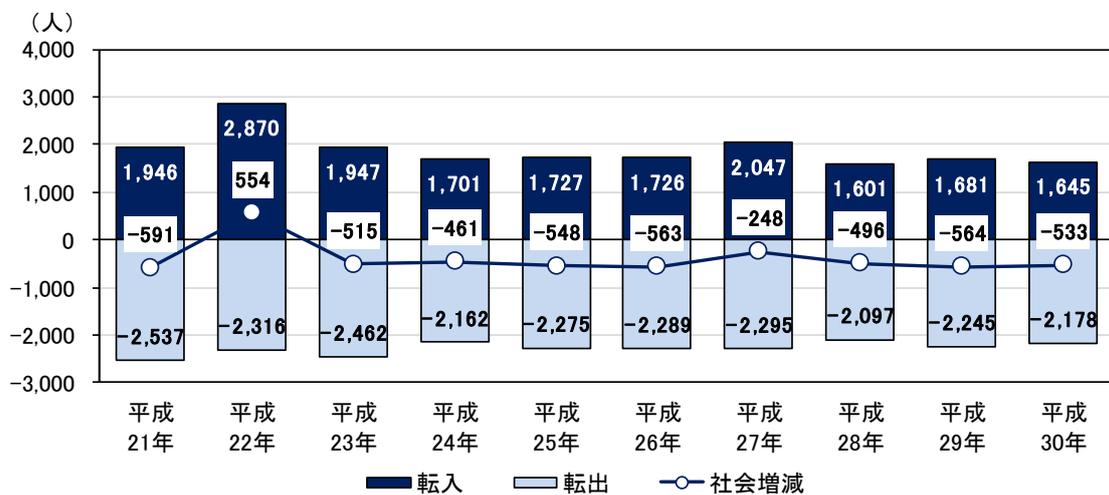
自然動態（出生・死亡による人口動態）は、マイナスで推移しており、平成30年には841人のマイナスとなっています。

社会動態（転入・転出による人口動態）は、平成22年の554人のプラスを除き、マイナスで推移しており、平成30年は533人のマイナスとなっています。

＜自然動態の推移＞



＜社会動態の推移＞



資料：千葉県毎月常住人口調査

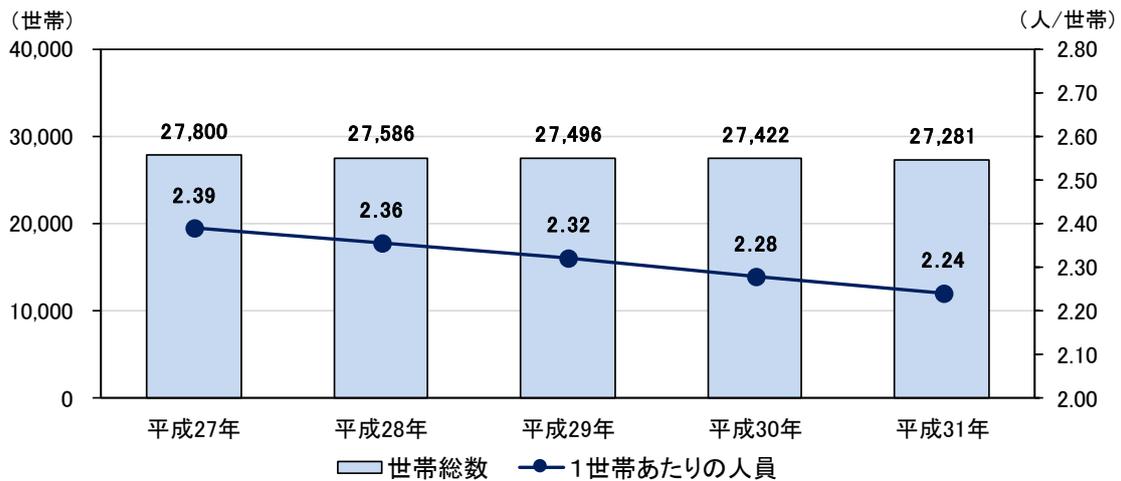
(3) 世帯の状況

① 世帯数の推移

本市の世帯数は、減少傾向で推移し、平成31年で27,281世帯となっています。平成27年の27,800世帯と比べて519世帯の減少となっています。

1世帯あたりの人員は、世帯数の減少とともに減少で推移し、平成31年は2.24人/世帯となっています。

＜世帯数の推移及び1世帯あたりの人員の推移＞



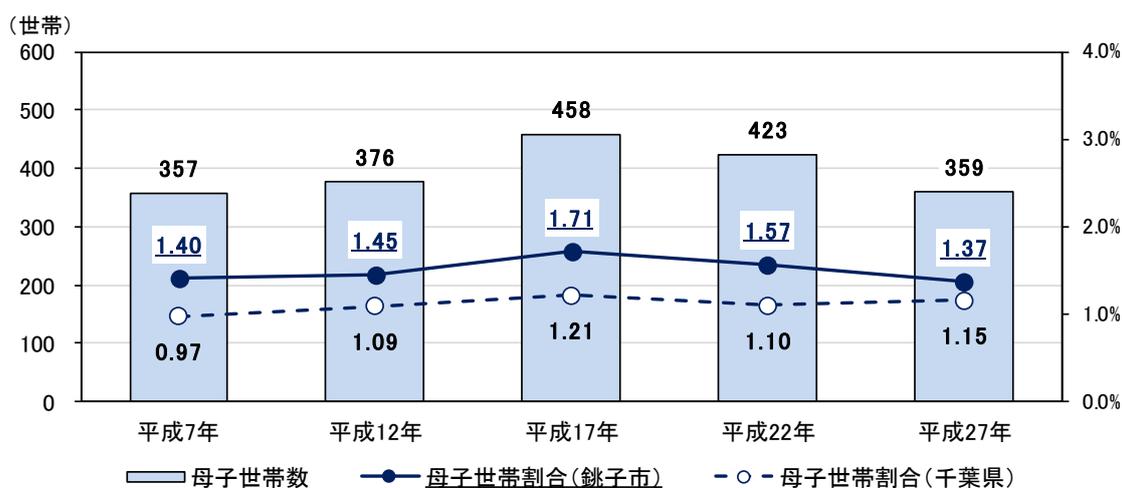
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

②母子世帯数・父子世帯数の推移

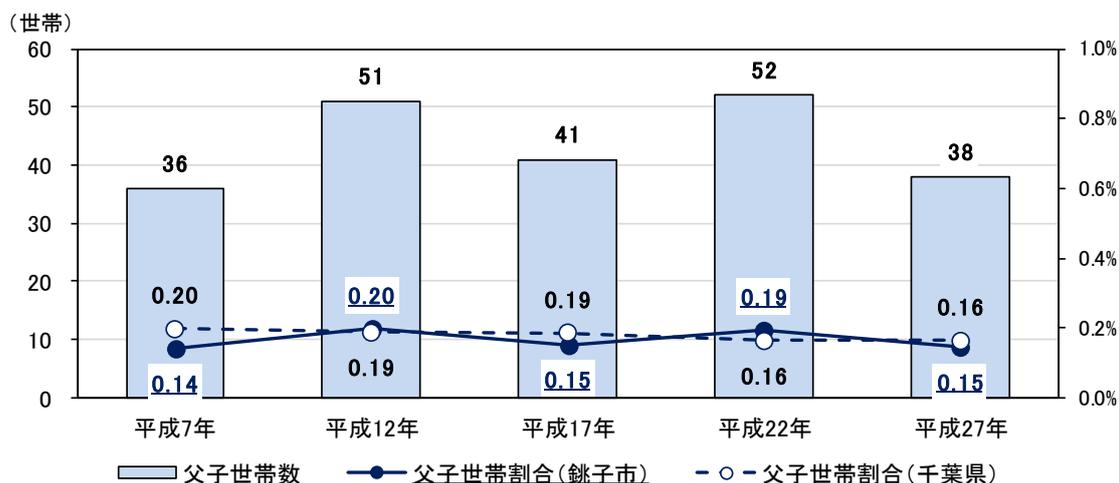
本市の母子世帯数は、平成17年以降、減少傾向で推移し、平成27年で359世帯となっています。一般世帯数に対する母子世帯の割合は、平成27年で1.37%となっています。平成7年以降、千葉県を上回る割合で推移しています。

本市の父子世帯数は、増加と減少を繰り返しながら推移し、平成27年で38世帯となっています。一般世帯数に対する父子世帯の割合は、平成27年で0.15%となっています。平成7年以降、千葉県の父子世帯の割合と同様の数値で推移しています。

＜母子世帯数の推移及び一般世帯数に対する母子世帯の割合＞



＜父子世帯数の推移及び一般世帯数に対する父子世帯の割合＞



＜一般世帯数の推移＞

(単位：世帯)

一般世帯数	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
銚子市	25,426	25,865	26,782	27,007	26,203
千葉県	2,008,600	2,164,117	2,304,321	2,512,441	2,604,839

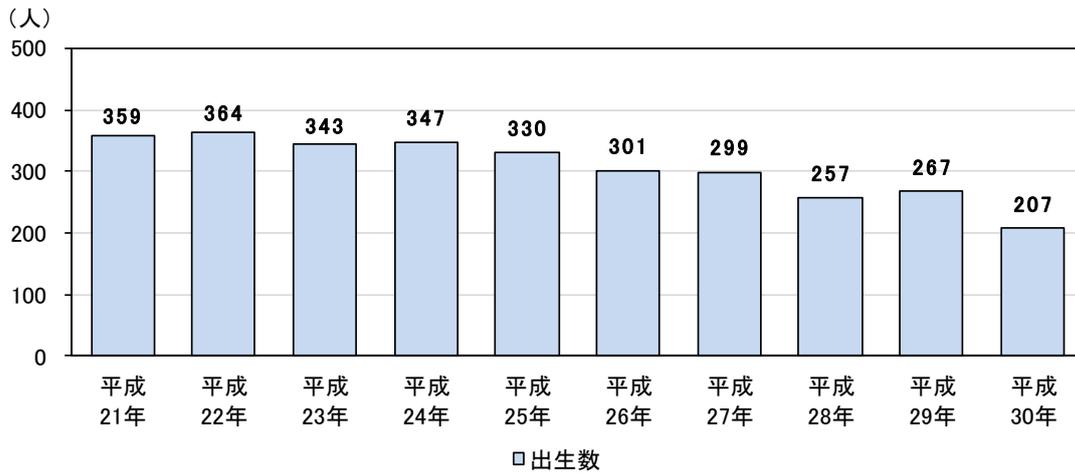
資料：国勢調査

(4) 出生の状況

① 出生数の推移

本市の出生数は、減少傾向で推移し、平成30年で207人となっています。平成21年の359人と比べて152人の減少となっています。

<出生数の推移>

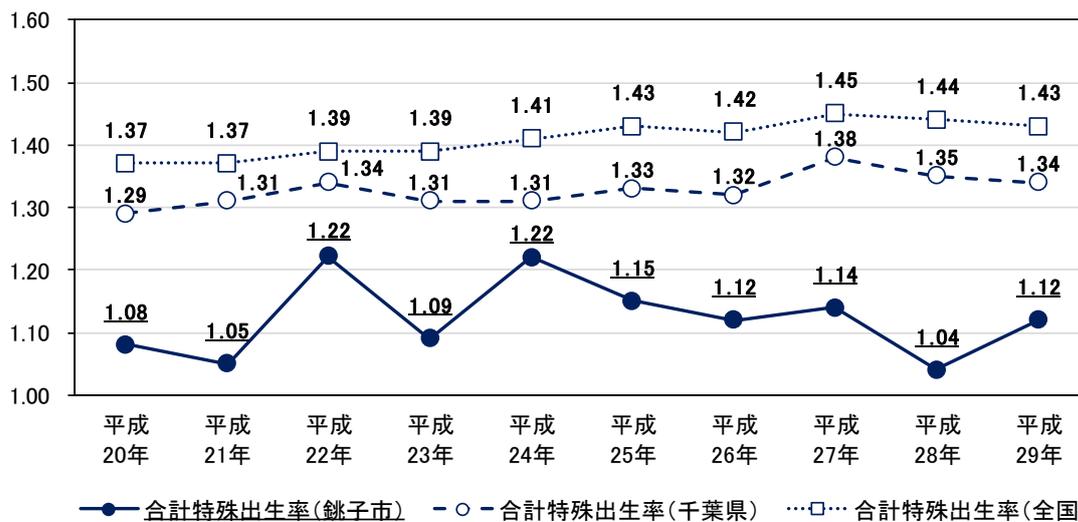


資料：千葉県毎月常住人口調査

② 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、千葉県、全国の数値を下回り推移し、平成29年で1.12となっています。

<合計特殊出生率>



資料：千葉県衛生統計年報

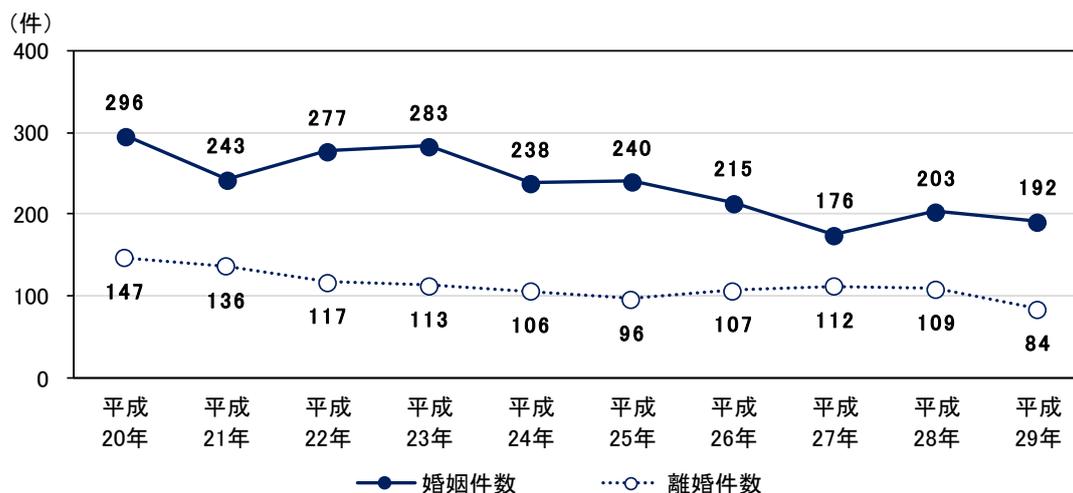
(5) 婚姻の現状

① 婚姻件数・離婚件数の推移

本市の婚姻件数は、減少傾向で推移し、平成29年で192件となっています。平成20年の296件と比べて104件の減少となっています。

本市の離婚件数は、減少傾向で推移し、平成29年で84件となっています。

＜婚姻件数・離婚件数の推移＞



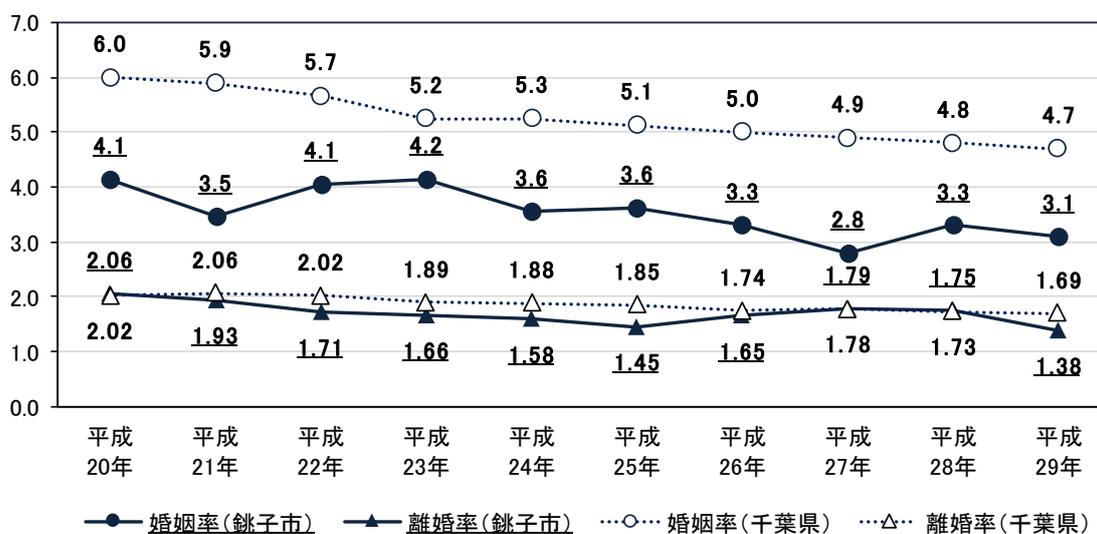
資料：千葉県衛生統計年報

② 婚姻率・離婚率の推移

本市の婚姻率は、千葉県を下回る数値で推移し、平成29年は3.1となっています。

本市の離婚率は、千葉県と同様の数値で推移し、平成29年は1.38となっています。

＜人口千対の婚姻率・離婚率の推移＞

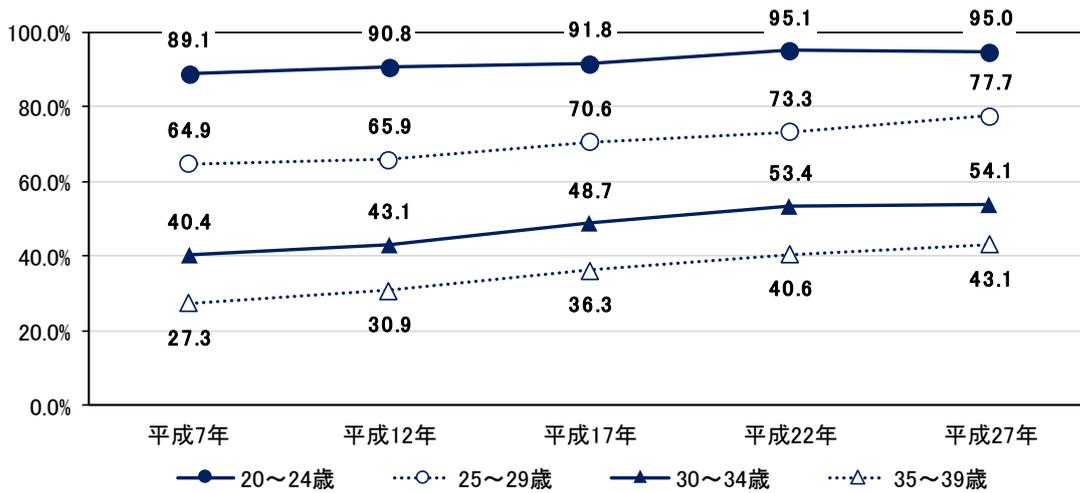


資料：千葉県人口動態統計

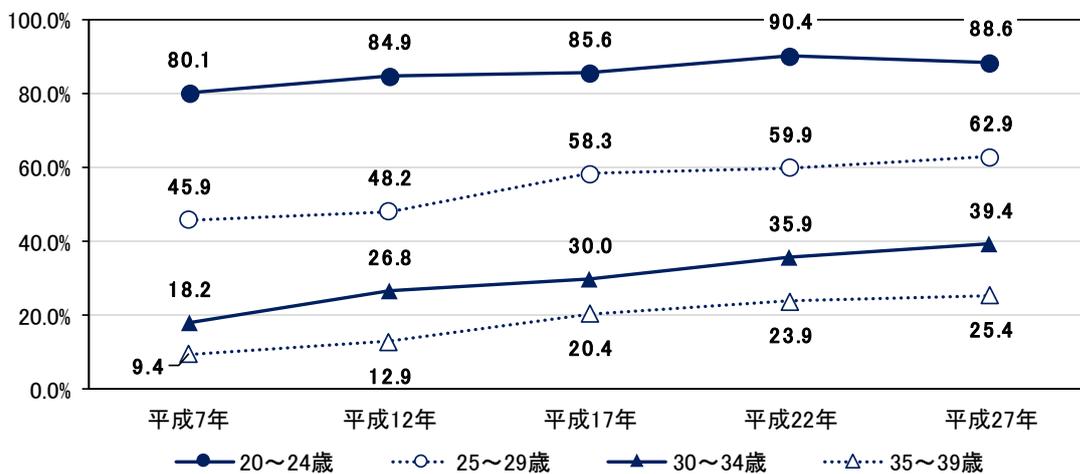
③未婚率の推移

本市の未婚率は、男性、女性ともに増加傾向で推移しており、平成27年の未婚率は、男性では、20～24歳が95.0%、25～29歳が77.7%、30～34歳が54.1%、35～39歳が43.1%、女性では、20～24歳が88.6%、25～29歳が62.9%、30～34歳が39.4%、35～39歳が25.4%となっています。

＜5歳階級別の未婚率の推移【男性】＞



＜5歳階級別の未婚率の推移【女性】＞

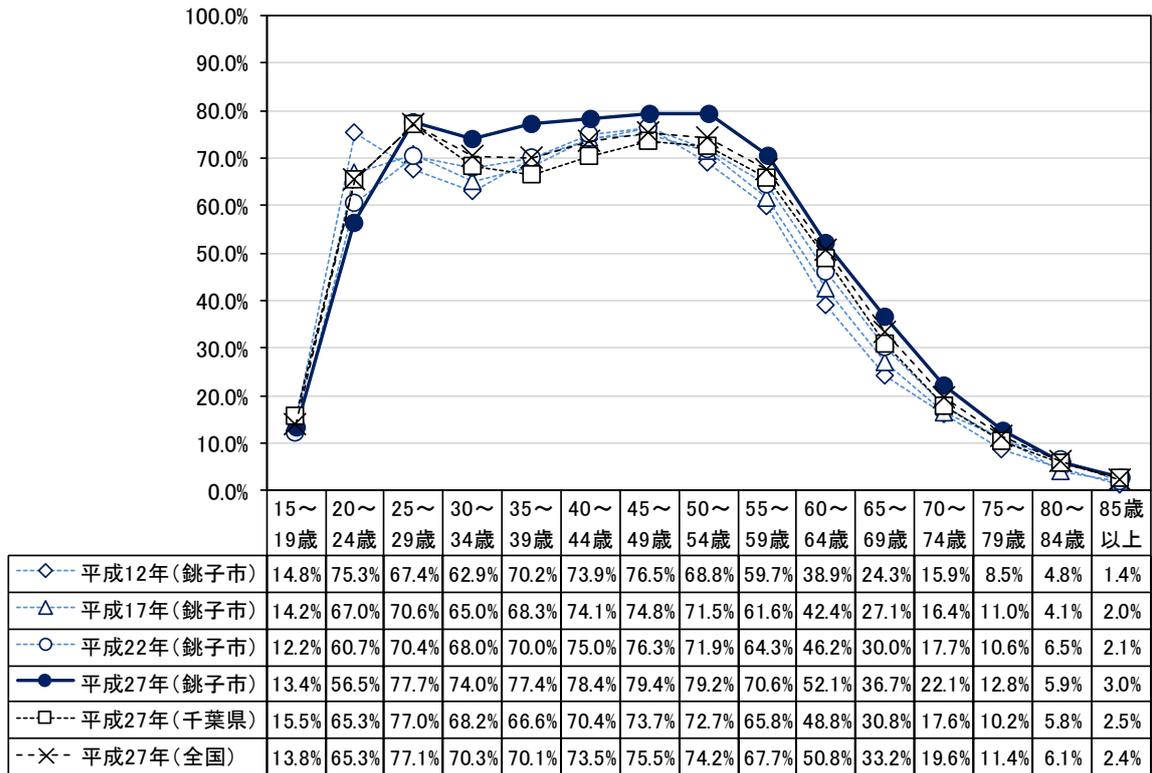


資料：国勢調査

(6) 女性就業率の状況

本市の女性就業率は、出産・子育てを迎える人が多くなる30歳代で一時的に低下し、40歳代で再び上昇する、いわゆる「M字カーブ」は、平成12年以降、M字カーブの底は上昇し、改善の傾向がみられます。平成27年の30歳代の女性就業率は、千葉県、全国を上回る数値となっています。

＜女性就業率の推移＞



資料：国勢調査

2 市内の教育・保育施設等の状況

(1) 保育所（園）

本市には、公立保育所4園、私立保育園7園の計 11 園が設置されています。保育所（園）の在園児数は、平成 31 年4月1日現在、826 人と、平成 22 年と比べて89 人の減少となっています。

<保育所（園）の状況>

区分	名称	定員	所在地	開所時間（時間外保育時間含む。）
公立	第二保育所	150 人	後飯町6-20	平日午前 7:30～午後 6:30 土曜午前 8:30～午後 0:30
	第三保育所	120 人	明神町1-37	平日午前 7:30～午後 6:30 土曜午前 8:30～午後 0:30
	第四保育所	120 人	唐子町8-13	平日午前 7:30～午後 6:30 土曜午前 8:30～午後 0:30
	海鹿島保育所	70 人	海鹿島町5235-46	平日午前 7:30～午後 6:30 土曜午前 8:30～午後 0:30
私立	銚子保育園	70 人	若宮町3-2	平日午前 7:30～午後 6:30 土曜午前 8:30～午後 0:30
	外川保育園	70 人	外川町3-10354	平日午前 7:00～午後 6:00 土曜午前 7:30～午後 0:30
	松岸保育園	60 人	松岸町3-362-2	平日午前 7:00～午後 6:00 土曜午前 8:30～午後 0:30
	聖母保育園	60 人	三崎町1-1858-2	平日午前 7:00～午後 6:00 土曜午前 8:30～午後 0:30
	銚子中央保育園	60 人	台町2197	平日午前 8:00～午後 7:00 土曜午前 8:00～午後 4:00
	東光保育園	60 人	小船木町1-863-2	平日午前 7:00～午後 6:00 土曜午前 8:00～午後 0:00
	萌保育園	60 人	芦崎町937-3	平日午前 7:00～午後 6:00 土曜午前 8:00～午後 0:30

資料：子育て支援課（平成 31 年 4 月 1 日現在）

<在園児数の推移>

（単位：人、か所）

区分		平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	増減 (平成 22→ 31 年)
在園児数	0 歳	35	39	43	44	43	45	42	50	34	43	8
	1 歳	103	103	110	122	142	112	122	118	116	103	0
	2 歳	148	164	156	166	166	177	150	146	140	147	△1
	3 歳	220	205	211	200	202	191	206	184	172	167	△53
	4 歳	193	224	225	217	205	201	183	209	181	180	△13
	5 歳	216	190	239	226	216	201	206	181	207	186	△30
	合計	915	925	984	975	974	927	909	888	850	826	△89
保育所（園）数		11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	0

資料：子育て支援課（各年 4 月 1 日現在）

(2) 幼稚園

本市には、公立幼稚園が4園、私立幼稚園が2園の計6園が設置されていますが、令和元年度末で公立幼稚園の春日幼稚園及び海上幼稚園が閉園となることから、令和2年度からは公立幼稚園が2園、私立幼稚園が2園の計4園の設置となります。

幼稚園の在園児数は、令和元年5月1日現在、303人と、平成22年と比べて200人の減少となっています。

なお、私立幼稚園は設置者の教育方針により、対象年齢や教育内容、保育時間、保育日数は独自に設定しています。

<幼稚園の状況>

区分	名称	所在地	定員	備考
公立	本城幼稚園	本城町4-226	140人	
	春日幼稚園	春日町287	70人	令和元年度末閉園
	海上幼稚園	垣根町1-169	140人	令和元年度末閉園
	豊里幼稚園	笹本町360	105人	
私立	飯沼幼稚園	高神東町9331	200人	
	銚子幼稚園	妙見町1465	240人	

資料：学校教育課（令和元年5月1日現在）

<在園児数の推移>

（単位：人、か所）

区分		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	増減 (平成22→ 令和元年)
在園児数	3歳	111	106	117	105	108	116	95	95	89	80	△31
	4歳	172	160	166	172	149	156	154	127	109	111	△61
	5歳	220	172	160	165	163	152	161	155	121	112	△108
	合計	503	438	443	442	420	424	410	377	319	303	△200
幼稚園数		9	8	7	7	7	7	7	6	6	6	△3

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

(3) 小学校

本市には、小学校が12校設置されています。子どもの人数は、令和元年5月1日現在、2,182人と、平成27年と比べて332人の減少となっています。

<小学校の子どもの人数の推移>

(単位：人)

区分	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	増減 (平成27→ 令和元年)	
学校数	13	13	12	12	12	△1	
学級数	137	131	124	119	118	△19	
子どもの 人数	1年生	400	366	369	333	324	△76
	2年生	405	394	368	362	337	△68
	3年生	414	405	396	367	364	△50
	4年生	389	414	402	388	368	△21
	5年生	449	386	415	401	390	△59
	6年生	457	450	386	414	399	△58
	合計	2,514	2,415	2,336	2,265	2,182	△332

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

(4) 放課後児童クラブ

本市には、公立の放課後児童クラブが8か所、民間の放課後児童クラブが3か所の計11か所を整備しています。

<放課後児童クラブの状況>

区分	クラブ名	所在地	設置場所
公立	本城放課後児童クラブ	本城町4-226	本城幼稚園内
	飯沼放課後児童クラブ	前宿町1200	飯沼小学校内
	高神放課後児童クラブ	犬吠埼10222-1	高神小学校内
	豊里放課後児童クラブ	笹本町359-1	豊里コミュニティセンター内
	春日放課後児童クラブ	春日町287	春日小学校内
	明神放課後児童クラブ	明神町1-1	明神小学校内
	海上放課後児童クラブ	垣根町1-169	海上幼稚園内
	清水放課後児童クラブ	清水町2894	旧清水幼稚園内
民間	中央放課後児童クラブ	台町2197	銚子中央保育園内
	双葉第一放課後児童クラブ	新生町2-10-3	2階
	双葉第二放課後児童クラブ	新生町2-10-3	1階

資料：子育て支援課（平成31年4月1日現在）

(5) 子育て支援センター・子育て広場

本市では、地域の保育園4園が子育て支援センターを設置しています。子育て家庭に対する育児不安等について相談指導、子育てサークル等への支援、地域の保育ニーズに応じた事業の充実及び家庭で保育を行う人への育児支援を図る施設で、対象者は、就園前の乳幼児及びその保護者です。

また、銚子市保健福祉センター すこやかなまなびの城において、子育て広場を開設しており、小学校就学前の子ども及びその保護者を対象に、相談の場や遊びの場を提供しています。

<子育て支援センターの状況>

名称	所在地	開設場所
マンマ子育て支援センター	松岸町3-362-2	松岸保育園
ひまわり子育て支援センター	台町2197	銚子中央保育園
えがお子育て支援センター	外川町3-10354	外川保育園
聖母マリア子育て支援センター	三崎町1-1858-2	聖母保育園

資料：子育て支援課

<子育て広場の概要>

名 称	子育て広場
所 在 地	若宮町4-8
開設場所	銚子市保健福祉センター すこやかなまなびの城 2階プレイルーム
開設日時	月曜日～金曜日 9時～12時
概 要	<p>家庭で育児をしている親子のための広場です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○家庭で子育て中の親子が自由に集い、情報交換ができる場所 ○子育ての悩みを相談できる場所 ○子育てに関する情報が得られる場所 ○年齢の近い子どもたちと安全に遊べる場所
対 象	小学校就学前の子ども及びその保護者

資料：健康づくり課

(6) 児童発達支援センターわかば

児童発達支援センターわかばは、心身の発達の遅れ又はそのおそれのある子どもに対して、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練等を行うとともに、子育てのあり方を考え、お子さんの成長を支援する施設となっています。

<児童発達支援センターわかばの概要>

名 称	児童発達支援センターわかば
所 在 地	三崎町3-96-1
事業内容	<p>【児童発達支援】 発達に遅れがみられる子どもや障害のある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導や、集団生活へ適応できるような支援を行います。</p> <p>【居宅訪問型児童発達支援】 重度の障害などがある障害のある子どもで、障害児通所支援を利用するために外出することが非常に困難な場合でも発達支援サービスが受けられるように、障害のある子どもの自宅を訪問して発達支援を行うサービスです。</p> <p>【保育所等訪問支援】 障害のある子どもも原則一般施策の中で育つことが当然とされており、障害のある子どもの地域社会への参加の包容(インクルージョン)を推進するため、一般施策のスタッフや子どもたちが安心できるよう、環境調整や関わり方に対し専門支援を行います。</p> <p>【障害児相談支援】 障害児通所支援を受けようとする子どもの保護者に対し、必要なサービスの種類や必要量について、利用計画の作成や継続的な支援を行います。</p> <p>【特定相談支援】 障害児居宅支援を受けようとする子どもの保護者に対し、必要なサービスの種類や必要量について、利用計画の作成や継続的な支援を行います。 (障害福祉サービスを受けようとする障害者に対しても同様です。)</p> <p>【ぴよぴよ教室】 在宅で生活する障害のある子ども及びその家族に対し、外来の方法により、個別又は集団で各種の療育支援を行います。</p>
対 象	発達に障害がある満18歳未満の子ども ただし、【児童発達支援】【ぴよぴよ教室】については、満2歳から就学前までに限る。

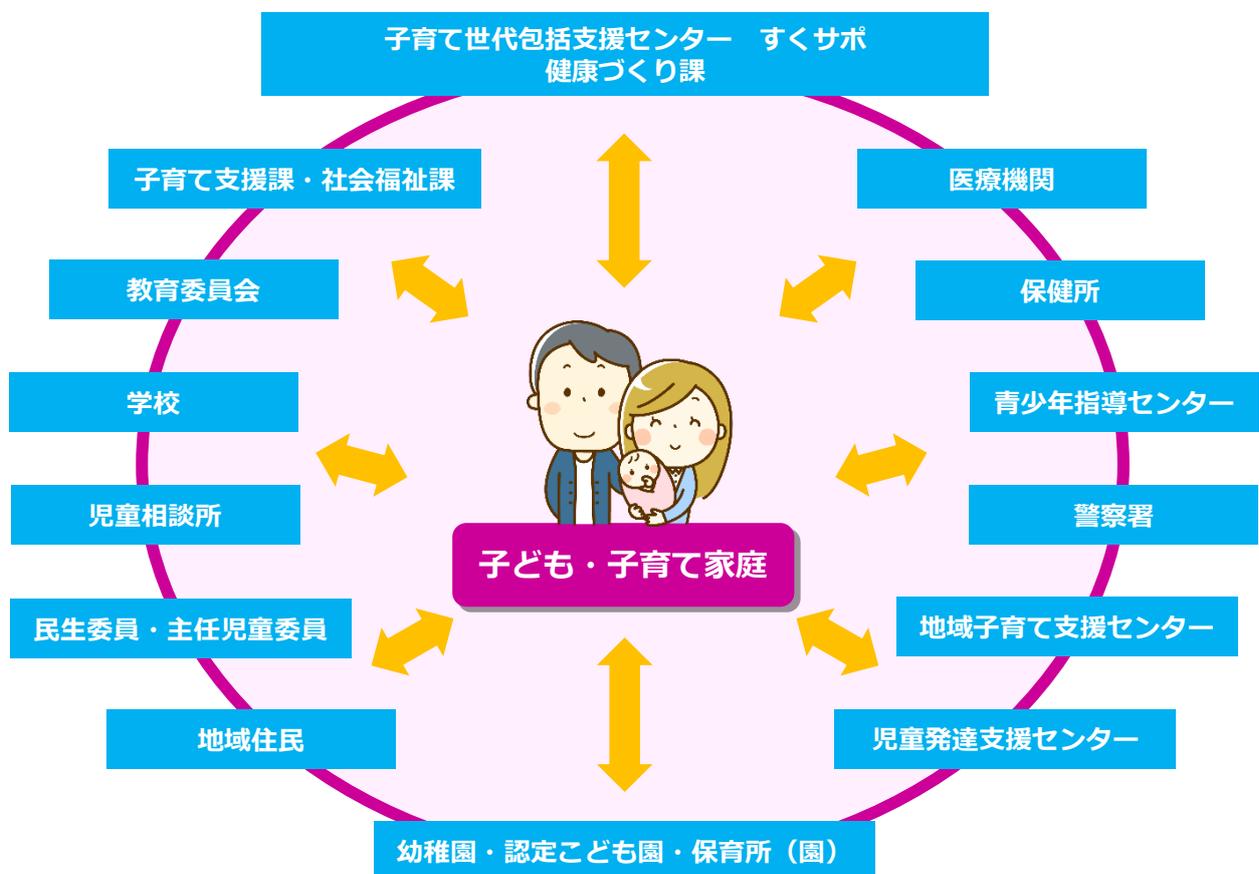
資料：社会福祉課

(7) 子育て世代包括支援センター すくサポ

子育て世代包括支援センターは、令和2年度までに市町村に設置するよう努めなければならぬと法定化されているものであり、本市では、平成30年4月より健康づくり課に設置しています。

目的は、妊産婦及び子ども（乳児、幼児、児童）の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を提供する体制を構築することであり、母子保健施策と子育て支援施策の両面から、妊娠期から子育て期にわたり切れ目なく、きめ細やかな相談や情報提供をしています。

<子ども・子育て家庭への支援体制>



3 アンケート調査結果からみる子育て家庭の現状

(1) 調査の概要

①調査の目的

「銚子市第2期子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料として、市民の子育て支援等に関する生活実態や、教育・保育や子育て支援に関するニーズを把握し、子育て関連施策の改善及び展開、充実を図ることを目的に実施しました。

②調査対象者

調査区分	調査対象者数	調査方法
①就学前児童	600人	無作為抽出
②小学生	400人	無作為抽出

③実施概要

- 調査地域：銚子市全域
- 調査形式：アンケート調査
- 調査方法：郵送配布・郵送回収
- 調査期間：平成30年11月1日～平成30年12月11日

④回収結果

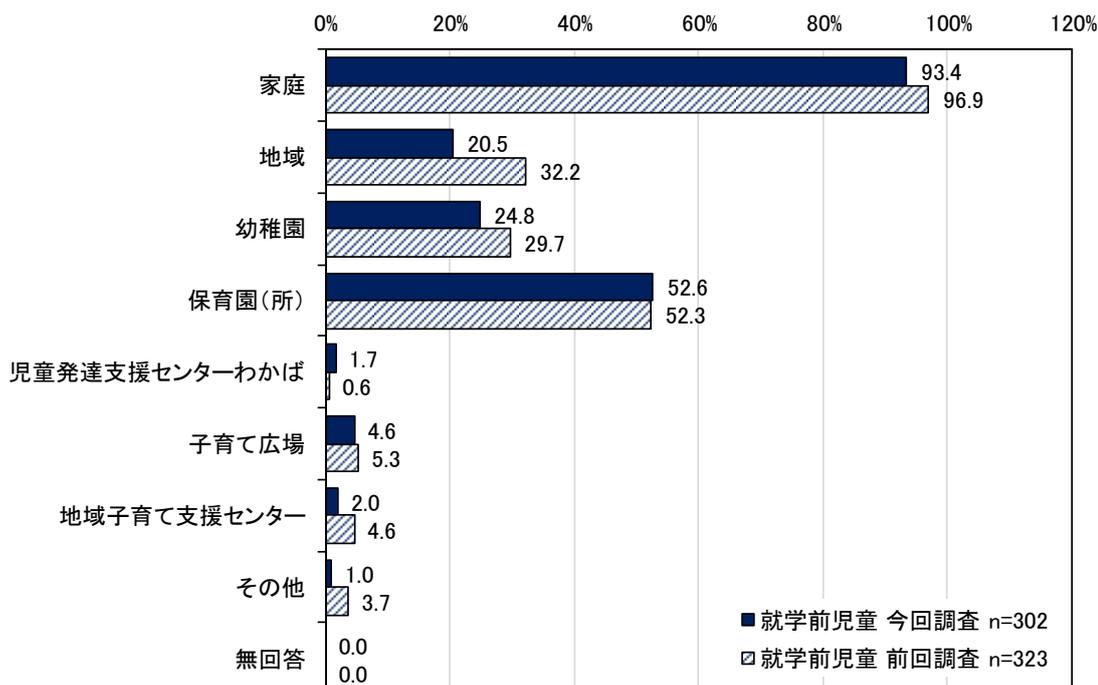
調査区分	配布数	回収数	回収率
①就学前児童	600件	302件	50.3%
②小学生	400件	193件	48.3%

(2) 調査結果の概要

①子育て（教育を含む。）に影響すると思われる環境

子育て（教育を含む。）に影響すると思われる環境は、今回調査では、「家庭」が93.4%で最も高く、次いで「保育園（所）」が52.6%、「幼稚園」が24.8%となっています。

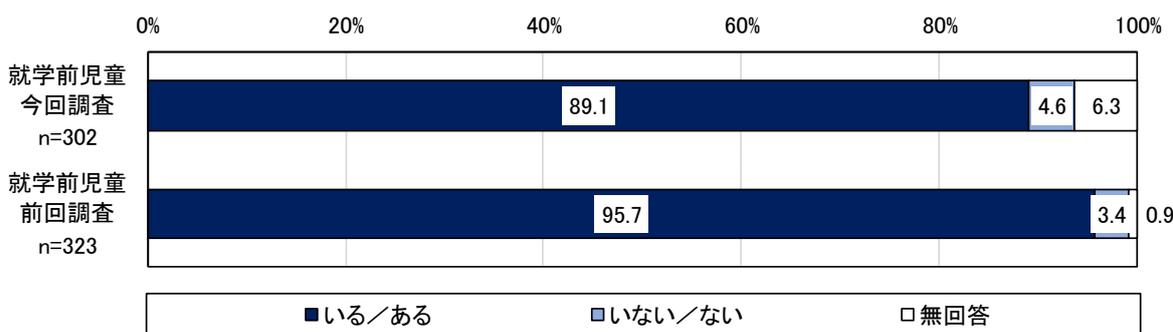
前回調査（平成26年1月実施）の結果と比べると、「家庭」、「保育園（所）」に大きな変化はみられないものの、「地域」では11.7ポイントの減少となっています。



②相談できる人、場所の有無

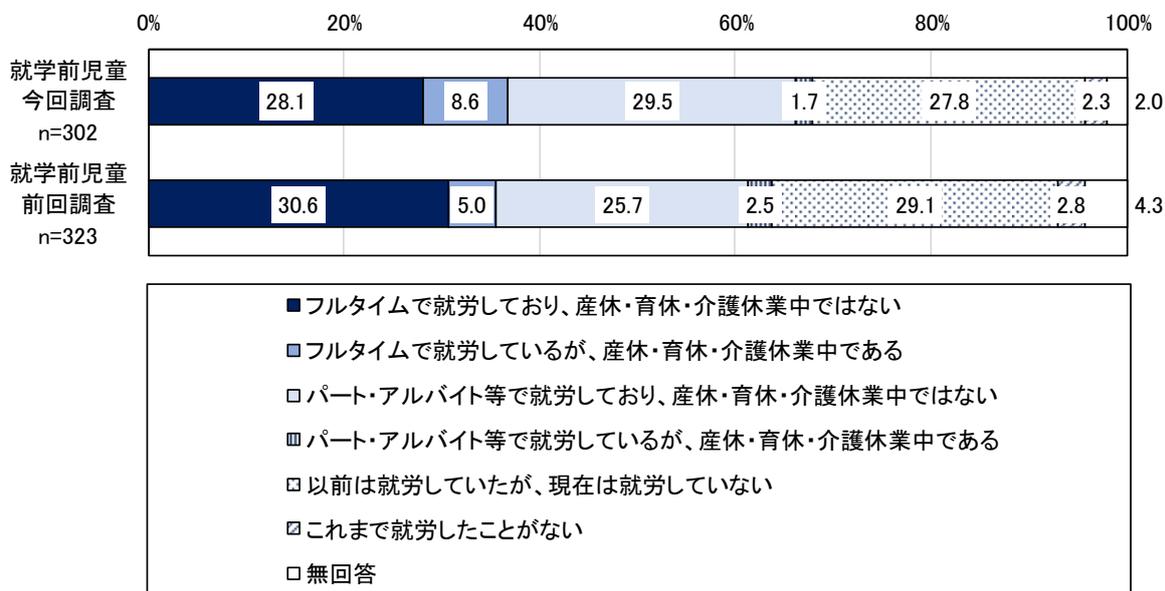
相談できる人、場所の有無は、今回調査では、「いる／ある」が89.1%、「いない／ない」が4.6%となっています。

前回調査の結果と比べると、「いる／ある」が6.6ポイント減少し、「いない／ない」が1.2ポイント増加しています。



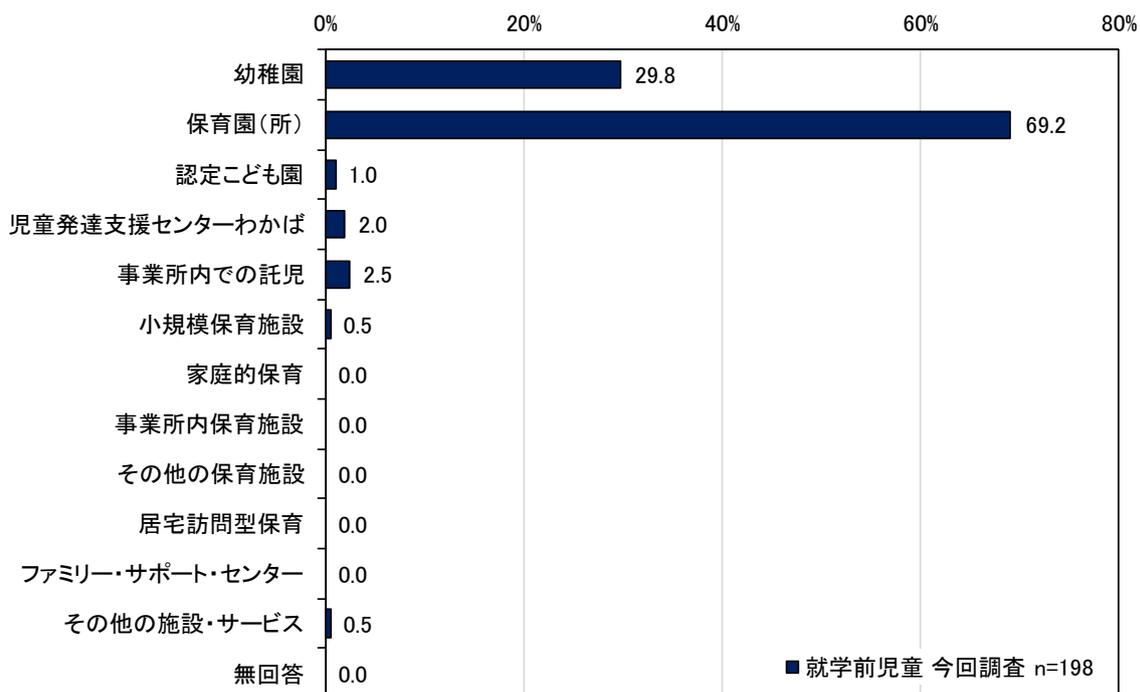
③母親の就労状況

母親の就労状況について、フルタイム又はパート・アルバイト等で就労している割合は、今回調査が67.9%、前回調査が63.8%と、前回調査の結果と比べて、就労している母親の割合が4.1ポイント増加しています。



④平日に定期的にご利用している教育・保育事業

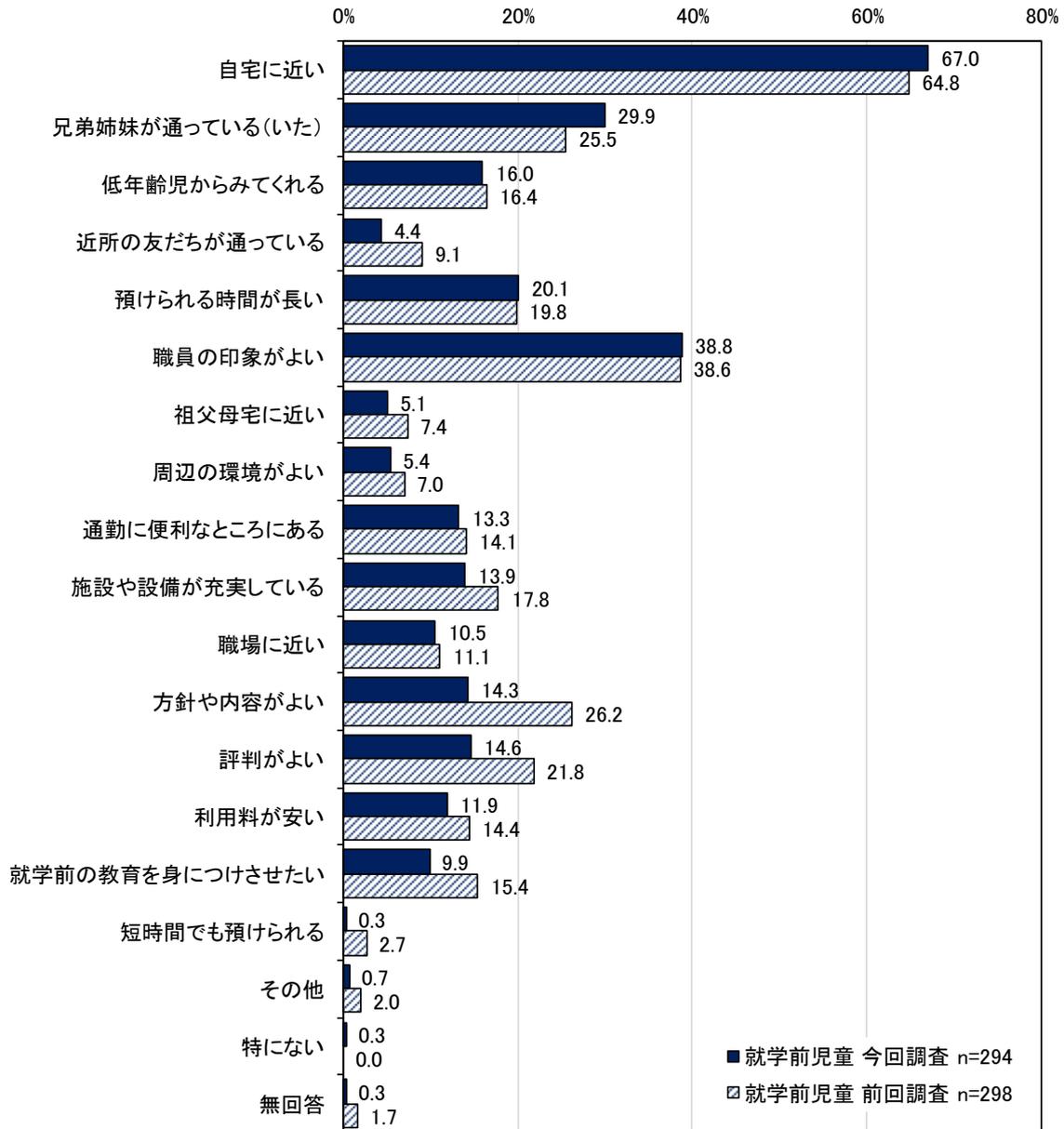
平日に定期的にご利用している教育・保育事業は、「保育園(所)」が69.2%で最も高く、次いで「幼稚園」が29.8%、「事業所内での託児」が2.5%となっています。



⑤教育・保育事業を利用するにあたり、重視すること

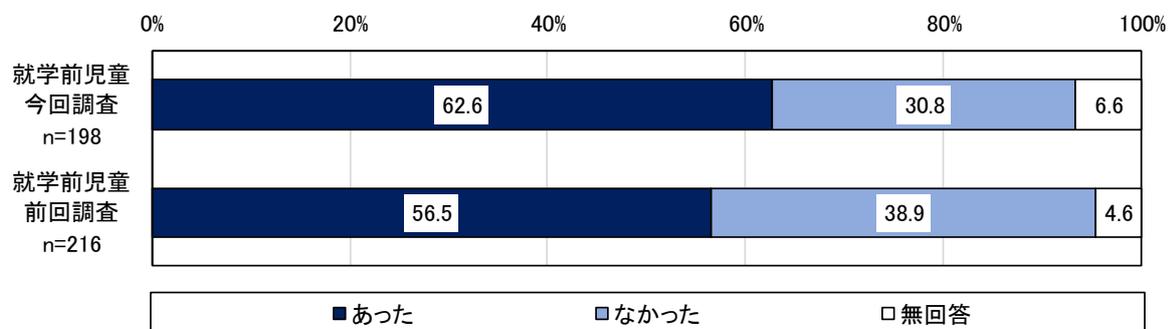
教育・保育事業を利用するにあたり、重視することは、今回調査では、「自宅に近い」が67.0%で最も高く、次いで「職員の印象がよい」が38.8%、「兄弟姉妹が通っている(いた)」が29.9%となっています。

前回調査の結果と比べると、今回調査で上位に挙げられている項目は、前回調査と大きな変化はみられません。一方で、「方針内容がよい」、「評判がよい」は大きく減少している状況がみられます。



⑥病気やケガで教育・保育事業が利用できなかった有無

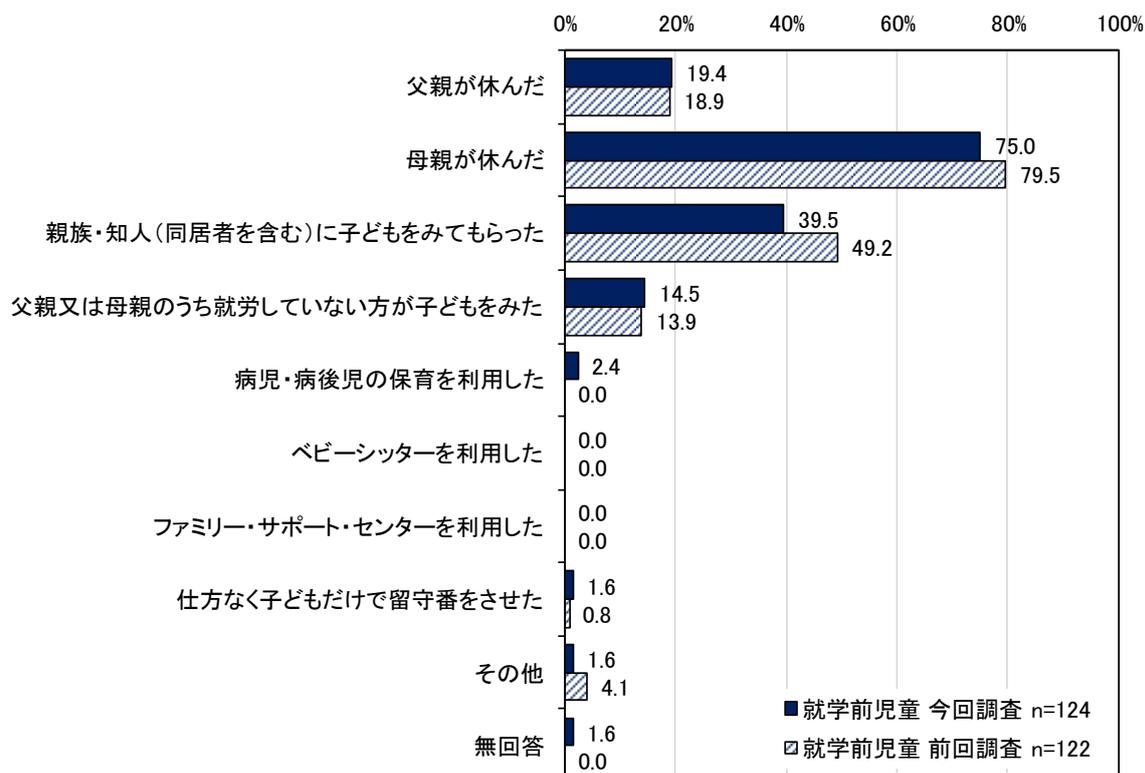
病気やケガで教育・保育事業が利用できなかった有無について、「あった」をみると、今回調査が62.6%、前回調査が56.5%と、前回調査の結果と比べて、6.1ポイント増加しています。



⑦病気やケガで教育・保育事業が利用できなかったときの対処方法

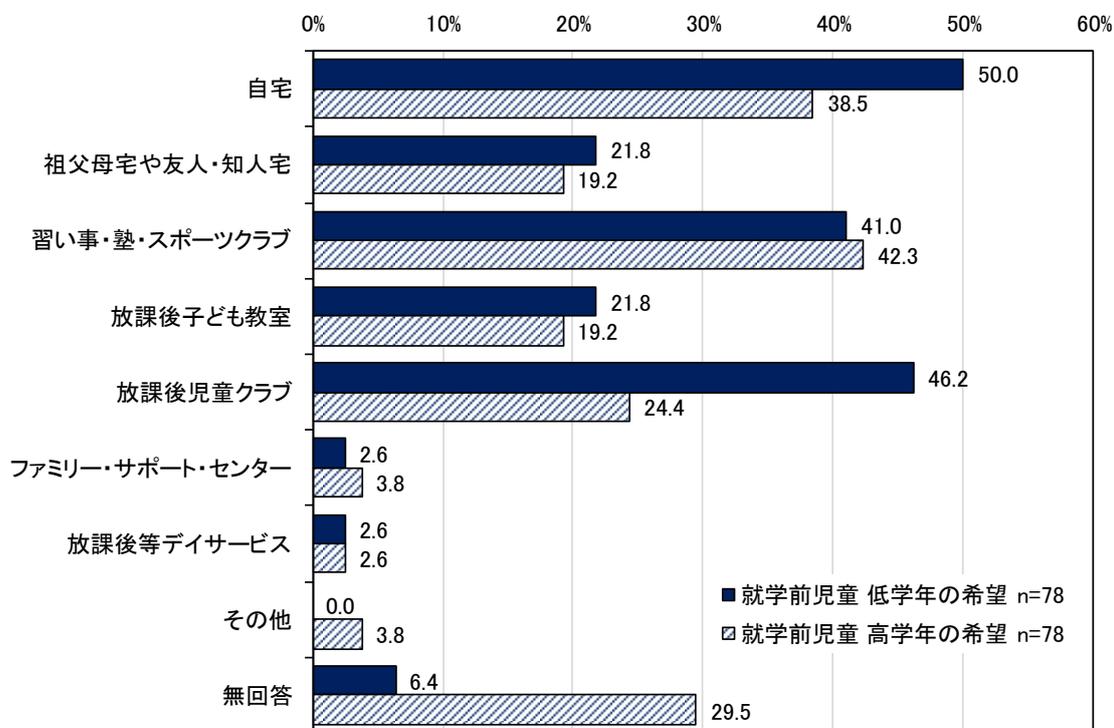
病気やケガで教育・保育事業が利用できなかったときの対処方法は、今回調査では、「母親が休んだ」が75.0%で最も高く、次いで「親族・知人（同居者を含む）に子どもをみてもらった」が39.5%、「父親が休んだ」が19.4%となっています。

前回調査の結果と比べると、依然として「母親が休んだ」の割合が高く、母親の負担が大きい状況がみられます。



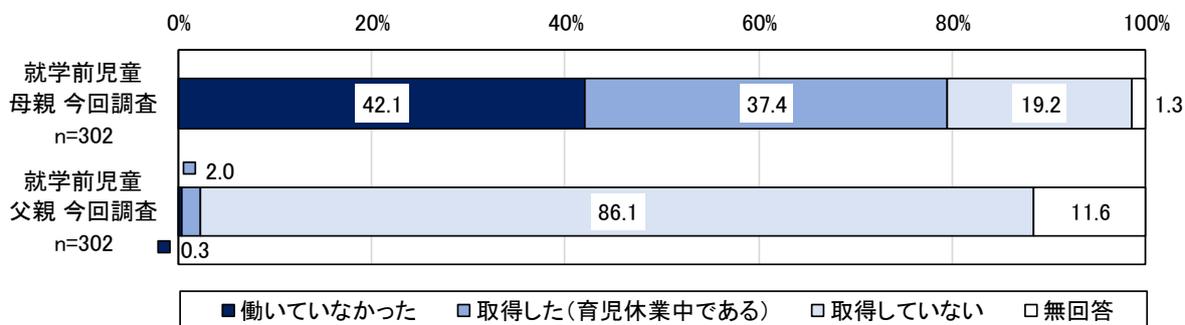
⑧ 小学校就学後の放課後の過ごし方

小学校就学後の放課後の過ごし方について、「放課後児童クラブ」をみると、低学年の希望では46.2%となっている一方で、高学年の希望では24.4%まで低下しており、高学年になると「放課後児童クラブ」への需要は低下する傾向がみられます。



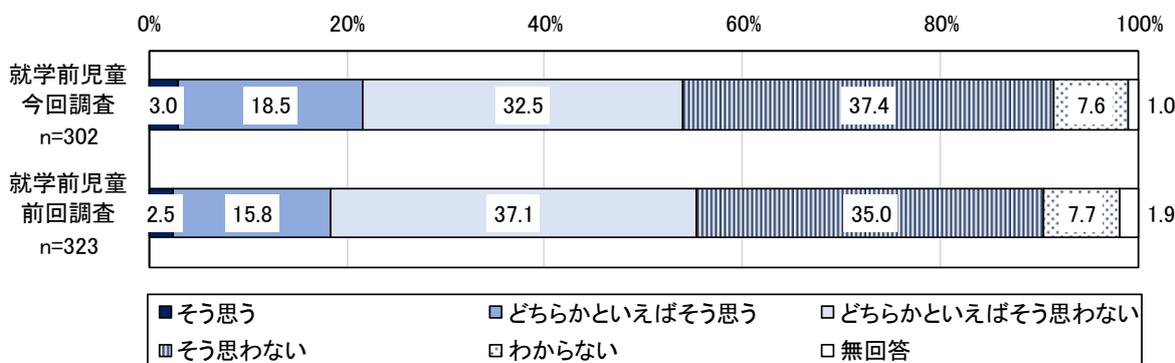
⑨ 育児休業の取得状況

育児休業の取得状況について、「取得した（育児休業中である）」をみると、母親が37.4%、父親が2.0%となっています。母親の育児休業の取得は促進されている一方で、父親については、依然として育児休業の取得が促進されていない状況がみられます。



⑩ 銚子市は、子育てしやすいまちだと思えるか

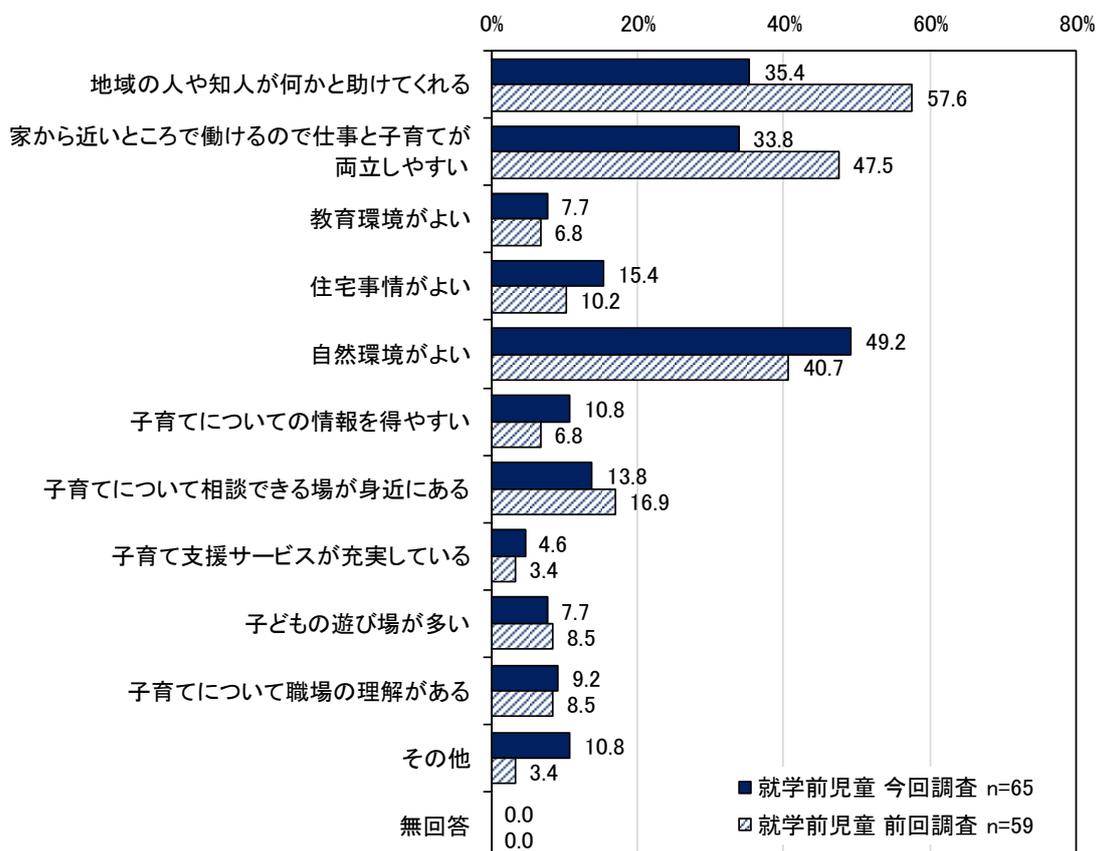
銚子市は、子育てしやすいまちだと思えるかについて、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」の合計値は、今回調査が21.5%、前回調査が18.3%と、前回調査の結果と比べて、3.2ポイント増加しています。



⑪ 子育てしやすいと思う理由（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）

子育てしやすいと思う理由は、今回調査では、「自然環境がよい」が49.2%で最も高く、次いで「地域の人や知人が何かと助けてくれる」が35.4%となっています。

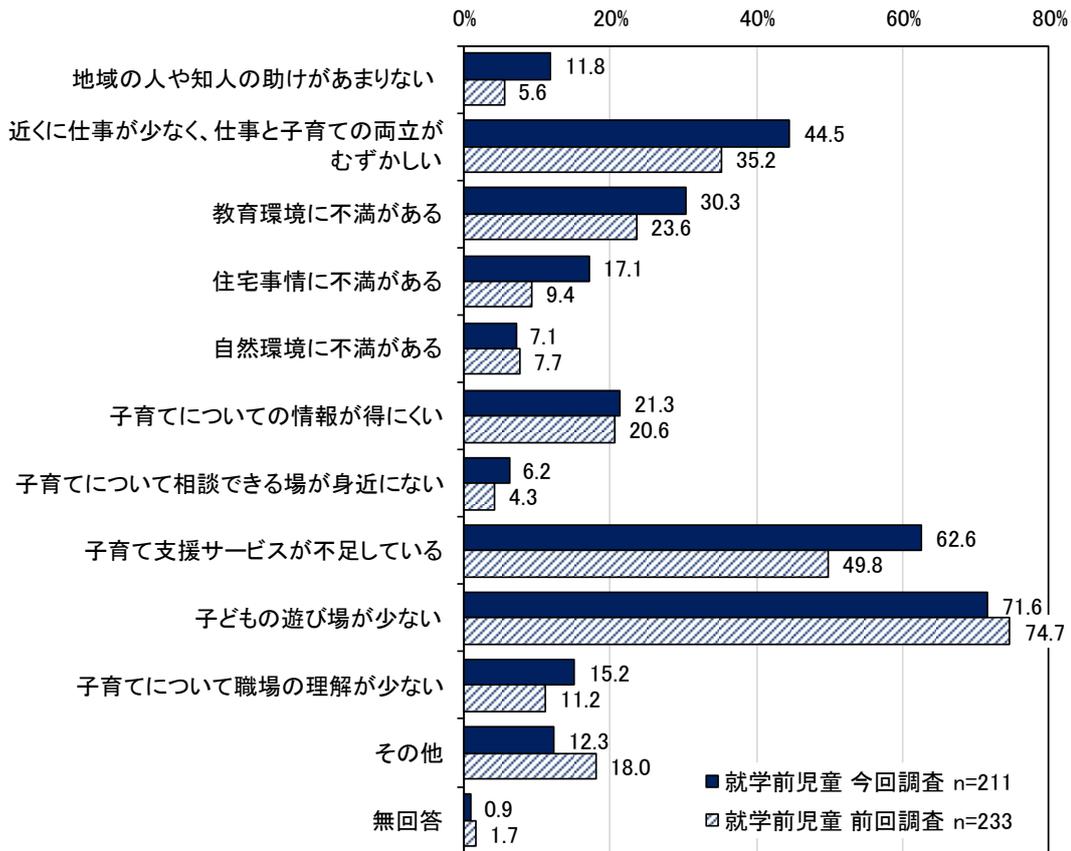
前回調査の結果と比べると、「自然環境がよい」は増加している一方で、「地域の人や知人が何かと助けてくれる」、「家から近いところで働けるので仕事と子育てが両立しやすい」は大きく減少しています。



⑫子育てしやすいとは思わない理由（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）

子育てしやすいとは思わない理由は、今回調査では、「子どもの遊び場が少ない」が71.6%で最も高く、次いで「子育て支援サービスが不足している」が62.6%となっています。

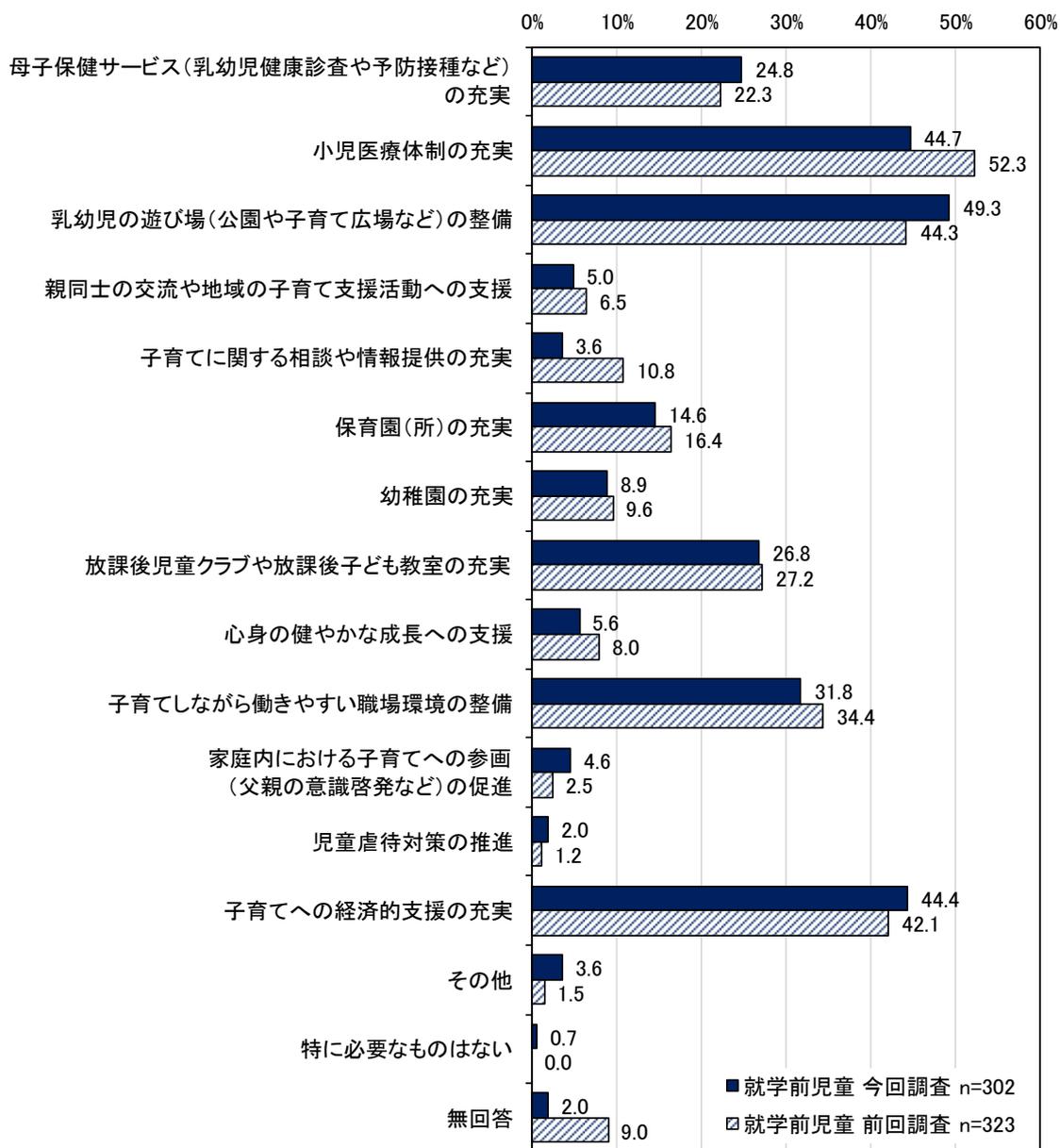
前回調査の結果と比べると、「子どもの遊び場が少ない」に大きな変化はみられないものの、「子育て支援サービスが不足している」、「近くに仕事が少ない、仕事と子育ての両立がむずかしい」は大きく増加している状況がみられます。



⑬子育てをしやすいまちづくりのために重要だと思うこと

子育てをしやすいまちづくりのために重要だと思うことは、今回調査では、「乳幼児の遊び場（公園や子育て広場など）の整備」が49.3%で最も高く、次いで「小児医療体制の充実」が44.7%、「子育てへの経済的支援の充実」が44.4%となっています。

前回調査の結果と比べると、今回調査でも上位に挙げられている項目が、前回調査でも上位に挙げられており、「乳幼児の遊び場（公園や子育て広場など）の整備」、「子育てへの経済的支援の充実」への要望が増加している状況となっています。



(3) 子ども・子育て家庭を取り巻く主な課題

①少子化の対策に向けた取組の推進

本市では、過去3年間の出生数が200人台で推移しており、少子化が進行している状況です。少子化の進行には、非婚化・晩婚化も影響しており、本市の未婚率は男性、女性ともに、増加傾向で推移しています。

少子化の進行を防ぐための取組として、安心した妊娠・出産を迎えるための正しい知識の普及啓発、不妊治療や産前・産後における相談体制の充実なども重要です。子育ての視点においては、民間企業の育児休業制度や短時間勤務制度の取得に対する理解、地域住民による子育て支援など、行政のみならず、子育てに関わる地域・企業・学校など、社会全体で取り組むことが重要です。

②子育てと仕事の両立に向けた取組の推進

女性就業率の上昇に伴い、共働き世帯も増加していることから、子育てと仕事の両立に困難を抱えている家庭が増加していると予測されます。

家庭においては、依然として男性が育児へ参加する時間が少ないという状況であり、職場での働き方改革などを通じて、男性の育児参加を促進していく必要があります。

男性も女性も仕事との両立を図りながら、安心して子育てを続けることができるよう、子育てと仕事の両立を支える子育て支援サービスの充実を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスの考え方をより一層、社会全体へと浸透させていくことが重要です。

③子どもたちの健やかな成長を守るための取組の推進

少子高齢化の進行、共働き世帯の増加、子どもの虐待など、社会的要因が複合的に重なることで、子どもが置かれている環境も複雑化、多様化してきている状況です。あらゆる問題を早期に発見し、適切に対応するためには、行政、保健・医療機関、学校などが連携したネットワークの構築が重要であり、様々な困りごとを抱える子ども一人ひとりに応じたきめ細かな対応が求められています。

いじめや不登校、児童虐待などの諸問題に適切に対応するため、子ども及び保護者に対する相談体制や支援体制の充実、未然に防止するための取組が重要です。

④子どもたちが夢と希望をもち、育つ社会の実現に向けた取組の推進

保護者の多くは、子どもの子育てや教育に影響すると思われる環境は「家庭」であると考えられていますが、子育てをめぐる家庭の状況は、障害、疾病、虐待、貧困、外国籍の家庭など様々であるため、家庭の状況に応じた生活支援、就業支援、経済的な支援策の充実による総合的な自立支援の推進が求められています。

家庭における環境は様々であっても、次代を担う子どもたちが、夢と希望をもち、健やかに育つ社会を実現することが重要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画の基本理念は、第1期子ども・子育て支援事業計画の継続性及び子育て支援施策のさらなる充実を図るため、基本理念は、第1期子ども・子育て支援事業計画を継承し、次代を担う子どもの成長を地域全体で支え、子どもの笑顔があふれるまちになることを目指し、「銚子で生まれ育ち良かったと思えるような 地域で支える『子育てのまちづくり』」とします。

基本理念

銚子で生まれ育ち良かったと思えるような
地域で支える「子育てのまちづくり」

2 基本方針

本計画の基本方針については、国の子ども・子育て支援法に基づく基本指針等を踏まえて、次のとおり設定します。

(1) 子どもの最善の利益

未来の社会を創り、担う存在であるすべての子どもが大事にされ、健やかに成長できるような地域社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

(2) 子ども・子育て支援施策の実施

「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識と、家庭は子どもにとって安全で安心できる場所であり、保護者との生活の中で成長を遂げる出発点であるとの認識の下、子ども・子育て支援を実施します。

(3) 喜びを感じることができる子育て

地域が保護者に寄り添い、子育てへの負担や不安、孤立感を和らげることで、保護者が自己肯定感を持ちながら、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援に努めます。

3 施策の体系

基本理念に基づき、以下の8つの基本施策を掲げ、施策を展開します。

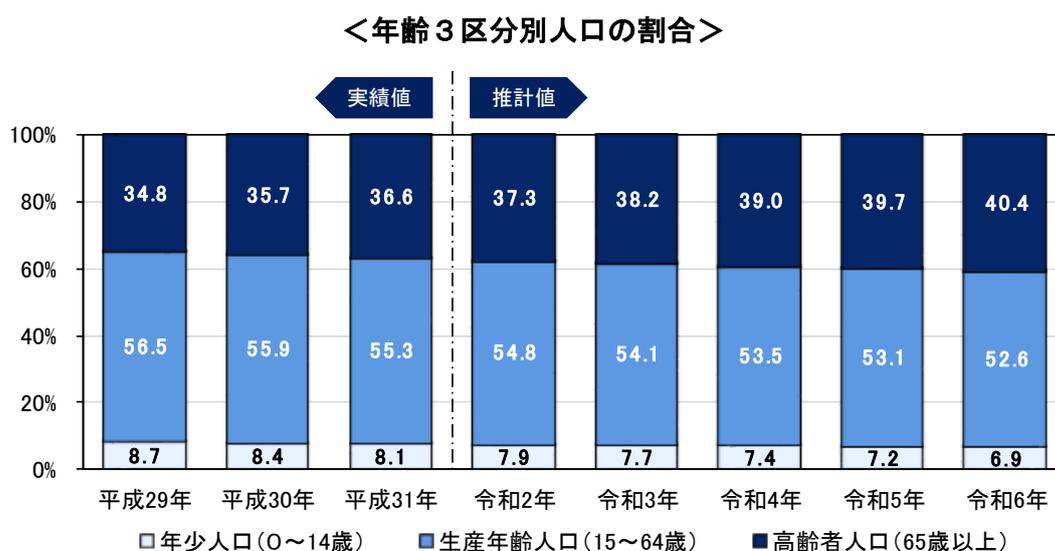
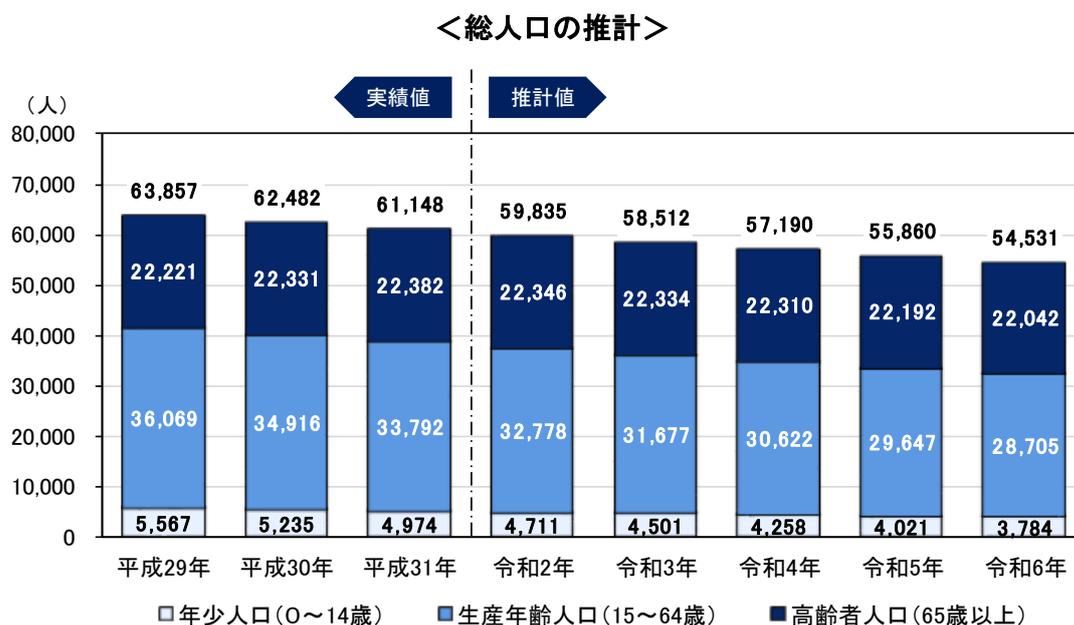
基本理念	基本施策	具体的施策
銚子で生まれ育ち良かったと思えるような 地域で支える「子育てのまちづくり」	1 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保	1. 教育・保育事業の量の見込みと確保方策 2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 3. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制
	2 地域における子育て支援	1. 子育てにおける相談・情報提供の充実 2. 子育て支援ネットワークの強化 3. 子育てに関わる経済的負担の軽減 4. 子どもの健全育成
	3 妊産婦及び乳幼児等の健康の確保及び推進	1. 妊産婦・乳幼児に対する切れ目のない支援の充実 2. 次世代の健康を育む保健サービスの充実 3. 食育の推進
	4 個性と創造性を育む教育の充実	1. 家庭教育の充実 2. 未就学児教育の充実 3. 学校教育の充実 4. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
	5 子育てしやすい生活環境の整備	1. 良質な居住環境の確保 2. 子どもたちの安全の確保 3. 子どもの遊び場の整備
	6 家庭生活と職業生活の両立の推進	1. 家庭生活における男女共同参画の推進 2. 子育てと仕事の両立支援の推進
	7 援護を必要とする子育て家庭への支援	1. 児童虐待防止対策の強化 2. 障害のある子どもへの支援 3. ひとり親家庭等の自立支援 4. 外国籍の子ども・家庭への支援
	8 子どもの貧困対策の推進	●子どもの貧困対策の推進

4 人口推計

(1) 総人口の推計

本市の総人口の推計結果は、今後も減少傾向で推移し、計画期間中には人口が5,300人程度減少し、令和6年には54,531人となることが予測されます。

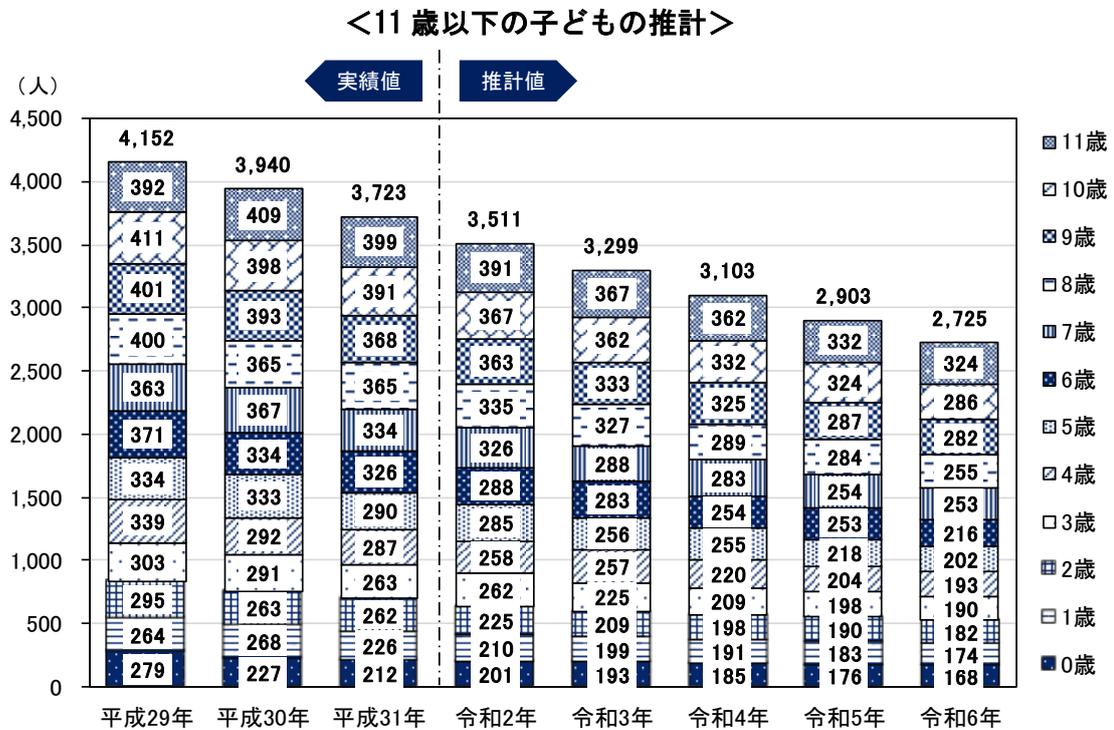
また、年齢3区分別人口の割合は、今後も高齢者人口の割合は増加する一方で、生産年齢人口の割合及び年少人口の割合はともに減少し、令和6年には年少人口の割合が6.9%となることが予測されます。



資料：平成29年から平成31年は住民基本台帳（各年4月1日現在）
令和2年以降はコーホート変化率法による推計値

(2) 11歳以下の子どもの推計

本市の総人口の人口推計結果から、11歳以下の子どもをみると、今後も減少傾向で推移し、計画期間中には11歳以下の子どもが790人程度減少し、令和6年には2,725人となることが予測されます。



(単位: 人)

年齢	実績値			推計値				
	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	279	227	212	201	193	185	176	168
1歳	264	268	226	210	199	191	183	174
2歳	295	263	262	225	209	198	190	182
3歳	303	291	263	262	225	209	198	190
4歳	339	292	287	258	257	220	204	193
5歳	334	333	290	285	256	255	218	202
(0~5歳)	1,814	1,674	1,540	1,441	1,339	1,258	1,169	1,109
6歳	371	334	326	288	283	254	253	216
7歳	363	367	334	326	288	283	254	253
8歳	400	365	365	335	327	289	284	255
9歳	401	393	368	363	333	325	287	282
10歳	411	398	391	367	362	332	324	286
11歳	392	409	399	391	367	362	332	324
(6~11歳)	2,338	2,266	2,183	2,070	1,960	1,845	1,734	1,616
合計	4,152	3,940	3,723	3,511	3,299	3,103	2,903	2,725

資料：平成29年から平成31年は住民基本台帳（各年4月1日現在）
令和2年以降はコーホート変化率法による推計値

5 子ども・子育て支援新制度の全体像

子育て世代の長時間勤務や女性の就業の増加などにより、保育の必要定員の確保とともに、延長保育や一時預かり、病児保育など、多様化するニーズへの対応も課題です。

子ども・子育て支援法等に基づく新制度においては、幼稚園、認定こども園、保育所(園)を通じた施設型給付と地域型保育給付及び児童手当からなる「子ども・子育て支援給付」と市町村の実情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業」の2つの枠組みから構成されます。

<新制度における給付・事業の体系>

子ども・子育て支援給付

施設型給付

- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育所

地域型保育給付

- 小規模保育
(定員は6人以上19人以下)
- 家庭的保育
(保育者の居宅等において保育を行う。)
- 居宅訪問型保育
(子どもの居宅等において保育を行う。)
- 事業所内保育
(事業所内の施設等において保育を行う。)

児童手当

地域子ども・子育て支援事業

- 時間外保育事業(延長保育事業)
- 放課後児童健全育成事業
(放課後児童クラブ)
- 子育て短期支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
(地域子育て支援センター)
- 一時預かり事業
- 病児保育事業
- 子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業)
- 利用者支援事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業
- 妊婦健康診査
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

6 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

本市は、事業の特性に応じて、次の教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策等を設定します。

<本市の教育・保育提供区域>

区域	該当事業	考え方
東部・西部 (2区域)	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どものための教育・保育給付 (1号認定・2号認定・3号認定) ● 時間外保育事業(延長保育事業) 	地理的条件等を考慮し、市内を2つの区域に分けて、教育・保育の基盤確保を検討します。
小学校区 (12区域)	<ul style="list-style-type: none"> ● 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) 	小学校区単位で、放課後児童クラブの基盤確保を検討します。
市全域 (1区域)	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育て短期支援事業 ● 地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター) ● 一時預かり事業 ● 病児保育事業 ● 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) ● 利用者支援事業 ● 乳児家庭全戸訪問事業 ● 養育支援訪問事業 ● 妊婦健康診査 	事業の特性(特定の区域で対象者を分けない等)や施設整備の状況等を考慮し、市全域を1つの区域として、事業の実施の基盤確保を検討します。

<東部・西部の小学校区>

区域	小学校区	
東部	<ul style="list-style-type: none"> ● 清水小学校区 ● 飯沼小学校区 ● 明神小学校区 ● 本城小学校区 	<ul style="list-style-type: none"> ● 春日小学校区 ● 高神小学校区 ● 双葉小学校区
西部	<ul style="list-style-type: none"> ● 海上小学校区 ● 船木小学校区 ● 椎柴小学校区 	<ul style="list-style-type: none"> ● 豊里小学校区 ● 豊岡小学校区

第4章 教育・保育と子ども・子育て支援の充実

基本施策1 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保

1 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

国から示された基本指針等に沿って、子どものための教育・保育給付について量の見込みを定めます。

また、設定した量の見込みに対応するよう、特定教育・保育施設、地域型保育事業の確保方策及び実施時期を設定します。

(1) 教育・保育の認定区分

「認定こども園」「幼稚園」「保育所（園）」「地域型保育事業」の教育・保育を利用する子どもについては、以下の3つの認定区分が設けられ、この区分に基づいて施設型給付等が行われます。

<教育・保育の認定区分>

認定区分	利用時間	施設・事業
●1号認定 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定以外の子ども	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
●2号認定 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働や疾病等により、家庭において必要な保育を受けることが困難である子ども	保育標準時間 保育短時間	保育所（園） 認定こども園
●3号認定 満3歳未満の子どもであって、保護者の労働や疾病等により、家庭において必要な保育を受けることが困難である子ども	保育標準時間 保育短時間	保育所（園） 認定こども園 地域型保育事業

※1号認定の教育標準時間外の利用については、一時預かり事業（幼稚園型）等の対象となります。

※夫婦ともにフルタイム勤務であるなど、客観的には保育認定（2号認定）を受けることができる場合であっても、保護者が幼稚園の利用を希望する場合には、教育標準時間認定（1号認定）を受けて幼稚園を利用することが可能です。

※保育の必要性は保護者の労働、疾病等により家庭において必要な保育を受けることが困難である場合に認定されます。本市では保育の必要性に係る労働時間の下限を1か月あたり48時間としています。

- 教育標準時間：1日4時間の幼児教育
- 保育標準時間：1日最大11時間の保育（主にフルタイムの労働を想定）
- 保育短時間：1日最大8時間の保育（主にパートタイムの労働を想定）

(2) 量の見込みと確保方策

子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付の量の見込み、特定教育・保育施設、地域型保育事業等の確保方策及び実施時期を次のとおり設定します。

① 1号認定

1号認定（3歳以上保育の必要なし。保育の必要ありで幼稚園希望を含む）は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）、私学助成を受けている幼稚園による確保方策を次のとおり設定します。

確保方策は、特定教育・保育施設である市立幼稚園、認定こども園及び私学助成を受けている私立幼稚園で、量の見込みの確保を図ります。

< 1号認定の量の見込みと確保方策 >

●市全域

(単位：人)

区分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み（必要利用定員総数）	282	250	225	198	181
確保方策	510	510	510	510	510
特定教育・保育施設	310	310	310	310	310
私学助成を受けている幼稚園	200	200	200	200	200

●東部

(単位：人)

区分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み（必要利用定員総数）	267	237	213	187	171
確保方策	440	440	440	440	440
特定教育・保育施設	240	240	240	240	240
私学助成を受けている幼稚園	200	200	200	200	200

●西部

(単位：人)

区分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み（必要利用定員総数）	15	13	12	11	10
確保方策	70	70	70	70	70
特定教育・保育施設	70	70	70	70	70
私学助成を受けている幼稚園	0	0	0	0	0

② 2号認定

2号認定（3歳以上保育の必要あり）は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（保育所（園）・認定こども園）による確保方策を次のとおり設定します。

確保方策は、市内の公立保育所、私立保育園及び認定こども園において量の見込みの確保を図ります。

< 2号認定の量の見込みと確保方策 >

●市全域

(単位：人)

区分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み（必要利用定員総数）	512	472	439	401	380
確保方策（特定教育・保育施設）	573	573	573	573	573

●東部

(単位：人)

区分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み（必要利用定員総数）	395	364	339	309	293
確保方策（特定教育・保育施設）	457	457	457	457	457

●西部

(単位：人)

区分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み（必要利用定員総数）	117	108	100	92	87
確保方策（特定教育・保育施設）	116	116	116	116	116

③ 3号認定

3号認定（3歳未満保育の必要あり）は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（保育所（園）・認定こども園）による確保方を次のとおり設定します。

確保方は、市内の公立保育所、私立保育園及び認定こども園において量の見込みの確保を図ります。

< 3号認定の量の見込みと確保方策 >

●市全域

（0歳）

（単位：人）

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み（必要利用定員総数）	43	41	39	38	36
確保方策（特定教育・保育施設）	49	49	49	49	49

（1・2歳）

（単位：人）

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み（必要利用定員総数）	238	229	224	219	213
確保方策（特定教育・保育施設）	258	258	258	258	258

●東部

（0歳）

（単位：人）

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み（必要利用定員総数）	36	35	33	32	30
確保方策（特定教育・保育施設）	40	40	40	40	40

（1・2歳）

（単位：人）

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み（必要利用定員総数）	181	174	170	166	162
確保方策（特定教育・保育施設）	203	203	203	203	203

●西部

（0歳）

（単位：人）

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み（必要利用定員総数）	7	6	6	6	6
確保方策（特定教育・保育施設）	9	9	9	9	9

（1・2歳）

（単位：人）

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み（必要利用定員総数）	57	55	54	53	51
確保方策（特定教育・保育施設）	55	55	55	55	55

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

国から示された基本指針等に従って、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めます。

また、設定した量の見込みに対応するよう、事業ごとに確保方策及び実施時期を設定します。

(1) 対象事業

量の見込みを設定し、確保方策（提供体制の確保の内容）及び実施時期を設定する事業は次のとおりです。

<地域子ども・子育て支援事業>

対象事業／対象年齢等		事業概要	実施状況
1	時間外保育事業（延長保育事業） 【0～5歳】	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する事業	実施
2	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 【小学1年生～6年生】	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している子どもに対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室などで、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業	実施
3	子育て短期支援事業 【0～18歳】	親の病気、残業などの場合に児童養護施設等において一時的に預かるショートステイ（宿泊を伴う預かり）、トワイライトステイ（夕方から夜間の預かり）	未実施 ※令和3年度より実施予定
4	地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター） 【0～2歳】	公共施設や保育所（園）等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業	実施
5	一時預かり事業 【3～5歳（幼稚園型）】	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	実施
	一時預かり事業 【0～5歳（幼稚園型以外）】	家庭において、一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、一時的に預かり、必要な保護を行う事業	実施
6	病児保育事業 【0～5歳、小学1年生～6年生】	病気の子どもについて、病院等付設の専用スペース等で看護師等が一時的に保育する事業	未実施 ※令和4年度より実施予定

対象事業／対象年齢等		事業概要	実施状況
7	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) 【0～5歳、小学1年生～6年生】	乳幼児や小学生等の子どもの保護者を会員として、子どもの預かり、送迎等の援助を受けることを希望する者と、援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業	未実施 ※令和3年度より実施予定
8	利用者支援事業 【0～18歳程度】	子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業、保健、医療、福祉等の関係機関を円滑に利用できるような情報収集を行うとともに、それらの利用にあたっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整、連携、協同の体制づくりを行う事業	実施
9	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問) 【0歳】	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業	実施
10	養育支援訪問事業 【若年の妊婦及び妊婦健康診査未受診や望まない妊娠等の妊娠期から子育て期までの継続的な支援を特に必要とする家庭等】	保護者の養育を支援することが特に必要な家庭に対して、保健師・社会福祉士・家庭相談員・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うとともに、関係機関との連携調整を実施する事業	実施
11	妊婦健康診査 【妊婦】	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、診察、計測、血圧、尿検査、保健指導などを実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業	実施
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業 【事業者】	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業	実施
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 【事業者】	新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成(幼稚園特別支援教育経費)や障害のある子どもの保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業	未実施

(2) 量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策及び実施時期を次のとおり設定します。

① 時間外保育事業（延長保育事業）

11 時間等の開所時間の始期及び終期前後の保育需要への対応を図る事業です。確保方策は、既存の受け入れ体制で量の見込みすべての確保を図ります。

<時間外保育事業（延長保育事業）の量の見込みと確保方策>

●市全域

(単位：人)

区分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み（必要利用定員総数）	174	161	152	141	134
確保方策	174	161	152	141	134

●東部

(単位：人)

区分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み（必要利用定員総数）	115	106	100	93	88
確保方策	115	106	100	93	88

●西部

(単位：人)

区分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み（必要利用定員総数）	59	55	52	48	46
確保方策	59	55	52	48	46

②放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後、自宅に帰っても保護者がいない小学生に、遊びを主とする健全育成活動を行う事業です。

確保方策は、令和3年度までに量の見込みすべてを確保することを想定して、令和2年度以降に未実施小学校区について送迎等の実施を検討します。

<放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の量の見込みと確保方策>

(単位：人)

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	548	556	551	555	542
小学1年生～3年生(低学年)	427	429	417	420	404
小学4年生～6年生(高学年)	121	127	134	135	138
確保方策	570	570	570	570	570
実施か所数	11か所	11か所	11か所	11か所	11か所

③子育て短期支援事業（ショートステイ）

子育て短期支援事業は、保護者の疾病や仕事等により、家庭において子どもを養育していくことが一時的に困難な場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行います。

確保方策は、令和3年度から近隣の児童養護施設を利用して量の見込みに対応できるように努めます。

<子育て短期支援事業（ショートステイ）の量の見込みと確保方策>

(単位：人日/年)

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	45	42	39	37	35
確保方策	—	24	24	24	24

④地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

地域子育て支援拠点事業は、公共施設や保育所（園）等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の基本事業を実施するものです。

確保方策は、既存の4か所及び子育て広場の整備を進め受け入れ体制を整えて量の見込みすべての確保を図ります。

<地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）の量の見込みと確保方策>

（単位：人回／年、か所）

区分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み	17,208	16,260	15,528	14,856	14,172
確保方策	4 か所				

⑤一時預かり事業

一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所（園）その他の場所で一時的に預かる事業です。

ア 幼稚園在園児を対象とした一時預かり【幼稚園型】

確保方策は、既存の受け入れ体制で量の見込みすべての確保を図ります。

＜幼稚園在園児を対象とした一時預かり【幼稚園型】の量の見込みと確保方策＞

(単位：人日／年)

区分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み	26,640	23,520	21,360	18,720	17,280
1号認定による利用	480	480	480	480	480
2号認定による利用	26,160	23,040	20,880	18,240	16,800
確保方策	26,640	23,520	21,360	18,720	17,280

イ 保育所（園）その他の場所での一時預かり（ファミリー・サポート・センターの未就学児の利用を含む）【幼稚園型以外】

確保方策は、公立保育所及び私立保育園の一時預かり事業として、既存の受け入れ体制及び、子育て援助活動支援事業（ファミリーサポート事業）で量の見込みすべての確保を図ります。

＜保育所（園）その他の場所での一時預かり【幼稚園型以外】の量の見込みと確保方策＞

(単位：人日／年)

区分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み	2,988	2,725	2,486	2,267	2,068
確保方策	2,988	2,725	2,486	2,267	2,068
一時預かり事業	2,988	2,720	2,481	2,262	2,063
子育て援助活動支援事業	—	5	5	5	5

⑥病児保育事業

病児保育事業は、地域の子どもが発熱等で急に病気になった場合、病院・保育所（園）等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった子どもを保育所（園）の医務室等で看護師等が緊急的な対応等を行う事業です。量の見込みは1期計画での実績がないため、アンケート結果から見込んでいます。

確保方策は、既に実施している既存の認可外保育施設と連携するとともに、保育所等で事業を実施できるように施設の整備を計画して、量の見込みすべての確保を図ります。

<病児保育事業の量の見込みと確保方策>

(単位：人日/年)

区分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み	3,055	2,838	2,667	2,478	2,351
確保方策	1 か所	1 か所	2 か所	2 か所	2 か所
病児保育事業	480	480	960	960	960
子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	—	2	2	2	2

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の就学児童対象部分

子どもの預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

確保方策は、令和3年度から実施できるように整備を進め、量の見込みすべての確保を図ります。

<子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の量の見込みと確保方策>

(単位：人日/年)

区分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み	32	30	29	27	25
確保方策	—	30	29	27	25

⑧利用者支援事業

利用者支援事業は、子ども又は保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供や必要に応じ、相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を行う事業です。

〈基本型の目的〉

子ども及びその保護者が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において当事者目線の寄り添い型の支援を実施する。

〈母子保健型の目的〉

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目ない支援体制を構築する。

〈利用者支援事業の量の見込みと確保方策〉

●基本型

区分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み	1 か所				
確保方策	1 か所				

●母子保健型

区分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み	1 か所				
確保方策	1 か所				

⑨乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児のいる家庭に保育士が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う事業です。

確保方策は、既存の体制（保育士による訪問）で事業を実施します。

〈乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保方策〉

(単位：人)

区分		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み		201	193	185	176	168
確保方策	実施有無	実施	実施	実施	実施	実施
	実施機関	銚子市	銚子市	銚子市	銚子市	銚子市
	委託団体	なし	なし	なし	なし	なし

⑩ 養育支援訪問事業

当事業は、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、養育が適切に行われるよう相談、助言その他必要な支援を実施する事業です。

確保方策は、既存の体制（保健師、社会福祉士、家庭相談員、保育士など）で事業を実施します。

＜養育支援訪問事業の量の見込みと確保方策＞

(単位：人日／年)

区分		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み		150	150	150	150	150
確保方策	実施有無	実施	実施	実施	実施	実施
	実施機関	銚子市	銚子市	銚子市	銚子市	銚子市
	委託団体	なし	なし	なし	なし	なし

⑪ 妊婦健康診査

お腹の赤ちゃんの成長や、妊婦の健康状態を確認するため、妊婦健康診査費用 14 回を助成します。

確保方策は、既存の体制（医療機関で随時）で事業を実施します。

＜妊婦健康診査の量の見込みと確保方策＞

(単位：人回／年)

区分		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み		2,151	2,066	1,998	1,901	1,832
確保方策	一人あたり 平均受診回数	10.7 回	10.7 回	10.8 回	10.8 回	10.9 回
	実施場所	医療機関				
	実施体制	委託				
	検査項目	県内統一検査項目				
	実施時期	随時				

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得者世帯を対象として、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具など教材費用及び行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

今期の計画では、幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、子ども・子育て新制度へ移行していない幼稚園において副食材料費の減免を受けている方に対して、費用の一部を給付する事業の実施を行います。

確保方策は、事業の該当者に対して、必要に応じた助成を実施します。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間の新規参入事業者に対し、事業開始前における事業運営に関する相談・助言などの巡回支援、及び認定こども園において障害のある子どもを受け入れる場合に職員の加配に必要な費用を補助する事業です。

本事業の実施は見込んでいませんが、計画期間中、必要に応じて手段を講じることを検討します。

3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、幼稚園及び保育所（園）の機能をあわせもつとともに、保護者の就労状況やその変化にかかわらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設です。

このため国では、地方公共団体、施設、利用者が認定こども園制度に対する理解を深め、認定こども園が利用者を選択されるような普及啓発にかかる施策を推進するとともに、設置に向けた政策的誘導を図っています。

本市においては、子ども・子育て支援新制度による施設型給付制度の創設や認定こども園制度の改正等により、地域の子どもの幼稚園、保育所（園）に区別せず、ともに育てていくという幼保一元化を推進します。

(2) 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割と必要性

① 質の高い教育・保育の提供

本市は、保育所（園）と幼稚園でこれまで培ってきた知識・技能を生かしつつ、幼児期における子ども一人ひとりの育ちを支援する質の高い教育・保育を一体的に提供します。

質の高い教育・保育の一体的な提供にあたっては、需給バランスを考慮しつつ、保護者の就労の有無に関わらず地域の子どもの家庭が利用できる施設として、育ちと学びの連続性を踏まえた教育・保育を受けることができるようにします。

幼稚園、保育所（園）、認定こども園においては、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領・学習指導要領についての理解を深めるとともに、市内の施設全体として、小学校就学後を見据えた教育・保育の連続性・一貫性を確保します。

また、発達に遅れのある可能性がある子どもの早期発見、特に配慮が必要な子どもを対象とする特別な支援、家庭の養育力の低下等による家庭での保育困難なケースへの対応など、公立・私立、教育・保育等の垣根を越えて連携し必要な支援に努めます。

② すべての家庭への子育て支援の充実

教育・保育施設の利用の有無にかかわらず、すべての子育て家庭の多様なニーズに対応するため、放課後児童クラブや地域子育て支援拠点事業による相談・交流事業など既存の事業の充実を図るとともに、教育・保育施設や子育て支援事業の情報提供、相談・助言等を行う利用者支援事業を推進します。

(3) 認定こども園、幼稚園及び保育所（園）と小学校等との連携の推進方策

① 認定こども園、幼稚園及び保育所（園）から小学校への円滑な接続

幼児期の学校教育は、子どもたちの「生きる力」の基礎や学校教育の基盤を培う重要な時期です。

認定こども園、幼稚園及び保育所（園）は、小学校の行事や授業参観など子どもや保護者の参加を推進するとともに、担当職員と小学校教諭との意見交換会や相互参観等の実施を通して小学校との連携を図り、小学校教育への円滑な移行に努めます。

② 放課後児童の健全育成の支援

保育の必要な子どもたちは、小学校就学後に留守家庭の子どもとなることも多く、安全な居場所の確保が必要となってきます。日ごろより小学校との連絡を密にし、放課後児童の安全と健全な育成の支援に努めます。

第5章 次世代育成支援行動計画

基本施策2 地域における子育て支援

1 子育てにおける相談・情報提供の充実

近年、少子化や核家族化が進み、共働き世帯も増加する中、地域では人と人とのつながりが希薄化する傾向にあります。子育て家庭においては、身近に相談できる人がいないなど、孤立感や育児不安を抱える場合があります。

子育て家庭における孤立感や不安を軽減するため、気軽に相談することができ、適切なアドバイスを受けられる場所や保護者同士の情報交換等ができる環境が必要になります。様々な媒体を活用した情報提供の充実を図るとともに、安心して気軽に相談できる体制づくりの充実に努めます。

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
1. 身近な子育て相談体制の充実	<子育て世代包括支援センター すくサポ> 保健師、社会福祉士、母子保健コーディネーター（助産師や看護師）、子育てコンシェルジュなどの専門職が、妊娠、出産、産後、子育て期にわたり、きめ細やかな相談や情報を提供する場です。窓口、電話相談、必要に応じて家庭訪問を実施します。	健康づくり課
	<家庭児童相談室> 家庭相談員が、家庭における子どもの養育や不登校、教育に関する相談に対し、助言を行い必要に応じ関係機関と連携し支援します。	健康づくり課
	<妊婦歯科相談や乳幼児健康相談> 妊婦、乳幼児を対象に、保健師・歯科衛生士・管理栄養士を配置し、妊娠期から乳幼児まで対応した専門的な相談を実施しています。 子どもの発育発達、母子の食生活、口腔衛生など相談者の要望に対応しています。	健康づくり課
	<子育て広場> 子育て広場において、随時指導員（保育士など）が、子育てに関する相談に応じています。必要に応じ、関係機関と連携します。	健康づくり課

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
1. 身近な子育て相談体制の充実	<p><銚子市基幹相談支援センター> 地域の相談支援の拠点として専門職員が、障害のある方やその家族などからの様々なニーズや相談を聞き、一人ひとりの障害特性に対応した専門的な指導・助言を行います。</p>	社会福祉課 (障害支援室)
	<p><療育支援コーディネーター> 発達の気になる子どもの相談、福祉サービスの利用情報の提供、保健・保育・福祉・教育などの関係機関との連絡調整などを行って、障害のある子どもの早期発見と療育支援を行います。</p>	社会福祉課 (障害支援室)
	<p><銚子市障害者虐待防止センター> 事業者からの障害のある子どもに対する①身体的虐待、②放棄・放置、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の防止と障害のある子どもの権利利益の擁護と事業者等への支援を行います。</p>	社会福祉課 (障害支援室)
	<p><生活困窮者自立支援相談センター> 収入が不安定で家賃や税金を滞納しているなど、経済的に困窮している方の相談を受け、どのような支援が必要か一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。</p>	社会福祉課 (社会福祉室)
2. 子育てに関する情報提供の充実	<p><銚子市子育てガイドブックの配布> 妊娠期から小学校3年生までの子どもを持つ家庭に役に立つ多くの情報を掲載します。 妊娠届の際に、すべての方を対象に配布しています。また、子育て支援課、健康づくり課、子育て広場でも随時配布しているほか、ホームページにも掲載しています。</p>	子育て支援課
	<p><子育てLINEの配信> 保育所(園)・幼稚園や放課後児童クラブの入所手続きの案内、健康相談、子ども向けイベントなどの子育て関連情報を提供しています。</p>	子育て支援課
	<p><レッツ!ベジレシピの投稿> 子育て支援LINE情報に、毎月1回野菜レシピを投稿し、子ども達の野菜嫌いを改善することを目指しています。</p>	健康づくり課 子育て支援課

2 子育て支援ネットワークの強化

様々な子育て支援サービスが展開されているなかで、情報を把握する手段が多岐にわたり、的確な情報が得にくい状況にあります。

そのため、個々の子育て家庭が状況に応じて適切なサービスを選択し、利用できる環境整備や子育てサークルの育成・支援を含めた子育て支援のネットワークづくりが必要となっています。そして、子育て支援ニーズがますます多様化するなかで、子どもや子育て家庭の置かれている状況に応じたきめ細かな支援策が求められています。

こうしたことから、公的な取組だけでなく、市民の自主的な子育て支援活動により地域全体として、子育て支援のネットワークの形成に努め、地域の人々の参加と協力のもとに地域をあげた子どもの育成環境づくりを目指します。

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
1. 地域における子育て支援ネットワークの形成	<子育て世代包括支援センター すくサポ> 保健師、社会福祉士、母子保健コーディネーター（助産師や看護師）、子育てコンシェルジュなどの専門職が、妊娠、出産、産後、子育て期にわたり、きめ細やかな相談や情報を提供する場です。窓口、電話相談、必要に応じて家庭訪問を実施し、関係機関と連携します。	健康づくり課
	<子育て広場> 子育て広場は、家庭で育児をしている親子のための広場であり、子育て中の親子が自由に集い、情報交換ができる場所、子育ての悩みを相談できる場所、子育てに関する情報が得られる場所として実施しています。随時指導員（保育士など）が、子育てに関する相談に応じ、必要により関係機関と連携します。	健康づくり課
	<地域子育て支援センターとの連携> 子育て中の親子に遊びの場の提供及び育児相談などを実施しています。他の機関とも連携し、情報提供を行うなど支援します。	子育て支援課
	<民間の子育て支援活動等との連携> 市民が自主的に活動する子育てサークルや、こども食堂、フードバンク事業者など様々な主体と連携します。	子育て支援課 社会福祉課 (社会福祉室) (障害支援室)

3 子育てに関わる経済的負担の軽減

経済情勢が依然として厳しい中、子育てに係る経済的負担が増大し、子育て家庭が抱える不安や負担の中には、経済的負担を挙げる家庭が少なくありません。

これまでも、児童手当の支給や子ども医療費の助成などに取り組んできましたが、今後も、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、家庭状況に応じた経済的支援の充実に努めます。

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
1. 経済的負担の軽減	<妊産婦健康診査費用の助成> お腹の赤ちゃんの成長や、妊婦の健康状態を確認するため、妊婦健康診査費用 14 回を助成します。	健康づくり課
	<国民年金保険料の産前産後期間の免除制度> 平成 31 年 4 月から、国民年金第 1 号被保険者（自営業者など）が出産を行った際に、出産前後の一定期間の国民年金保険料を免除する制度です。	市民課 （保険年金室）
	<未熟児養育医療費の助成> 赤ちゃんの出生体重が 2,000 グラム以下又は身体の機能が未熟なままで生まれた場合、指定養育医療機関に入院して治療を受ける場合に未熟児養育医療給付制度から医療費の助成を受けることができます。	子育て支援課
	<子ども医療費の助成> こどもの病気の早期発見や治療を促進し、保健の向上及び福祉の増進を図ることを目的に、銚子市内在住の高校 3 年生等（18 歳になる年度末）までの子どもを対象に、保険診療が適用された医療費の自己負担分を助成します。	子育て支援課
	<児童手当> 中学校卒業までの子どもを養育している保護者へ児童手当を支給します。	子育て支援課
	<2 歳児歯科健診・フッ素塗布> 乳歯が生え揃い始め、むし歯の保有率が増え始める前の段階で、歯科健康診査とあわせフッ素塗布を実施しています。	健康づくり課
	<インフルエンザ予防接種費用の助成> 小児季節性インフルエンザの任意予防接種費用を、銚子市に住民登録がある生後 6 か月から中学校 3 年生までの子どもに助成します。	健康づくり課

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
1. 経済的負担の軽減	<p><低所得世帯民間放課後児童クラブ利用支援補助> 低所得世帯の民間放課後児童クラブの利用希望者の、経済的負担の軽減のため、利用料の補助を行います。</p>	子育て支援課
	<p><児童扶養手当> 父母の離婚、父又は母の死亡などによって、父又は母と生計を同じくしていないひとり親家庭の子どもや、父又は母が重度の障害の状態にある子どもが心身ともに健やかに育成されることを目的に支給します。</p>	子育て支援課
	<p><特別児童扶養手当> 精神又は身体に重度又は中程度の障害を有するため日常生活において介護を必要とする 20 歳未満の子どもを監護している養育者に手当を支給します。</p>	社会福祉課 (障害支援室)
	<p><自立支援医療（育成医療）の助成> 身体に障害があり、手術等により確実な治療効果が期待できる 18 歳未満の子どもに対し、医療費の一部を助成します。</p>	社会福祉課 (障害支援室)
	<p><難聴児補聴器購入助成> 身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度難聴児に対して補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。</p>	社会福祉課 (障害支援室)
	<p><銚子市住宅リフォーム助成> 市民が市内の施工業者と契約して住宅リフォームを行う場合、その費用の一部を助成します。</p>	都市整備課 (都市整備室)

4 子どもの健全育成

近年の少子化・核家族化の進行は、子どもが地域や大きな集団のなかで、いきいきと行動する場面が少なくなり、社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられています。そのため、豊かな自然環境や歴史・文化を生かし、地域において子どもが、放課後や週末等に自由に遊べ、自主的に参加し、安全に過ごすことのできる活動の場づくりの確保が重要な課題となっています。社会のなかでの様々な体験を通して、子ども自らが学び、主体的に判断・行動し、心豊かな人間性や生きる力を身に付けられるような活動の場を提供することが求められています。

また、共働きやひとり親家庭の増加により、保護者が昼間家庭にいない子どもが増加しています。子どもたちが安心して過ごせる居場所として、放課後児童クラブの充実に努めます。

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
1. 新・放課後子ども総合プランの推進	<放課後児童クラブの役割を向上させるための方策> 放課後児童クラブについて、子どもたちの安全・安心な居場所となることはもとより、学習やスポーツ、文化活動など、多様な体験、活動を通じて、子どもたちが伸びやかに成長することができるよう、実施内容の充実に努めます。	子育て支援課
	<放課後児童クラブの開所時間の延長に係る検討> 利用者や地域のニーズ等を踏まえ、放課後児童クラブの開所時間の延長について検討します。	子育て支援課
	<放課後児童クラブでの特別な配慮を必要とする子どもへの対応> 障害のある子どもなど特別に配慮を必要とする子どもの受け入れを行うために、放課後児童支援員の加配（職員の配置）を行います。また、障害に対する専門知識を習得するための研修の案内等の提供を行い、可能な限り受け入れを行います。	子育て支援課
	<低所得世帯民間放課後児童クラブ利用支援補助> 低所得世帯の民間放課後児童クラブの利用希望者の、経済的負担の軽減のため、利用料の補助を行います。	子育て支援課
	<放課後児童クラブの育成支援の内容を、利用者や地域住民への周知を推進するための方策> 放課後児童クラブにおける育成支援や活動内容について、ホームページなどを通じて、利用者や地域住民に対し広く周知を図ります。	子育て支援課

基本施策3 妊産婦及び乳幼児等の健康の確保及び推進

1 妊産婦・乳幼児に対する切れ目のない支援の充実

少子化や子育て世帯の孤立化といった社会構造の変化や核家族化、共働き世帯の増加といった家族形態の多様化など、母子を取り巻く環境が多様化・複雑化しています。

妊娠期・出産期・乳幼児期を通じて母子の健康が確保できるよう、保健指導、健康診査や相談・各種健康教室等の充実を図ります。さらに、育児不安などの軽減を目的として、妊娠期から子育て期の子育て支援について、子育て世代包括支援センターと連携しながら、母子保健サービスの提供に努めます。

また、地域の中で安心して子どもを産み、育てられるよう、関係機関との連携を強化し、切れ目のない支援体制を構築していきます。

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
1. 母子保健サービスの充実	<子育て世代包括支援センター すくサポ> 保健師、社会福祉士、母子保健コーディネーター（助産師や看護師）、子育てコンシェルジュなどの専門職が、妊娠、出産、産後、子育て期にわたり、きめ細やかな相談や情報を提供する場です。窓口、電話相談、必要に応じて家庭訪問を実施し、関係機関と連携を図ります。	健康づくり課
	<母子健康手帳の交付> 妊娠期の健やかな経過と安全な出産ができるよう、また、出産後、子どもが健やかに成長できるよう、母子健康手帳を交付し、活用を促します。	健康づくり課
	<妊婦保健指導の実施> 子どもを安心して産み、育てることができるよう、妊娠届け出時と妊娠後期（妊娠8か月から9か月時）に母子保健コーディネーター（助産師や看護師）や保健師等が妊婦に対し保健指導を実施しています。 特に特定妊婦・要支援妊婦（若年妊婦や望まない妊娠など）は、地区担当保健師と連携し早期に介入し訪問・電話等により指導・支援をしています。妊婦自身が妊娠出産に向けて必要とする母子保健や子育て支援サービスを適切に選択して利用できるようサポートプランを作成しています。	健康づくり課

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
1. 母子保健サービスの充実	<p><産婦・新生児訪問></p> <p>出生通知書をもとに生後2か月までの間に保健師や看護師が家庭訪問を実施し、乳児の発育状況と産婦の健康状態を確認し、必要な保健指導を実施しています。</p> <p>また、産後うつ病の早期発見のため、エジンバラ産後うつ病質問票を自記式で実施し、得点の高い産婦は継続的に支援しています。</p>	健康づくり課
	<p><乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）></p> <p>生後4か月までの乳児のいる家庭に保育士が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う事業です。</p> <p>乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ機会とすることにより乳児家庭の孤立化を防ぐことを目的としています。</p>	健康づくり課
	<p><産後ケアサービスの実施に向けての検討></p> <p>退院直後の母子に対して、心身のケアや育児サポート等を宿泊型、デイサービス型、アウトリーチ型（訪問型）の方法により、心身のケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができるようサービスの実施に向けて検討します。</p>	健康づくり課
2. 乳幼児の健康の保持増進を目指した取組	<p><妊産婦健康診査費用の助成></p> <p>お腹の赤ちゃんの成長や、妊婦の健康状態を確認するため、最大14回分の健康診査の助成を行います。</p>	健康づくり課
	<p><乳幼児健診></p> <p>3か月健診、9か月健診、1歳6か月健診、3歳児健診を集団健診にて実施しています。</p> <p>疾病のスクリーニングから子どもの発育・発達の確認により、異常の早期発見や早期治療につなげています。また、保健師や管理栄養士、歯科衛生士による個別対応で、子育てに関する助言指導をあわせて実施しています。</p> <p>健診未把握者ゼロを目指し、未受診者については地区担当保健師が家庭訪問を実施し、対象児の状況把握に努めています。</p>	健康づくり課
	<p><2歳児歯科健診・フッ素塗布></p> <p>乳歯が生え揃い始め、むし歯の保有率が増え始める前の段階で、歯科健康診査とあわせフッ素塗布を実施しています。</p>	健康づくり課

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
2. 乳幼児の健康の保持増進を目指した取組	<予防接種の推進> 予防接種の正しい知識についての普及啓発を行い、身近な場で予防接種の相談や接種ができるよう、市内医療機関との連携を図りながら推進していきます。	健康づくり課
	<インフルエンザ予防接種費用の助成> 小児季節性インフルエンザの任意予防接種費用を、銚子市に住民登録がある生後6か月から中学校3年生までの子どもに助成します。	健康づくり課
	<ママパパ学級> 妊娠中の異常を予防し、安全な妊娠出産を促すための講話や、保育を事前学習することで産後の不安や悩みの軽減を図れるよう支援しています。 また、父親の役割を学び夫婦で共同してより良い育児が行えるよう父親向けの内容も実施しています。	健康づくり課
	<乳幼児健康相談> 子どもの成長・発達やしつけといった育児全般に関する相談を保健師や管理栄養士、歯科衛生士が対応しています。	健康づくり課
	<2歳児すくすくルーム> 保育所や幼稚園に通所していない2歳児を対象に、集団遊びや健康教育、個別相談を実施します。	健康づくり課
	<親子遊び教室> 健診や相談事業を通じて把握された母子を対象に、子どもの成長や個性に応じたかかわりができるよう、保護者と共有しながら、親子でのかかわり遊びを中心に小集団での遊び方教室を実施しています。	健康づくり課
	<療育発達相談・言葉の相談> 発達や言葉の遅れが気になる子をもつ保護者を対象に、専門職（小児科専門医・言語聴覚士等）による個別相談を実施し、必要に応じた助言指導や医療への受診勧奨を実施しています。	健康づくり課
	<巡回歯みがき教室> 市内幼稚園や保育所（園）に通う子どもとその保護者を対象に、歯科衛生士と管理栄養士が歯みがき指導や、虫歯予防の食生活について、集団教育を実施しています。	健康づくり課
	<新生児聴覚検査費助成事業の実施に向けての検討> 先天性聴覚障害の早期発見・早期療育等の促進を図るため、新生児聴覚検査費の助成について検討します。	健康づくり課

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
2. 乳幼児の健康の保持増進を目指した取組	<p><5歳児健康相談の実施に向けての検討></p> <p>保育所（園）や幼稚園で集団生活に入ってから指示が入りにくい、集団行動がとれないといった問題行動が明らかになる一方、保護者が気づかないまま就学を迎えるような事態にならないよう、必要な療育環境を早期に整える目的で5歳児健康相談の実施について検討します。</p>	健康づくり課
3. 経済的負担の軽減	<p><不妊治療費の助成の実施に向けての検討></p> <p>不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されない人工授精・体外受精・顕微授精に対して経費の一部助成について検討します。</p>	健康づくり課
	<p><未熟児養育医療費の助成></p> <p>赤ちゃんの出生体重が2,000グラム以下又は身体の機能が未熟なままで生まれた場合、指定養育医療機関に入院して治療を受ける場合に未熟児養育医療給付制度から医療費の助成を受けることができます。</p>	子育て支援課
	<p><子ども医療費の助成></p> <p>こどもの病気の早期発見や治療を促進し、保健の向上及び福祉の増進を図ることを目的に、銚子市内在住の高校3年生等（18歳になる年度末）までの子どもを対象に、保険診療が適用された医療費の自己負担分を助成します。</p>	子育て支援課

2 次世代の健康を育む保健サービスの充実

子どもたちを取り巻く家庭環境や社会環境は大きく変化しています。そのため、学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実が必要であり、性に関する科学的な知識の啓発や発達段階に応じた適切な教育が大切です。そして、教育関係者や保護者等と十分連携し、学校における教育と連動した普及啓発を行っていく必要があります。

こうしたことから、妊娠前から妊娠・出産・育児に関する正しい知識を得られることや、思春期の子どもの身体的・心理的状況の理解と行動の受け止めができる地域づくりに努めます。

喫煙や薬物等に関する教育や健康に関する思春期における課題の重要性を認識した保健対策の充実と併せて、幅広い関係者が子どもの問題行動の未然防止に取り組みます。

また、生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重し、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築するなど適切な行動をとることができるよう子どもの心のケアのための相談体制の充実を図ります。

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
1. 健康・性に対する正しい理解の普及啓発	<食育授業> 市内小学校と連携し、小学校4年生を対象に減塩啓発を目的とした食育授業を実施します。	学校教育課 (指導室) 健康づくり課
	<教育相談> 子どもの悩みや相談に関して、教育相談活動を行います。学校は解決の方法を一緒に考えたり、アドバイスをしたりしながら、よりよい学校生活を目指します。	学校教育課 (指導室)
	<健康教室の開催> 喫煙やアルコール、薬物などに対する正しい知識を深めるため、健康教室を開催します。	健康づくり課 学校教育課 (指導室)
	<思春期教室の開催> 市内小・中学生を対象に、学校と連携し命の誕生・男女交際・妊娠・出産・性感染症などについての正しい理解を深めるため、思春期教室を開催します。	健康づくり課
2. 相談体制の充実	<スクールソーシャルワーカーの活用> 不登校など、子どもが抱える問題の解決のため、家庭訪問等の支援を実施する、千葉県が雇用するスクールソーシャルワーカーを活用し、教育相談体制の充実を図ります。	学校教育課 (指導室)

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
2. 相談体制の充実	<p><スクールカウンセラーの配置></p> <p>子どもの悩みや相談に関して、専門的な知識・経験を有する千葉県のスクールカウンセラーが配置されている学校を中心に、専門的なカウンセリングを行います。未配置校も、配置校と連携してカウンセリングを受けることができます。</p>	<p>学校教育課 (指導室)</p>
	<p><しおさい学級></p> <p>様々な原因により不登校状態が続いている子どもへの積極的援助を行い、集団への適応力を養いながら学校生活への復帰を支援します。通級制で、適応指導、カウンセリング、教科指導を行います。</p>	<p>学校教育課 (指導室)</p>
	<p><青少年指導センター></p> <p>不登校やいじめ等の様々な問題に対して、悩みを抱える子どもや保護者の相談に関して、解決の方向性を見出すために助言と支援を行います。欠席が続いている子どもについては、学校訪問や家庭訪問を実施し、解消に努めます。</p>	<p>社会教育課</p>

3 食育の推進

子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育てていく基礎となります。

しかし、食生活を取り巻く社会環境等の変化から、朝食欠食や食事バランスの乱れが、将来の生活習慣病を引き起こす原因となります。

このことから、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じ、食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、食事作りの体験活動や子ども参加型の様々な取組を行っていくことが大切です。

このように、家庭や学校等における食育の推進はもちろんのこと、地域の特性を生かしながら、地域における食生活改善等のための取組を推進します。

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
1. 食に関する学習機会の充実	<離乳食教室の開催> ごっくんクラス（生後4か月から5か月児対象）及びもぐもぐクラス（生後6か月から8か月児対象）を実施しています。 月齢に応じた調理方法や離乳食の進め方、歯の手入れについて学ぶ機会として教室を開催しています。	健康づくり課
	<乳幼児健康診査での栄養指導> 子どもの発達段階に応じた栄養バランスや食生活のリズム、おやつとの与え方などを、集団指導と個別指導で行います。	健康づくり課
	<農水産物の収穫や調理などの体験事業> 自然の恵みを知り、感謝する心を育てるため、地元の野菜や水産物などの地産地消を推進しながら食事の大切さについて周知しています。	健康づくり課 社会福祉課（障害支援室） 子育て支援課 水産課、農産課 学校教育課（指導室）
	<食育授業> 市内小学校と連携し、小学校4年生を対象に減塩啓発を目的とした食育授業を実施しています。	学校教育課（指導室） 健康づくり課
	<小・中学校での食に関する学習を実施> 食事のあり方や望ましい食生活習慣を確立させるための講話、家庭教育学級による学校給食センターの見学などを開催し、食に関する情報の普及啓発を図ります。	学校給食センター

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
1. 食に関する 学習機会の充実	<p><郷土料理や行事食の継承></p> <p>学校給食センターで発行する「予定表」や「ぱくぱくパーク」を通して、郷土料理や行事食などを紹介し伝統的な食文化に関する情報を提供します。また、子どもたちに伝統的な食文化に関心を持たせるため、「和食給食レシピ」を募集し入賞した作品は学校給食に採用し、学校給食における郷土料理や行事食等の継承を促進します。</p>	学校給食センター
	<p><レッツ！ベジレシピの投稿></p> <p>子育てLINE情報に、毎月1回野菜レシピを投稿し、子ども達の野菜嫌いを改善する事を目指しています。</p> <p>手軽な野菜料理や子どもにお手伝いを促すようなメニューを紹介しています。</p>	健康づくり課 子育て支援課

基本施策4 個性と創造性を育む教育の充実

1 家庭教育の充実

家庭教育とは、人が生活していくうえでの「生きる力」の基礎的な資質や能力を育成するものであり、家庭における幼児期の教育がその人の一生に大きな影響を与えても過言ではありません。家庭には、社会で生活していくうえで大切なルールなどを正しく身に付けさせるという役割があります。

しかし近年、都市化、核家族化、少子化、地縁的なつながりの希薄化など家庭や家庭を取り巻く社会情勢は大きく変化しているため、家庭の教育力の低下が進んでいます。また、親の暴力や子育ての放棄などの児童虐待は、社会に様々な問題を提起していますが、それらの原因としては、子育てを重荷に感じることなどの様々な要因が考えられます。

子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会の提供や子育て中の親が家庭教育に関して気軽に相談できる体制の充実に努めます。

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
1. 家庭教育の充実	<ブックスタート> 市が実施する3か月児健康診査を受ける乳児とその保護者を対象として、ブックスタートパックを配布しながら、絵本の紹介と読み聞かせを行い、親子が触れ合う場を提供します。	社会教育課 (公正図書館)
	<育児ミニ講座等の開催> 子育て広場内で、子育てに関するミニ講座を開催し子育てに関する知識の普及や啓発に努めます。	健康づくり課
	<家庭教育学級> 家庭教育、家族関係、子育てなどに関する情報提供や学習機会の提供などにより地域としての子育て支援の充実に努めます。	社会教育課 (生涯学習室)

2 未就学児教育の充実

幼児期は、子どもたちにとって生涯にわたり人間としての健全な発達や社会性を培ううえで基礎となる重要な時期であり、豊かな人間性に根ざした生きる力を身に付けることが大切です。さらに、充実した幼児期の生活は児童期への発達に向けて重要であります。

また、認定こども園と幼稚園及び保育所（園）は、就学前の子どもを対象として、それぞれの目的と役割を果たしていますが、同じ地域に子どもが少なくなった今、子どもを中心に考えたとき、認定こども園、幼稚園、保育所（園）の枠を越えて、子どもたちが友だちと十分関わって育つことが望ましいと考えられます。そのため、関係職員の研修機会の拡充や、認定こども園、幼稚園、保育所（園）、小学校との関連性を深め、家庭教育とも連携しながら教育効果の向上に努めます。

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
1. 幼児教育の充実	<幼稚園における子育て支援> 未就園児への園開放を実施し、在宅での子育てを支援します。	学校教育課 (学校教育室) (指導室)
	<幼稚園・保育所（園）・小学校との連携> 総合的な学習の時間や職場見学、体験を通じた、異年齢交流を実施します。	学校教育課 (指導室)
	<インクルーシブ保育の実施> 児童発達支援センターわかばの子どもと交流を行い、多様な特性のある子どもとの生活を体験することで、一人ひとり違いがあることを実感することができる保育を目指します。	子育て支援課
	<高齢者との交流の実施> 世代間交流の一環として、老人施設を訪問し歌や踊りの披露を通じて高齢者とふれあい、優しさや思いやりの心を育てます。	子育て支援課
	<保育所等巡回支援事業の実施> 千葉県からの委託事業により、保育内容や保育所運営に係る知識を有した者（保育士支援アドバイザー、保育事業者支援コンサルタント）が、巡回相談を行うことにより保育人材の確保を目指します。	子育て支援課

3 学校教育の充実

小学校就学後の学童期は、生きる力を育むことを目指し、調和のとれた発達を図る重要な時期とされています。また、この時期は、自立意識や他者理解などの社会性の発達が進み、心身の成長も著しい時期でもあります。

社会や経済の仕組みが大きく変化する中で、学校教育に求められるものも大きく変わりつつあります。地域及び家庭と学校との連携を図り、地域に根ざした特色ある学校づくりを推進します。

また、教員の指導力は、いわば学校教育の基礎であり、子どもたちの将来にも大きな影響を与えることから、教員が身に付けるべき資質能力の向上を目指し、夏季研修（ジオパーク講座・出前サポート塾・若手研修会）や教務主任研修会など、学んだことを実践に生かせるような内容で開催することにより、指導力の向上を図ります。

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
1. 学校教育の充実	<基礎・基本の確実な習得> 付けたい力を明確にして言語活動を一層充実させ、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させるとともに、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育成します。	学校教育課 (指導室)
	<学校や地域の特色を生かした「ふるさと学習」の推進> 地域の教育資源や人材を活用して学ぶ機会を充実させ、ふるさと銚子のよさや素晴らしさに気付かせることで、郷土への誇りを育みます。	学校教育課 (指導室)
	<読書活動の充実> 学校図書館司書を小学校に配置し、学校図書館の整備・充実を図るとともに、朝読書や読み聞かせ、ブックトークなどにより、自ら進んで本に親しむ意欲と態度を育成します。	学校教育課 (指導室)
	<グローバル化に対応した教育の充実> 小学校外国語活動補助員及びALTとの効果的なチームティーチングを通して外国語教育の充実を図ります。	学校教育課 (指導室)
	<家庭と教育と福祉の連携の推進(トライアングル・プロジェクト)> 発達障害のある子ども等に対して、教育と福祉の関係機関が、就学前から学齢期、社会参加まで切れ目なく支援していく体制の整備を行います。教育・福祉の関係機関と福祉事業所との関係を構築する「連絡会議」や協議の「場」の設置を目指します。	社会福祉課 (障害支援室) 子育て支援課 健康づくり課 学校教育課 (指導室)

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
1. 学校教育の充実	<p><職場体験学習への支援> 中学校2年生を対象に、子どもが自らの生き方を考え、主体的に進路を選択できるよう、家庭や地域、企業と連携した職場体験活動を行い、組織的・継続的なキャリア教育を推進します。</p>	学校教育課 (指導室)
	<p><土曜教室> 学習の支援を必要とする小学校2年生から6年生を対象に、毎月1回学習教室を開催し、継続的な支援を行います。</p>	社会教育課 (生涯学習室)
	<p><「銚子ジオパーク」見学学習> 高さ20～60mの海食岸が10kmにわたって続く雄大な「屏風ヶ浦」の地層などを見学し、地層の成り立ちや地質について学習する機会を提供します。</p>	社会教育課 (文化財・ジオパーク室)

4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

次代を担う子どもたちが健全に成長することは誰もが望むことであります。一方、急激な情報化の進展などにより、子どもを取り巻く有害社会環境のもたらす悪影響が懸念されます。

有害図書などの調査や子どもたちにとって害となる施設への立ち入り制限、また、関係機関やボランティアなどの地域住民と協力し、インターネットの適切・安全・安心な利用や「フィルタリング」（有害サイトアクセス制限）の普及促進、保護者に対する普及啓発の推進及び、関係業界に対する自主的措置を働きかけるとともに、家庭、学校そして、地域における情報モラル教育を併せて推進します。

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
1. 子どもを取り巻く有害環境対策	<合同補導活動の実施> 全市的祭礼行事（浅間様、花火大会）の夜間における合同補導活動を実施します。 青少年補導員連絡協議会による、県下一斉合同パトロール（夜間補導、列車補導）を実施します。	社会教育課 (青少年指導センター)
	<有害図書等立入り調査> 青少年の健全な育成を阻害するおそれがある有害図書を定められた方法で区分陳列しているか、また、青少年への販売や閲覧を制限する表示をしているか、図書取扱店に立入調査を行います。	社会教育課 (青少年指導センター)
	<携帯電話等販売店への立入調査> 青少年が使用する携帯電話・スマートフォンについてフィルタリングサービス内容等の説明、書面の交付を行っているか。また、保護者からの申し出の書面、記録を保存しているか、立入調査を行います。	社会教育課 (青少年指導センター)
	<カラオケボックスへの立入調査> 深夜に青少年を入場させていないか。また、青少年の深夜入場禁止の表示をしているか、立入調査を行います。	社会教育課 (青少年指導センター)

基本施策5 子育てしやすい生活環境の整備

1 良質な居住環境の確保

地域において安全・安心で快適な住生活を営むための健康や生活の基盤となる住宅は、子どもを育てていくうえで重要な要素の一つとなります。居住の安定にもつながるように、子育て家庭のニーズに対応した情報提供などに取り組みます。

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
1. 子育て世帯に対する住まいの支援	<特定市営住宅の優先入居> 本市では申込み者数が入居させるべき戸数を超える場合、公開抽選により入居者を決定しています。 特定市営住宅においては、結婚後5年以内の夫婦で、それぞれの年齢がおおむね20歳から39歳までの者がいる世帯を優先的に選考します。	都市整備課 (都市整備室)
	<入居者募集案内の情報提供> 市ホームページや広報紙等を活用し、所得水準が低く住宅に困窮しているファミリー世帯に対し市営住宅の入居者募集案内の情報提供を行います。	都市整備課 (都市整備室)
	<銚子市住宅リフォーム助成> 市民が市内の施工業者と契約して住宅リフォームを行う場合、その費用の一部を助成します。	都市整備課 (都市整備室)

2 子どもたちの安全の確保

子どもを犯罪等の被害から守るために、防犯ボランティア等の関係団体やPTA等の学校関係者、地域の協力のもとに、通学路等のパトロール、防犯講習会などを行うとともに、市民の自主防犯行動を促進するため、犯罪等に関する情報提供や情報交換を実施します。

子どもを交通事故から守るため、生活道路等や事故の危険性が高い通学路においては歩道等の整備、車両速度の抑制のための物理的デバイス（車道の一部を盛り上げたものなど）の設置など、安全・安心な歩行空間の確保のための整備を推進します。また、警察や保育所（園）、学校、関係民間団体や地域との連携協力体制の強化を図り、交通事故の防止のための取り組みを推進します。

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
1. 子どもを犯罪から守る取組	<地域ぐるみで子どもを見守るための対策等> 声かけ・あいさつ運動や、自主的な防犯パトロールの実施を推進するための支援を行います。	社会教育課 (青少年指導センター)
	<防犯機器等の配布事業> 子どもを犯罪から守るため、市内の小学校入学時に、交通安全協会と連携し、ランドセルカバー・帽子・防犯ブザーを、保護者に配布します。	総務課 (危機管理室)
	<こども110番の家の協力依頼> 子どもたちが犯罪や不審者などから逃れる緊急避難場所として、「こども110番の家」の掲示を依頼し、事業の推進を図ります。	社会教育課 (生涯学習室)
	<危機情報の共有体制の推進> 青少年指導センターでは、子どもを犯罪から守るための不審者情報等をメール配信しています。また、市のホームページに情報を掲載し、関係機関と連携を深めます。	社会教育課 (青少年指導センター)
	<青少年指導センター> 青少年の初発型非行防止を図るため、青少年補導員及び社会教育指導員が青色回転灯搭載車による市内パトロールを実施します。また、親と子の悩み相談を受け付けています。	社会教育課 (青少年指導センター)
	<青色回転灯搭載車によるパトロール> 青少年を狙った犯罪を抑止するため、青色回転灯搭載車によるパトロールを実施します。	社会教育課 (青少年指導センター)
2. 交通安全対策の強化	<交通安全教室の開催> 保育所（園）・幼稚園で、心身の発達段階に応じた交通安全教室を実施します。	総務課 (危機管理室)

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
2. 交通安全対策の強化	<p><未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検の実施></p> <p>保育所（園）、幼稚園において、日常的に集団で移動する経路について、実態把握に努めるとともに、危険個所の改善要望を受けた場合は、関係機関と連携し、改善に努めます。</p>	<p>学校教育課 （指導室） 子育て支援課</p>
	<p><銚子市通学路交通安全プログラム></p> <p>子どもの通学の安全確保のために、関係機関（銚子警察署・銚子土木事務所・市都市整備課土木室・市総務課危機管理室）が連携して通学路の合同点検を実施します。</p> <p>全小学校を3つのグループに分け、各校5年に1回のサイクルで点検を行い必要な対策を講じます。その結果についてはホームページ等で公表しています。</p> <p>幼稚園・中学校においても、自校（園）で対応が不十分と判断した場合は、希望により合同点検を実施しています。</p>	<p>学校教育課 （指導室） 都市整備課 （土木室） 総務課 （危機管理室）</p>
	<p><新入生を中心とする交通安全教室></p> <p>毎年4月から5月にかけて、市内の幼稚園・小学校・中学校で、新入生を中心に、「子ども達を交通事故から守る」を目的に、銚子警察署、交通安全協会の協力を得て交通安全教室を開催します。</p>	<p>学校教育課 （指導室） 総務課 （危機管理室）</p>
	<p><新入生のための校外指導></p> <p>4月当初、市内の小・中学校において、保護者や地元ボランティアの協力を得て、約70地点で子どもの登下校の安全指導を実施します。</p> <p>また、学校・保護者・地域連携による見守り指導は通年で実施しています。</p>	<p>学校教育課 （指導室）</p>
	<p><自転車安全教室></p> <p>市内小学校3・4年生を対象に自転車安全教室を行い、安全な自転車の乗り方を指導します。</p>	<p>総務課 （危機管理室）</p>
3. 防災教育の充実	<p><津波避難訓練の充実></p> <p>11月5日「津波防災の日」に合わせて、市内全公立幼稚園・小学校・中学校一斉に津波対応の避難訓練を実施します。避難訓練の事前・事後指導で、濱口梧陵の「稲むらの火」を例にふるさとの偉人の功績を紹介しながら、自他の生命の尊重や安全に関しての意識を高めています。</p>	<p>学校教育課 （指導室）</p>

3 子どもの遊び場の整備

子どもたちにとっての遊びの重要性は既に周知のことですが、近年の少子化の進行などにより近くに同世代の友達がいないことや居住地域の近くに遊び場が減少したことなどから、家庭内で遊ぶことが増え、屋外で自由に仲間と遊ぶ機会が減少しています。子どもたちが、身近なところで安全に生き生きと遊べる環境の充実と維持管理に努めます。

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
1. 子どもの遊び場の充実	<p><子育て広場> 家庭で子育てをしている親子が自由に集うことのできる広場です。保健福祉センターで平日（月～金）9時から12時まで実施しています。指導員（保育士など）と一緒に集団遊びを実施します。</p>	健康づくり課
	<p><子どもの遊び場の整備> 市内には、2か所の児童遊園と43か所の子どもの遊び場が設置されていますが、定期的に遊具の点検を実施するなど、安全に遊べるように整備します。</p>	子育て支援課
	<p><都市公園の整備> 定期的に遊具の点検、清掃などを実施し、子ども達が安全に遊べるように整備します。</p>	都市整備課 (都市整備室)
	<p><こどもルームの設置> 銚子市地域交流センター・銚子芸術村（旧第八中学校）を利用して、絵本や遊具を設置し、未就学の親子の居場所づくりを行っています。火曜日から日曜日まで開設し、畳の部屋で過ごすこともできます。</p>	総務課 (総務室)

基本施策6 家庭生活と職業生活の両立の推進

1 家庭生活における男女共同参画の推進

家庭では、男女がともに家事、育児等について家族として互いに役割を担い、協力して生活を営むことが重要ですが、多くの家庭で家事、育児等の大部分を女性が担っているのが現状です。その根底には、「男性は仕事、女性は家庭」という性別による役割分担意識があると考えられますが、家庭のことを女性だけの役割とせず、積極的に男性も家事、育児等に関わることが重要です。そのためには、男性の仕事中心の意識を見直し、仕事と家庭のバランスのとれたライフスタイルを選択できるようにする必要があります。それにより女性の家事育児の負担が軽減され、家庭だけではなく、仕事や地域活動などへの女性の参画も期待されます。

本市においても共働きの家庭が増えており、性別による役割分担の意識が固定化したままでは、女性は仕事に加えて家庭内の仕事も担わなければならない、負担が増すことになります。本市では、男性が積極的に家事、育児等の役割を担うために情報提供やきっかけづくりとなる場の提供を推進します。

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
1. 父親の育児参加の促進	<ママパパ学級の開催> 妊娠中の夫婦を対象に学級を開催し、妊娠・出産・育児についての理解を深め、安心して育児に取り組めるよう支援します。	健康づくり課
2. 広報・啓発活動の推進	<男女共同参画意識の啓発> 家庭や地域社会において、男女が協力して子どもを育てることができるよう、性別役割分担意識の解消に向けた取組を実施します。	企画財政課 (企画室)

2 子育てと仕事の両立支援の推進

働く女性や共働き世帯が増え、就労形態も多様化するなど、個人のライフスタイルや価値観も多様化してきています。

保護者がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事との両立をしながら安心して子育てが続けられるよう、子育てと仕事の両立を支える保育サービスを充実する一方で、ワーク・ライフ・バランスの実現には、個人の裁量では解決できない部分も多く、企業の協力と理解を得ることが必要不可欠であることから、企業への働きかけや情報提供を通じて、長時間労働の削減や多様な就労形態の創出等を含めた働き方改革やテレワーク（在宅勤務）、フレックスタイム制度の普及など、職場環境の整備を促進していく必要があります。

さらに、母親だけでなく父親も含めた育児休業の取得促進（パパ・ママ育休プラス等）や労働時間短縮など、子育て家庭の望ましい働き方が実現されるよう、国・県や関係団体などと連携しながら広く啓発活動を進め、子育ての時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間をもつことで、健康で心豊かな生活が送れる社会の構築に努めます。

子育てに関する様々な不安や負担感を緩和しつつ、家庭内での子育てに関する意識改革を図り、共働き男女、専業主婦など様々なライフステージでお互いが連携し、子育てをしていくことを推進します。

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
1. 仕事と子育ての両立支援	<保育施設における保育内容の充実> 市内保育施設の保育サービス（延長保育、一時預かり事業等）の充実を図ります。	子育て支援課
	<子育てしやすい職場環境の整備> 仕事と子育ての両立が図られるよう、労働環境の改善に向けて関係機関との連携を強化します。	観光商工課
2. 仕事と生活に関する意識啓発	<働き方改革の普及啓発> 関係機関と連携し、育児休業、介護休業制度や看護休暇など各種休暇制度に関する周知を図ります。	観光商工課
	<ワーク・ライフ・バランスの普及啓発> 関係機関と連携し、一人ひとりが多様な生き方や働き方を実現できるよう事業所に対して、ワーク・ライフ・バランスについての周知を図ります。	観光商工課

基本施策7 援護を必要とする子育て家庭への支援

1 児童虐待防止対策の強化

平成29年度の全国の児童虐待相談対応件数は133,778件で、統計を取り始めて以来毎年増加しています。また、虐待による死亡事例が多数発生しており、平成28年度の虐待による死亡人数は49人となっています。

こうした中、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し虐待の発生を予防するほか、虐待が深刻化する前の早期発見・早期対応が必要であり、その対応に介入や専門性が必要な場合は、児童相談所などの関係機関との連携を強化し遅延なく対応することが求められています。

本市では、「銚子市要保護児童対策地域協議会」を設置し、児童虐待や保護者の養育が特に必要な子ども、特定妊婦（望まない妊娠や精神疾患を有するなどの事情を有する妊婦）に関する情報交換や支援内容の協議を実施しています。この協議会では、代表者会議や実務者会議及び個別支援会議を開催し、関係機関との連携の強化、個別ケースの定期的な情報交換や支援方針の確認などを実施しています。

また、平成28年児童福祉法の改正により、市町村は子どもとその家庭及び妊産婦に関する支援（実情の把握、情報提供、調査、指導、連絡調整）を一体的に担うための機能を有する拠点「子ども家庭総合支援拠点」の整備に努めることとされ、令和4年度までの整備が求められています。

子ども家庭総合支援拠点は、市内すべての子どもとその家庭及び妊産婦を対象とし、必要な支援に係る業務を行い、特に児童虐待や不適切な養育状態にある家庭の子ども、望まない妊娠や若年の妊婦などへの支援業務の強化を図るものです。

本市では、子育て世代包括支援センター すくサポと一体的に実施できるよう検討を進めていきます。

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
1. 児童虐待防止対策の強化	<p><子育て世代包括支援センター すくサポ></p> <p>保健師、社会福祉士、母子保健コーディネーター（助産師や看護師）、家庭相談員、子育てコンシェルジュなどの専門職が、妊娠、出産、産後、子育て期にわたり、情報提供や相談に対応し積極的に地域に出向きます。また、児童相談所をはじめ、警察、保育所（園）、幼稚園、小中学校など、関係機関と連携し支援します。通告があった場合は、迅速に状況確認を行います。</p>	健康づくり課

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
1. 児童虐待防止対策の強化	<p><要保護児童対策地域協議会></p> <p>要保護児童等(児童虐待や保護者の養育支援が特に必要な児、望まない妊娠や精神疾患を有するなどの事情を有する妊婦)に関し、児童相談所を始め関係機関と情報共有や支援内容の協議を行います。</p> <p>代表者会議、実務者会議、個別支援会議を実施し、関係機関との情報連携の強化に努めます。</p>	健康づくり課
	<p><子ども家庭総合支援拠点の整備>【新規】</p> <p>すべての子どもとその家庭及び妊産婦等に対して、専門的な相談や地域資源を活用した情報提供、訪問等による継続的な支援を実施する「子ども家庭総合支援拠点」を整備します。</p>	健康づくり課
	<p><保育所(園)、幼稚園、小中学校での相談></p> <p>保育所(園)・幼稚園・小中学校において家庭状況の聞き取りや子どもの観察を行い、児童虐待を発見した場合は、速やかに子育て世代包括支援センター すくサポに通告・相談します。</p>	子育て支援課 学校教育課 (指導室) 健康づくり課
	<p><児童虐待防止の普及啓発></p> <p>家庭や地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する関心と理解を得ることができるよう、子育て広場でのミニ講座、乳幼児健診でのチラシ配布、民生委員・児童委員などへの周知を図り、年間を通し普及啓発していきます。</p>	健康づくり課
	<p><養育支援訪問事業></p> <p>乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)や母子保健事業、関係機関から把握した、養育支援を必要とする家庭に、専門職(保健師や家庭相談員、保育士など)が訪問して相談支援します。</p>	健康づくり課
	<p><里親制度の普及啓発></p> <p>様々な事情により家庭で暮らせなくなった子どもに、家庭的な環境のもとで養育を行う里親制度の普及啓発に努めます。</p>	子育て支援課
	<p><特別養子縁組制度等の普及啓発></p> <p>様々な事情により家庭で暮らせなくなった子どもが、永続的に新たな家庭で養育する特別養子縁組制度の普及啓発に努めます。</p>	子育て支援課

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
1. 児童虐待防止対策の強化	<p><銚子市障害者虐待防止センター> 事業者からの障害のある子どもに対する①身体的虐待、②放棄・放置、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の防止と障害のある子どもの権利利益の擁護と事業者等への支援を行います。</p>	社会福祉課 (障害支援室)
	<p><銚子市基幹相談支援センター> 地域の相談支援の拠点として専門職員が、障害のある方やその家族などからの様々なニーズや相談を聞き、一人ひとりの障害特性に対応した専門的な指導・助言を行います。</p>	社会福祉課 (障害支援室)
	<p><療育支援コーディネーター> 発達の気になる子どもの相談、福祉サービスの利用情報の提供、保健・保育・福祉・教育などの関係機関との連絡調整などを行って、障害のある子どもの早期発見と療育支援を行います。</p>	社会福祉課 (障害支援室)
	<p><子育て短期支援事業の実施に向けての検討> 保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった子どもについて、児童養護施設等で短期間預かりをする事業の実施に向けて検討します。</p>	子育て支援課

2 障害のある子どもへの支援

自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）などの発達障害及び医療的ケアが必要な子どもが、その可能性を十分に伸ばし、身近な地域で安心した生活をおくるためには、年齢や障害等、一人ひとりの希望に応じた支援へとつなげるための情報提供や相談支援及び専門的な支援の充実が必要です。

また、障害の原因となる疾病や事故を予防するための取組や、障害等の早期発見・療育を図るための、乳幼児の健康診査などを推進することが必要です。

そのため、障害の早期発見・療育のための取り組みを充実するとともに、乳幼児期を含む早期からの相談体制を構築し、各施設や関係機関などとの連携を図りながら切れ目のない円滑な支援に努めます。

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
1. 障害のある子どもへの支援	<障害児相談支援の提供> 障害のある子どもの自立した生活を支え、障害のある子どもの抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かな支援を行います。	社会福祉課 (障害支援室)
	<児童入所支援> 障害の特性に応じて入所により、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の習得と、重複障害等への対応を強化し、自立に向けた計画的な支援の提供を行います。	社会福祉課 (障害支援室)
	<医療型児童発達支援の提供> 地域の障害のある子どもが通所により、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療の提供を目指します。	社会福祉課 (障害支援室)
	<ライフサポートファイルの配布> ライフステージごとに支援者がかわっても、一貫した継続的な支援を実施するための情報提供に使用します。成長とともに、医療・保健・福祉・教育等の関係機関との関わりが増えたり、変わるたびに、子どもに関して説明することの負担軽減と関係機関への必要な情報提供を行います。	社会福祉課 (障害支援室)
	<児童発達支援事業> 障害のある子どもを通所させて、日常生活の基本的動作の指導などの自立支援や機能訓練を行ったり、集団生活への適応のための訓練を行う地域の身近な療育の場として、障害のある子どもへの支援を行います。	社会福祉課 (障害支援室)

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
1. 障害のある子どもへの支援	<p><居宅訪問型児童発達支援> 障害のある子どもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導・助言等の支援を行います。</p>	社会福祉課 (障害支援室)
	<p><日中一時支援事業> 日中において監護する人がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害のある子どもの日中における活動の場を確保し、障害のある子どもの家庭の就労支援と家族の一時的な休息を図ることを目的とします。</p>	社会福祉課 (障害支援室)
	<p><銚子市児童発達支援センターわかば> 障害の重度化・重複化や多様化に対する専門的機能の強化を図ったうえで、地域における中核的支援施設として位置づけ、関係機関と緊密な連携を図り、重層的に障害のある子どもへの支援を行います。</p>	社会福祉課 (児童発達支援センターわかば)
	<p><保育所等訪問支援> 保育所(園)等を訪問し、障害のある子どもに対して、障害のある子ども以外の子どもとの集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。</p>	社会福祉課 (障害支援室)
	<p><医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置> 医療的ケアが必要な子どもが適切な支援が受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置を目指します。</p>	社会福祉課 (障害支援室) 子育て支援課 健康づくり課 学校教育課 (指導室)
	<p><医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置> 医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場等に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行い、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担うコーディネーターの配置を目指します。</p>	社会福祉課 (障害支援室)
	<p><家庭と教育と福祉の連携の推進(トライアングル・プロジェクト)> 発達障害のある子ども等に対して、教育と福祉の関係機関が、就学前から学齢期、社会参加まで切れ目なく支援していく体制の整備を行います。教育・福祉の関係機関と福祉事業所との関係を構築する「連絡会議」や協議の「場」の設置を目指します。</p>	社会福祉課 (障害支援室) 子育て支援課 健康づくり課 学校教育課 (指導室)

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
1. 障害のある子どもへの支援	<小児言語指導センター> 言語発達等について、相談活動や指導を行います。	学校教育課 (指導室)
	<教育相談窓口の設置> 教育相談窓口の案内をして、保護者や子どもへの支援を行います。	学校教育課 (指導室)
	<特別支援教育補助員の配置> 通常の学級に在籍する発達障害のある子ども等への適切な指導が行えるよう、特別支援教育補助員を配置し、支援の充実を図ります。	学校教育課 (指導室)
	<教育支援委員会の開催> 医師、教育職員、児童福祉施設職員など各分野の専門家からなる教育支援委員会を設置し、障害のある子どもに関し適切な就学指導と継続支援を行います。	学校教育課 (指導室)
	<放課後児童クラブでの障害のある子どもの受け入れ> 地域の仲間と遊びながら人間関係を学ぶことは子どもの成長過程で重要であることから、障害のある子どもなど、特に配慮を要する子どもについて、受け入れに努めます。	子育て支援課
	<放課後等デイサービス> 在学中の障害のある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休業中において、生活能力向上のための訓練や社会との交流の促進その他必要な支援を行います。	社会福祉課 (障害支援室)

3 ひとり親家庭等の自立支援

平成 27 年の国勢調査によると、本市の母子世帯は 359 世帯（一般世帯の 1.37%）で、父子世帯は 38 世帯（一般世帯の 0.15%）となっています。平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査によると、全国の母子家庭の 81.8%が就労しており、母自身の平均年収は 243 万円（うち就労収入は 200 万円）、父自身の平均年収は 420 万円（うち就労収入は 398 万円）となっています。特に母子家庭では、子育てをするうえで経済的な支援が必要であるなど多くの問題を抱えている現状が見受けられます。そのため、ひとり親家庭への支援は、子育て・生活支援、就業支援、経済的支援など総合的な支援を適切に実施します。

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
1. ひとり親家庭等の自立支援	<児童扶養手当> 父母の離婚、父又は母の死亡などによって、父又は母と生計を同じくしていないひとり親家庭の子どもや、父又は母が重度の障害の状態にある子どもが心身ともに健やかに育成されることを目的に支給します。	子育て支援課
	<母子・父子自立支援員による相談支援> 母子・父子自立支援員や児童委員がひとり親家庭の自立に必要な情報提供や相談を行い、ひとり親家庭の自立を支援します。	子育て支援課
	<ひとり親家庭等医療費等助成> 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの子どもを養育するひとり親家庭の親と子に対し、保険診療分の医療費を一部助成します。	子育て支援課
	<高等職業訓練促進給付金事業> 就職や転職に有利な資格を取得する際に、修学期間の上限 4 年間について訓練促進給付金を支給して、生活の負担軽減を図る制度です。また、修了後には入学支援修了一時金を支給します。	子育て支援課
	<DV相談員による相談支援> 母子・父子・寡婦の生活等に関する相談や夫等からの暴力（DV 関係）・離婚問題などに関する相談支援を行います。	子育て支援課
	<特別児童扶養手当> 精神又は身体に重度又は中程度の障害を有するため日常生活において介護を必要とする 20 歳未満の子どもを監護している養育者に手当を支給します。	社会福祉課 (障害支援室)

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
1. ひとり親家庭等の自立支援	<p><自立支援医療（育成医療）の助成></p> <p>身体に障害があり、手術等により確実な治療効果が期待できる 18 歳未満の子どもに対し、医療費の一部を助成します。</p>	<p>社会福祉課 (障害支援室)</p>
	<p><難聴児補聴器購入助成></p> <p>身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度難聴児に対して補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。</p>	<p>社会福祉課 (障害支援室)</p>

4 外国籍の子ども・家庭への支援

日常生活における情報提供や相談支援などは、市民に等しく提供できるよう努めていますが、言語や慣習の違いで生活に困難やとまどいを抱える人も多いことから、生活相談の充実や多言語による生活情報の提供を行い、市民が安全・安心して暮らせるまちづくりを推進します。

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
1. 外国籍の子ども・家庭への支援	<外国籍の保護者への個別支援> 外国籍の保護者や妊産婦が、言語や生活習慣の違いにより育児不安があるため、安心して子育てができるよう、関係機関と連携し支援します。	健康づくり課
	<外国籍の家庭への行政サービス情報の提供> 外国籍の人が安心して暮らせるよう、外国語版子ども医療助成の申請書、児童手当等の現況届、保育所（園）の入所案内など、子育て支援に関連する書類を、英語、中国語に翻訳して行政サービス情報を提供します。	子育て支援課
	<外国籍の子どもに対する保育所（園）の受け入れ体制の充実> 外国籍の子どもが、保育所（園）での生活に対応できるように関係機関と連携し支援します。	子育て支援課
	<外国籍来庁者への窓口案内などの提供> 窓口には備える「住民異動届」、「住民票の写し等交付請求書」などの様式や音声翻訳機による多言語（英語、中国語）対応を行っています。また、窓口業務における外国人来庁者対応マニュアル（英語、中国語、タイ語、ベトナム語での表示）を活用した住民基本台帳事務にかかる窓口案内を提供します。	市民課 （市民室）

第6章 子どもの貧困対策推進計画

基本施策8 子どもの貧困対策の推進

1 計画の背景

日本の将来を担う子どもたちは国の一番の宝です。すべての子どもたちが夢と希望を持って成長し、自分の可能性を信じて前向きに挑戦することにより、未来を切り開いていけるようにすることが必要です。しかしながら現実には、子どもたちの将来がその生まれ育った家庭の事情等に左右されてしまう場合が少なくありません。

厚生労働省の国民生活基礎調査によると、平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす17歳以下の子どもの割合を示す「子どもの貧困率」は、平成27年は13.9%と、7人に1人が貧困の状態にあるとしており、平成24年の16.3%より改善が見られるものの、依然として厳しい状況が続いています。

本市では、平成30年度末の要保護及び準要保護児童生徒数をみると338人、全児童生徒数の9.53%となっています。

また、平成31年4月1日現在の生活保護の受給状況をみると、17歳以下の児童・生徒がいる世帯が12世帯（児童・生徒数15人）の内、9世帯がひとり親家庭で75%を占めています。

国では、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、国の大綱が策定されています。また、令和元年6月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、子どもの貧困対策の一層の推進を図るため、目的に、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにするために、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子どもの貧困対策を総合的に推進することを規定するとともに、子どもの最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があることを基本理念に明記するほか、子どもの貧困対策に関する大綱の記載事項に子どもの貧困対策に関する施策の検証及び評価その他の施策の推進体制に関する事項を追加し、市町村が子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める旨が規定されました。

貧困の問題は、単に経済的困窮の問題だけでなく、保護者の病気、就労が不安定、養育の問題、親族等からの孤立など様々な要因を抱えており、子どもの学力不足、不衛生、食生活不全、虐待、不登校等のリスクが高まるなど、悪影響を及ぼすことも考えられます。こうした状況から、子どもや親の努力だけでは抜け出すのは難しく、深刻化する場合もあることから、早期にシグナルをキャッチし、必要な支援につなぐ必要があります。

本市では、子どもの貧困対策を重点課題として、家庭、学校、地域、行政が一体となって取り組むため「子どもの貧困対策推進計画」を策定し、総合的な貧困対策を推進します。

2 基本理念

「子どもの現在及び将来が、いかなる環境の下にあっても、その環境に左右されることなく、子どもの年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、子どもが心身ともに、健やかに育つ社会の実現」

3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。

ただし、国や県の施策の動向や、社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行うこととします。

4 指標

指標		全国	銚子市	算出方法
教育の支援				
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率		93.7% (平成30年4月1日現在)	100% (平成30年4月1日現在)	生活保護法第6条第1項に規定する被保護者であって、中学校(義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部を含む。)の卒業者総数のうち、高等学校(中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。)、高等専門学校又は専修学校の高等課程の入学した者の数の占める割合
生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率		36.0% (平成30年4月1日現在)	0% (平成30年4月1日現在)	生活保護法第6条第1項に規定する被保護者であって、高等学校(中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。)、高等専門学校、専修学校(高等課程又は一般課程)、各種学校又は公共職業能力開発施設の卒業生数のうち、大学、短期大学、専修学校(専門課程又は一般課程)又は各種学校への進学した者の割合
スクールソーシャルワーカーの配置率	小学校	/	0% (平成30年度)	全公立小学校のうち、スクールソーシャルワーカーが配置された小学校の割合
	中学校		0% (平成30年度)	全公立中学校のうち、スクールソーシャルワーカーが配置された中学校の割合
スクールカウンセラーの配置率	小学校	67.6% (平成30年度)	25% (平成30年度)	全公立小学校のうち、スクールカウンセラーが配置された小学校の割合
	中学校	89.0% (平成30年度)	100% (平成30年度)	全公立中学校のうち、スクールカウンセラーが配置された中学校の割合

指標	全国	銚子市	算出方法
生活の安定に資するための支援			
フードバンクの利 用件数	/	7件 (平成30年度)	銚子市自立支援相談センターを通し てフードバンクを利用した、子どもの いる世帯数(実数)
保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援			
就労支援プラン作 成数	/	0件 (平成30年度)	銚子市自立支援相談センターへの相 談者のうち、就労支援プランを作成し た、子どものいる世帯数(実数)
経済的支援			
要保護及び準要保 護児童・生徒	/	9.53% (平成31年3月 31日現在)	本市の全小学校児童・全中学校生徒数 のうち、要保護及び準要保護児童・生 徒の割合

5 子どもの貧困対策の方針

(1) 早期発見のための取組の強化

妊娠期から子どもの社会的自立までの各年代に応じて、地域・関係機関と連携し、早期発見に努めます。

(2) 教育の支援

家庭の経済状況にかかわらず、能力、可能性を最大限に伸ばして夢に挑戦できるよう学校とともに地域における教育の支援を行います。

(3) 生活の安定に資するための支援

貧困により社会的孤立に陥らないよう、子どもの生活応援事業や保護者の家事・育児支援、緊急時の食料や生活をつなぐための給付等により生活を支援します。

(4) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

生活困窮者やひとり親家庭のみならず生活に困窮するふたり親家庭の生活の安定が図られるよう、就労相談や資格取得のための給付の充実に努めます。

(5) 経済的支援

経済的負担の軽減を図るため、各種給付や貸付制度を必要な方に迅速に対応できるよう周知に努めます。

(6) 支援体制の整備・充実

地域を基盤としたネットワークを構築し、学校、地域、行政が一体となり、子どもの貧困対策を推進します。

6 具体的施策

(1) 早期発見のための取組の強化

貧困の問題は実態が見えにくく、自らSOSを出さずに社会的孤立に陥り、深刻化することも考えられます。早い段階でそのシグナルをキャッチし、必要な支援に迅速につなぐことで問題解決を図ることが重要です。そのためには、子どもが生まれる前から子どもが社会的に自立するまで、見えにくい貧困状況に目を向け、支援の手をさしのべられるよう、関係機関と連携を図りながら早期発見のための施策を講じます。

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
早期発見のための取組の強化	<子育て世代包括支援センター すくサポ> 保健師、社会福祉士、母子保健コーディネーター、子育てコンシェルジュなどの専門職が、妊娠期から子育て期にわたり、様々な相談に応じています。貧困問題等がある場合は、関係機関と連携し支援していきます。	健康づくり課
	<妊婦保健指導の実施> 子どもを安心して産み、育てることができるよう、妊娠届け出時と妊娠後期（妊娠8か月から9か月時）に母子保健コーディネーター（助産師や看護師）、保健師等が、妊婦に対し保健指導を実施しています。貧困問題等がある場合は、地区担当保健師や関係機関と連携し支援していきます。	健康づくり課
	<養育支援訪問事業> 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）や母子保健事業、関係機関等から把握した、養育支援を必要とする家庭に専門職（保健師・社会福祉士・家庭相談員・保育士等）が訪問して相談支援します。生活困窮等の状況を把握した場合は、関係機関と連携し支援していきます。	健康づくり課
	<保育所（園）入所時の面接・入所後相談> 保育所（園）入所面接時及び入所後において家庭状況の聞き取り、子どもの観察を行い、家庭の貧困問題等を発見した場合は、関係機関と連携し支援していきます。	子育て支援課
	<幼稚園での相談> 幼稚園において家庭状況の聞き取り、子どもの観察を行い、家庭の貧困問題等を発見した場合は、関係機関と連携し支援していきます。	学校教育課（指導室）

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
早期発見のための取組の強化	<小・中学校での相談> 学校の子どもの状況により、必要な場合は担任や養護教諭、スクールカウンセラー等により面接を行い、貧困問題等を発見した場合は、関係機関と連携し支援していきます。	学校教育課 (指導室)
	<ひとり親家庭自立支援相談> ひとり親家庭の保護者の相談に、母子・父子自立支援員が応じ、個々の家庭の実状に応じた自立に向けた支援を行います。	子育て支援課
	<地域との連携による早期発見> 支援を要する家庭に関して民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、町内会等の地域から連絡を受けたときは、相談に応じ必要な支援につなげます。	社会福祉課 学校教育課 (指導室) 健康づくり課 子育て支援課

(2) 教育の支援

家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のあるすべての子どもが質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるよう、学校をスクールソーシャルワーカーが機能する子どもの貧困対策のプラットフォームと位置づけ、総合的に対策を推進することが求められています。学校教育、生涯学習、福祉、地域の連携による教育の支援、就学の援助に取り組みます。

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
教育の支援	<幼児教育・保育の無償化による経済的負担の軽減> 令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始され、保護者の経済的な負担を軽減します。	子育て支援課 学校教育課 (学校教育室)
	<就学援助事業> 経済的理由によって就学困難と認められる子どもに対し、学用品費、新入学学用品費、修学旅行費、給食費、医療費等を援助します。	学校教育課 (学校教育室)
	<特別支援教育就学奨励費> 障害のある子どもが特別支援学校や小中学校の特別支援学級等で学ぶ際に家庭の経済状況等に応じ、学用品費、通学費、給食費、修学旅行費等を援助します。	学校教育課 (学校教育室)

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
教育の支援	<進学準備給付金> 生活保護利用世帯の子どもが大学等に進学する場合に、新生活立ち上げ費用として、一時金である「進学準備給付金」を支給します。	社会福祉課 (社会福祉室)
	<育英資金> 経済的理由により高等学校や大学等への修学が困難な生徒等へ、有能な人材を育成するため、無利子で育英資金を貸付します。	学校教育課 (教育総務室)

(3) 生活の安定に資するための支援

生活困窮により、子どもの健やかな発育・発達及び健康の維持に影響を及ぼしたり、社会的孤立を深刻化させることのないよう、個々の状況に応じた支援が必要です。

支援を要する子どもを対象とした居場所づくり、望ましい生活習慣や食育の支援、保護者の子育てと就業の両立支援、特にひとり親家庭の日常生活支援や育児支援等に取り組みます。

また、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の食料支援や生活をつなぐための支援の充実を図ります。

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
生活の安定に資するための支援	<フードバンク事業者への利用の案内> 低所得者等が、緊急かつ一時的に食料等の生活に必要なものが確保できなくなり、生命が脅かされるおそれがある場合、生活再建に向けた支援のため、食料等の現物給付を行うフードバンク事業者と連携し、支援を行います。	社会福祉課 (社会福祉室)
	<生活資金貸付事業> 銚子市の委託を受けて低所得世帯の緊急援護のための生活資金の貸付をします。	銚子市社会福祉協議会
	<高額療養費貸付事業> 銚子市の委託を受けて、高額医療費の支払が困難な世帯に対して貸付をします。	銚子市社会福祉協議会
	<出産育児費貸付事業> 銚子市の委託を受けて、出産費の支払が困難な世帯に対して貸付をします。	銚子市社会福祉協議会

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
生活の安定に資するための支援	<善意銀行> 市民の方々からの善意の預託を受けた資金を生活困窮者に対して貸付をします。	銚子市社会福祉協議会
	<子どもの就労支援> ちば北総地域若者サポートステーションと連携し、職場体験や様々なセミナーに参加する機会を提供します。	観光商工課

(4) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

保護者の就労支援は、労働によって一定の収入を得て生活の安定を図るうえで重要です。また、収入面のみならず、家庭で家族がゆとりを持って子どもと接する時間を確保することや、保護者が働く姿を子に示すことにより子どもが労働の価値や意味を学ぶことなど、貧困の連鎖を防止するうえで大きな教育的意義があり、保護者の就労支援の充実が求められています。

生活困窮者やひとり親家庭が抱える様々な課題に対応し、生活状況や就業への意欲等の個々の状況により、自立に向けた相談や学び直しの支援、仕事と子育ての両立のための支援等により就労支援を推進します。

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	<生活困窮者の就労支援> 収入が不安定で家賃や税金を滞納しているなど、生活に困りごとや不安を抱えている方の相談に応じ、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。 就労に関する支援としては、ハローワークへの同行支援や、履歴書の書き方の支援、就労に向けた生活面を整えるための支援などを行います。	社会福祉課 (社会福祉室)
	<ひとり親家庭の就労支援> ひとり親家庭の保護者の相談に応じ、生活状況や就業への意欲等の状況を把握したうえで、自立支援プログラムを策定し、資格取得促進のための事業の紹介やハローワークと連携し就労支援を行います。	子育て支援課
	<ひとり親家庭自立支援給付金 高等職業訓練促進給付金> 就職に結びつきやすい各種資格（看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等）を取得するための養成機関に修学する市内在住のひとり親家庭の母及び父に対し、修学期間における生活費の負担軽減を図るため、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金を支給します。	子育て支援課

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	<親の学び直しの支援> 創業スクールや各種セミナーを紹介し、起業の基礎知識や様々なビジネススキルを身に着ける機会を提供します。	観光商工課
	<就労に関する情報提供> 市内の仕事情報を掲載するサイト「See ゴトバ」を活用し、就労に関する情報を提供します。	観光商工課

(5) 経済的支援

経済的支援に関する施策は、世帯の生活を下支えするものとして位置づけ、子どもの貧困対策を進めるにあたっては、生活保護や各種手当などの給付や貸与、支援サービスを組み合わせて提供し、子どもの貧困対策の重要な条件として確保していく必要があるといわれています。経済的支援が必要な家庭に、個々の状況に応じて円滑に各種サービスの提供ができるよう努めます。

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
経済的支援	<児童扶養手当> 父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭の生活の安定と自立を促進し、子どもの福祉の増進を図ります。本手当は、支給要件に該当する子どもを監護している母、監護し、かつ生計を同じくする父、又は父母に代わって養育している者に対して支給されます。	子育て支援課
	<ひとり親家庭等医療費等助成> ひとり親家庭の親と子に対し、医療費の保険適用分を助成することにより、その心身の健康の向上を図るとともに、ひとり親家庭の福祉の増進を図ります。対象者は、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもを扶養している配偶者のない方とその子ども。所得制限があります。	子育て支援課
	<母子・父子・寡婦福祉資金貸付（県）> 平成26年10月から法改正により、父子家庭も対象となり、ひとり親家庭の経済的自立とその扶養する子の福祉の増進を図るため、修学資金等の各種資金を貸付します。 申請については市が窓口となります。	子育て支援課

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
経済的支援	<p><生活保護></p> <p>経済的支援の必要な困窮世帯に対して、生活保護制度による経済的支援をすることにより、子どもの健全育成を行い、生活基盤を確保します。</p>	社会福祉課 (社会福祉室)

(6) 支援体制の整備・充実

子どもの貧困対策を総合的に推進するためには、地域における多様な関係者や関係機関との連携・協力を得ながら、地域の実状に即した効果的な施策に取り組む事が重要です。そのため、地域を基盤としたネットワークを構築し、学校、地域、行政が一体となり子どもの貧困対策を推進します。

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
支援体制の整備・充実	<p><スクールソーシャルワーカーによる巡回相談></p> <p>見えにくい貧困の問題を早期に福祉制度につなげ家庭を支援し解決に結びつけるため、学校と福祉関係機関との連絡調整役であるスクールソーシャルワーカーを派遣しています。巡回等により面接相談を行い、必要な支援を円滑につなげます。</p>	学校教育課 (指導室)
	<p><要保護児童等対策地域協議会></p> <p>貧困状況にある家庭は、経済的な問題だけでなく様々な問題が絡み合うことも多いため、関係機関とのネットワークを強化し対応することが必要です。要保護児童対策地域協議会を活用し、要保護児童等（児童虐待や保護者の養育支援が特に必要な児、望まない妊娠や精神疾患を有するなどの事情を有する妊婦）への適切な支援を図ります。</p>	健康づくり課

第7章 計画の推進に向けて

1 推進の体制

本計画の推進にあたって、市内の関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育所（園）、幼稚園、認定こども園など子ども・子育て支援事業者、学校、企業、市民と連携・協働し、多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。

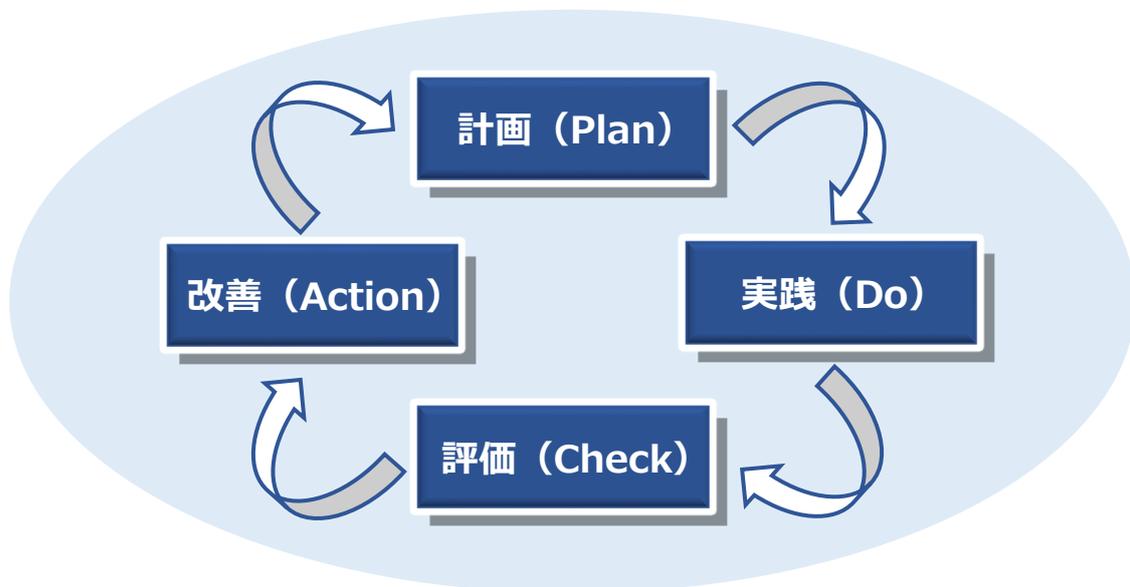
また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映するとともに、新たな課題についても、積極的かつ早期に取り組んでいきます。

2 計画の達成状況の点検及び評価

本計画に定めた各種事業は、本計画の着実な推進のため、計画を立案し（Plan）、実践（Do）することはもちろん、計画策定後も各種事業を適切に評価（Check）、改善（Action）し、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）に基づき、その進捗状況を毎年度点検・評価します。

また、点検・評価にあたっては、「銚子市子ども・子育て会議」がその中心を担い、結果は市民へ公表します。

<PDCAサイクルの概念図>



資料編

1 計画策定の経緯

年 月 日	内 容
平成 30 年 10月3日(木)	<p>平成 30 年度 第 2 回 銚子市子ども・子育て会議</p> <p>(1) 2019 年度幼稚園の募集について (2) 2019 年度保育所(園)の募集及び親子体験入園について (3) 2019 年度放課後児童クラブの募集について (4) 第 2 期子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査について (5) その他</p>
11月1日(木)～ 12月11日(火)	<p>銚子市子ども・子育て支援に関するアンケート調査</p> <p>・就学前児童(600 件配布/302 件回収/回収率 50.3%) ・小学生(400 件配布/193 件回収/回収率 48.3%)</p>
平成 31 年 2月12日(火)	<p>平成 30 年度 第 3 回 銚子市子ども・子育て会議</p> <p>(1) 2019 年度幼稚園・保育所の申込状況について (2) 2019 年度放課後児童クラブの申込状況について (3) 幼児教育の無償化について (4) 第 2 期子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査結果について (5) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種(風疹ワクチン)・夜間小児急病診療所の休止について ・子育て世代包括支援センター すくサポの実績について
令和元年 7月1日(月)	<p>令和元年度 第 1 回 銚子市子ども・子育て会議</p> <p>(1) 教育・保育の現状の報告について (2) 放課後児童クラブの現状と課題について (3) 幼児教育・保育の無償化について (4) 第 2 期銚子市子ども・子育て支援事業計画について (5) その他</p>
8月21日(水)	<p>令和元年度 第 2 回 銚子市子ども・子育て会議</p> <p>(1) 第 2 期銚子市子ども・子育て支援事業計画について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現計画の検証 ・教育・保育区域の提供の考え方について ・保育所における量の見込みと確保の方策について <p>(2) 公立保育所再編について (3) その他</p>

年 月 日	内 容
10月16日(水)	令和元年度 第3回銚子市子ども・子育て会議 (1) 第2期銚子市子ども・子育て支援事業計画について ・素案の検討について (2) 公立保育所再編について (3) その他
11月25日(月)	令和元年度 第4回銚子市子ども・子育て会議 (1) 第2期銚子市子ども・子育て支援事業計画について ・素案の検討について (2) 公立保育所再編について (3) その他
令和2年 1月6日(月)～ 1月31日(金)	パブリックコメント実施
2月21日(金)	令和元年度 第5回銚子市子ども・子育て会議 (1) 第2期銚子市子ども・子育て支援事業計画について ・パブリックコメントの実施結果について (2) 公立保育所再編について ・パブリックコメントの実施結果について (3) その他 ・令和2年度 幼稚園・保育所(園)の申込状況について ・令和2年度 放課後児童クラブの申込状況について

2 銚子市子ども・子育て会議条例

平成26年3月24日

条例第10号

改正 平成27年3月13日条例第3号

平成29年9月28日条例第14号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、銚子市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項各号に掲げる事務を処理するため、子ども・子育て会議を置く。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 子どもの保護者

(2) 子ども・子育て支援(法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。)に関する事業に従事する者

(3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者

(4) 労働者を代表する者

(5) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員のため新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、子育て支援課において所掌する。

(平27条例3・平29条例14・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(銚子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 銚子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年銚子市条例第36号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成27年3月13日条例第3号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年9月28日条例第14号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

3 銚子市子ども・子育て会議委員名簿

区 分	氏 名	推 薦 団 体 名
子どもの保護者	ながしま まさこ 長島 雅子	銚子市立幼稚園 PTA 連絡協議会
	むらた たかこ 村田 貴子	銚子市 PTA 連絡協議会
	いわた よしゆき 岩田 佳之	公立保育所 保護者
	こばやし のぞみ 小林 望	児童発達支援センターわかば保護者
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	なかやま れいこ 中山 麗子	銚子市民間保育園連絡協議会
	さ の ひさこ 佐野 久子	銚子市公立幼稚園協議会
	ひらはた てるまさ 平幡 照正	学校法人飯沼学園 飯沼幼稚園
	いしばし のぶゆき 石橋 誠行	放課後児童クラブ
	はやし もとこ 林 元子	私立保育所 保育士
	おかだ み き 岡田 美紀	児童発達支援センターわかば保育士
	みやかわ まさし 宮川 将志	銚子市青少年相談員連絡協議会
子ども・子育て支援に関し 学識経験を有する者	しいな やすたか 椎名 泰孝	元銚子市立本城小学校校長
	たなか ひでこ 田中 英子	銚子市民生委員・児童委員協議会
	はやし ひろえ 林 玲枝	健康づくり課 保健師
労働者を代表する者	かせ しんいち 加瀬 進一	連合千葉東総・香取地域協議会

※任期：平成 30 年 5 月 22 日から 任期 2 年

4 用語解説

【あ行】

育児休業	子どもが1歳（一定の場合は、最長で2歳）に達するまで申出により育児休業の取得が可能（父母ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2か月に達するまでの間の1年間【パパ・ママ育休プラス】）。また、産後8週間以内の期間に育児休業を取得した場合は、特別な事情がなくても申出により再度の育児休業取得が可能【パパ休暇】。
医療的ケア児	人工呼吸器を装着している障害のある子どもその他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害のある子ども。

【か行】

学習指導要領	文部科学省が告示する各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準。
学習障害（LD）	全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力を学んだり、行ったりすることに著しい困難がある状態をいう。
家庭児童相談室	家庭における適切な児童の養育その他、家庭児童福祉の向上を図るため、相談支援業務を行う。
教育・保育提供区域	子ども・子育て支援法第61条第2項に基づき、市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域。
合計特殊出生率	15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当。
子育て世代包括支援センター	専門職が妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない支援を、母子保健施策と子育て支援施策の両面から提供し、きめ細やかな情報提供や相談支援などを行う。

子ども・子育て支援新制度	平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことで、①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設、②認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）、③地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実などを図る制度。
子ども・子育て支援法	すべての子どもに良質な成育環境を保障する等のため、子ども及び子育ての支援のための給付の創設並びにこれに必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築等の所要の措置を講ずることを趣旨とする法律。
子ども家庭総合支援拠点	地域のすべての子ども・家庭の相談に対応する子ども支援の専門性・人的資源を組織・ネットワークとして保有し、相談・ソーシャルワーク対応ができる組織・機能。地域の資源を有機的につなぐ役割。
子どもの最善の利益	子どもの福祉に関する広い範囲の問題を決定するために、ほとんどの裁判所が準拠する原則であり、国際人権条約の一つである「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」において基本原則として掲げられている。 子どもの権利は、大きく分けて以下の4つである。 ・生きる権利：すべての子どもの命が守られること。 ・育つ権利：もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活への支援を受け、友達と遊んだりすること。 ・守られる権利：暴力や搾取、有害な労働などから守られること。 ・参加する権利：自由に意見を表したり、団体を作ったりすること。
こども110番の家	誘拐、わいせつ行為などの犯罪や声かけ事案等の不審者から子どもを守るために、通学路に面した一般家庭や商店、コンビニエンスストアなどの協力により設定された緊急避難場所。

【さ行】

里親制度	様々な事情で家族と離れて暮らす子どもを、里親の家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解を持って養育する制度。
産後うつ病	出産後に抑うつ症状が現われる病気。

事業所内保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。
次世代育成支援対策推進法	次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進することを趣旨とする法律で、平成17年4月から平成27年3月までの10年間の時限立法。平成26年度に公布された次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律に基づき、法律の有効期限を平成37年3月31日まで10年間延長。
施設型給付	幼稚園・認定こども園・保育園に対する財政措置で、市が施設・保護者に運営経費や助成金の支給を行うもの。施設が施設型給付を受けるためには、市から「確認」を受ける必要がある。
児童相談所	児童福祉法に基づき、各都道府県に設けられた、児童福祉の専門機関。
児童発達支援センター	地域の障害のある子どもが通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設。
自閉症	生まれつき脳の機能に何らかの障害があるために、(1)対人関係の障害、(2)コミュニケーションの障害、(3)限定した常同的な興味、行動および活動、の3つの特徴を持つ。
就業率	15歳以上の人口のうちの就業者数の割合。
障害児福祉計画	児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」にあたるもので、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画。
障害者福祉計画	障害者基本法第11条に基づく「市町村障害者計画」にあたるもので、障害のある人の状況等を踏まえて展開する施策に関する基本的な計画。
障害福祉計画	障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」にあたるもので、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画。
スクールカウンセラー	学校に配置され、子どもの生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う専門家。

総合計画	これからのまちづくりについて、目指すべき将来都市像を掲げ、その実現に向けた具体的な方向性を示すもので、市の計画の中で最も上位に位置する計画。
SNS	Social Networking Service(Site)の略で、個人間の交流を支援するサービス（サイト）。

【た行】

男女共同参画計画	市の男女共同参画に関する施策を推進するための計画。
地域型保育事業	子ども・子育て支援法第29条に基づき、市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う事業のこと。
注意欠陥多動性障害（ADHD）	自分自身の意識や行動をコントロールすることの困難さを持ち、「不注意」、「多動性」、「衝動性」の3つの特徴があり、症状の現れ方は人によって異なる。
銚子市子ども・子育て会議	子どもの保護者、事業主、子ども・子育て支援事業の従事者、学識経験者等で構成し、子ども・子育て支援法第77条1項に基づく特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用定員の設定、子ども・子育て支援事業計画の策定、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について審議するために設置されたもの。
特定教育・保育施設	子ども・子育て支援法第27条に基づき、市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」のこと。
特別支援教育	学校教育法に基づき、障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。
特別養子縁組制度	子どもの福祉の増進を図るために、養子となる子どもの実親（生みの親）との法的な親子関係を解消し、実の子と同じ親子関係を結ぶ制度。養親になることを望む夫婦の請求に対し、要件を満たす場合に、家庭裁判所の決定を受けることで成立。

【は行】

発達障害	自閉症、アスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害で、通常低年齢において発現することが多い。
パブリックコメント	重要な政策などを決定する際に、あらかじめ原案の段階から公表して広く意見を求め、それを考慮して最終的な意思決定を行うとともに、寄せられた意見に対して行政の考え方を公表する仕組み。
保育所保育指針	厚生労働省が告示する保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関する運営に関する事項を定めたもの。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害のある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中の居場所として、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供する場。
母子健康手帳	母子保健法に基づき、妊娠の届出をした者に地方自治体が交付する手帳。妊娠中の経過、出産状況、乳幼児の発育状況などが記録され、母子の健康記録と保健指導の基礎となるもの。
母子保健コーディネーター	専任の助産師・看護師等が、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々な相談を受け、切れ目のない支援を実施する専門職。

【や行】

幼稚園教育要領	文部科学省が告示する各幼稚園で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準。
要保護児童対策地域協議会	児童福祉法に基づき、要保護児童等（児童虐待や保護者の養育支援が特に必要な児、望まない妊娠や精神疾患を有するなどの事情を有する妊婦）に関する情報交換や支援内容の協議を行う法定協議会。
幼保連携型認定こども園教育・保育要領	内閣府・文部科学省・厚生労働省が告示する学校と児童福祉施設の両方の位置づけを持つ幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項を定めたもの。

【ら行】

ライフサポートファイル	障害のある子ども等の心身の成長発達や関係機関での支援の記録を綴り残していくもの。
-------------	--

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス	働くすべての人が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。
--------------	---



銚子市第2期子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行 銚子市

編集 銚子市 子育て支援課

〒288-8601 千葉県銚子市若宮町 1-1

TEL : 0479-24-8967

FAX : 0479-25-7502

URL : <http://www.city.choshi.chiba.jp/>

